

令和元年

第7回飯舘村議会定例会会議録

自 令和元年 9 月 3 日
至 令和元年 9 月 17 日

飯 舘 村 議 会

令和元年第7回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 3	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 4	水	休 会		議案調査
第3日	9. 5	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 6	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番） 3. 議案審議
第5日	9. 7	土	休 日		
第6日	9. 8	日	休 日		
第7日	9. 9	月	休 日		議案調査
第8日	9. 10	火	決算審査 特別委員会	午前9時	平成30年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第9日	9. 11	水	決算審査 特別委員会	午前10時	平成30年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第10日	9. 12	木	決算審査 特別委員会	午前10時	平成30年度一般会計及び各特別会計 決算審査
第11日	9. 13	金	休 会		議案調査
第12日	9. 14	土	休 日		
第13日	9. 15	日	休 日		

第14日	9. 16	月	休 日		
第15日	9. 17	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉会

令和元年9月3日

令和元年第7回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和元年第7回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年9月3日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年9月3日 午前10時00分				
	閉議	令和元年9月3日 午前11時37分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高橋萌育	
地方自治法 第121条の 規定によ りたため る出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月3日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第7回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件2件、決算認定6件、条例案件5件、その他案件6件、計19件、ほか報告案件1件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が7月31日に所管事務調査のため開催されております。

次に、8月30日に議会運営委員会が本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和元年6月及び7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの15日間に

決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第73号から議案第91号、及び報告第2号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和元年第7回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出議案の説明に先立ちまして、6月定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず、帰還困難区域における応急仮設借上住宅の無償提供期間の終期でございます。これは、昨年県において令和2年3月末をもって無償提供期間を終了する決定がなされているところではありますが、このたび県が新たに福島第一原発プラントの立地自治体である大熊町と双葉町、ここはまだ大部分が帰還困難区域であるために、この2つの自治体に限り令和3年3月末まで1年間延長すると、このような決定をなされているという報告がありました。なお、その他の帰還困難区域については、令和2年3月末までで無償提供期間が終了ということでありまして。

ただ特別な事情、例えば今住宅を新築しているとか、リフォーム中でもう少したないとい入れないというような方に限り、時期を特定した上で最長令和3年3月末まで延長できるということになっております。ということで、村も帰還困難区域である長泥地区の住民に、本件については説明をしているところではありますが、なお機会を捉えて皆さん方にこのことを伝えていきたいと、このように思っているところであります。

次に、長泥地区環境再生事業の現状についてお話しさせていただきたいと思っております。本事業実施に当たって放射線の安全性の検証方法ですが、土壌中の放射能濃度の測定の際、放射能濃度分別機の投入前と分別後が5,000ベクレル未満と5,000ベクレルを超えたものに分別し、5,000ベクレル未満のものを利用するというようになっております。また、測定の際には環境省・業者など関係者のみではなくて、地元住民や学識者などによる確認も行うことになっているところであります。

また、帰還困難区域における活動であります。現在厳しい制限がなされており、地元住民からはもっと弾力的な運用を求める声が出されていたところであります。環境省によりますと、長泥地区においては現在年間積算線量が20ミリシーベルトを下回っているということですので、不必要な制限、例えば防護服・ヘルメット・長靴などなど、そういうものは可能な限り取り除く方向で関係省庁と協議をし、弾力的な運用を図っていくという方針が示されました。

次に試験栽培であります。現在ビニールハウス及び露地でジャイアントミスカンサス、あるいはトルコキキョウなどの花の試験栽培を実施しておりますが、土壌がやせているため土改剤と十分な施肥が必要との専門家からの助言があったところです。また、地元住民や学識者からは野菜・米などの食べるものの試験栽培を強く求められておりますので、環境省としても早期に対応できるよう関係省庁と協議し、対応をしているということでございます。

それから、2つの協定の締結についてお話しをさせていただきます。1つは、去る8月1日に村とあぶくま信用金庫との間で地域製品の販売や、地域及び暮らしの安全・安心にかかわるところの7項目について、相互に連携する協定を結んだところでございます。また、この協定の中には、村民を対象にした住宅ローンや教育ローンの金利の優遇措置も図るということも示されているところであります。地元の金融機関でありますので、これから相互の友好関係をさらに深めてまいりたいというふうに思っています。

もう一つの協定は、よい仕事おこしフェア実行委員会との包括的な連携に関する協定でございます。去る8月23日、村とよい仕事おこし実行委員会、実行委員は、あぶくま信用金庫の理事長と全体の事務局が、東京の城南信用金庫理事長と、この3者間で、相互のネットワークを活用した村の情報発信、中小企業支援及び地域創生や地域産業振興に関することなどの項目について協定を結んだところでございます。「よい仕事おこしフェア実行委員会」は全国の信用金庫でつくる組織、全国には約257の信用金庫があるんだそうですが、これまで全国各地でいろいろな地域貢献をしてきた団体であります。村との協定で当面の取り組みとしまして、4つほどございます。

現在、城南信用金庫本店・支店に村で栽培された花を展示しており、これを全国の信用金庫に広めていきたいというお話がありました。それから、毎年開催している「よい仕事おこしフェア」に、村の特産品の展示販売コーナーや村の企業のPRブースを設置ということで、今年度国際フォーラムであります。そこに展示のスペースをとっていただいているところであります。それから、大学や企業などに声がけをしまして、スポーツ公園や「きこり」の利活用を図っていくということでございます。また、年間を通じ村の情報発信によるPRにも意を尽くしていきたい、このような形で今後さらに支援策については双方で協議をしていくことになっております。

先日全国まちづくり交流会が村の中でございました。第17回の全国まちづくり交流会ということでありますが、本村を会場に8月2日から4日までの3日間、「東日本大震災から8年、飯舘村の新しい村づくりを見る」というテーマで開催されました。全国から80名を超す参加者がございまして、村内の新設及び改修された公共施設を初め営農再開された農家への訪問、除染の状況、帰還困難区域の復興拠点など、村の復興状況をつぶさに見学していただいたところでございます。参加者と村民による交流会も行われましたし、また阿波踊り、相馬野馬追などの飛び入りアトラクションもあって、目的であるまちづくりの友好な交流というものが図られたというふうに思っております。

また、村に寄贈されたさまざまな雑誌の創刊号などを見学してもらう「雑誌のはじまり展」を開催したところでございますが、参加者はここも見えていただいて貴重なオリジナル版に見入っていたところでございます。

次に、福島第二原子力発電所廃炉決定でございます。去る8月2日に、東京電力の小早川代表執行役社長が来庁し、福島第二原子力発電所の廃炉について執行役員会において正式に決定した旨の報告がございました。第二原発の廃炉については、県を初め県内の各自治体から早期廃炉の強い要求があったところであり、今回の東電による廃炉決定は県民も高く評価をしたものと考えております。なお村からは、廃炉に向けての作業に当たっては

安全・安心を第一に、二度とこのような事故を起こさないよう最善を尽くすよう要請したところでございます。

次に、各課の報告を申し上げたいと思います。

まず総務課ですが、6月21日に深谷の多目的交流広場整備工事の安全祈願祭を行ったところであります。これは、道の駅の北側の約1.3ヘクタールの敷地に親子が遊べる屋内運動施設、あるいはさまざまな遊具などを設置する公園等を整備をする予定でございます。

それから7月11日ではありますが、第2回目の行政区長会を開催いたしました。6月議会の概要説明や各課の事業報告などを行ったほか、各区長からの質問や要望を聞いたところでございます。

また、7月21日投開票であった参議院議員選挙ではありますが、村の投票率は期日前投票と合わせて46.92%で、前より2.34%下がったということでもありますので、今後の課題などこのように思っているところであります。

次に、住民課関係であります。

8月23日、3年に一度行う飯舘村戦没者追悼式を行ったところであります。それぞれ遺族会の皆さん方、英霊にこたえる会、関係者のご臨席のもとに、交流センター「ふれ愛館」で開催いたしました。

次に税関係であります。課税状況は、7月31日現在で村民税は2,523人、固定資産税は148件、軽自動車税は3,099台、国民健康保険税は85件でございます。

次に、村民の帰還状況ですが、8月1日現在村への帰還者は576世帯、1,180人、帰還率21%ということでございます。これに、もともと避難しなかった方や、あるいは転入者126人といたってホームの入居者合わせますと664世帯の1,343人が、現在8月1日の帰村者ということになります。

避難先での生活を継続している方の状況であります。まず県外が134世帯の240人、県内は福島市に2,623人、南相馬市に359人、川俣町に316人、伊達市に299人、相馬市に157人、このような状況で、合わせて3,977人となっているところであります。「おかえりなさい補助金」も、帰村の届け出をしている576世帯のうち8月1日現在535件が申請ということで、皆さん方に使っていただいているということでございます。

復興対策関係であります。農政としては、主食用米・飼料用米など作付面積が去年は23ヘクタールほどだったのですが、今年度は47ヘクタールまでふえたということでございます。また、昨年度7件の畜産農家が、7月末までに和牛の肥育・繁殖一貫経営1件、乳牛の育成経営1件を含めまして7プラス2ということで9件になり、村内で飼養されている牛も繁殖雌牛が約220頭、肥育牛23頭、乳牛の肥育牛22頭までふえたということでございます。

また、花のカスミソウは2地区5件から、30代の若手農家2件を含め5地区10件までに生産量がふえまして、6月から始まった出荷が最盛期を迎えているところでございます。このほか、野菜等については7月末までにキュウリ、ナス、パレイショなど51品目239点の検査を実施しております。また、「生きがい農業」で生産した自家消費用の野菜についても、各行政区等に設置した非破壊式検査器による検査を受けるよう、各農家に指導して

いるところでもあります。

次に、「農地を守る」取り組みであります。昨年度に引き続き村内で19の農業復興組合に加えまして、飯舘村振興公社が農用地、かなりの面積の保全管理を実施しているところでございます。

次に「生きがい農業」であります。今年度9月30日までの申請をもって事業を終了することとしておりますが、昨年度までに293件の実績があり、今年度は7月末までに47件の申請があり、家庭菜園等に必要な管理機やパイプハウスなどの導入を支援しているところであります。

次に「なりわい農業」であります。昨年度末まで73件が事業を活用していただきましたが、今年度4月末までに6件が事業採択され、現在8件について追加申請をやっているところであります。

「新たな農業」の取り組みであります。昨年度まで園芸用ハウスや牛舎、農業用機械等の導入を進めてきたところですが、今年度はご存じのようにJAが運営主体となるライスセンター等の整備のための用地造成、農用地の大規模集積、経営のための農業用機械や畜産経営に要する機器などの導入などを進めているところであります。

このほか、集落ごとに農地の出し手と受け手の明確化に向けて、今年度は8月末までに13集落で延べ20回の説明会を開催し、作付再開計画図の作成を進めているところでございます。

次に林業関係ですが、ふくしま森林再生事業により、今年度は年度別計画の策定とあわせて佐須地内の公有林であります。約16ヘクタールの間伐を進めておりまして、そのうち県の樹皮モニタリング検査により搬出することが可能となった杉90立方メートルについては、7月に木材市場に出荷されまして、風評被害等もなく一般的な市場単価で販売に至っているところでございます。

鳥獣被害であります。7月末までにイノシシ177頭を駆除しました。また、村内で農業にかかわる方に対して、電気牧柵の随時の導入を進めているところでございます。

商工労政関係でございます。いわゆる4分の3の補助事業ですが、今年度は7月までに5件の申請があり、「陽はまた昇る基金」による村からの5%上乗せ補助事業により支援を実施してまいりました。

次に、「いいたてプレミアム付商品券」であります。7月末までに村民や村内事業所に勤務している方に5,598冊を購入していただきました。さらにはこの交付金を活用したイベントとして、8月11日に道の駅「までい館」において村の商工会青年部が中心となって「いいたて夏祭り」を開催し、「までい牛」のふるまい、あるいは餅まきや村の団体によるよさこいのパフォーマンスなどが実施されたところでございます。

次に、「きこり」の宿泊状況ですが、平成29年7月からの宿泊者数は5,337人となっております。また入浴施設ですが、これは平成28年の3月からスタートしておりまして、2万3,481人が利用していただいているということで、まさに村民の憩いの場・交流の場となっているところであります。

飯舘村の道の駅「までい館」であります。これは平成29年8月12日にオープンして2

年を過ぎたわけでありませんが、7月末までのレジの客数でございますが、いわゆる道の駅「までい館」が9万2,755人、セブンイレブンが26万5,098人がいわゆるレジの客数ということでございます。今後も道の駅「までい館」を復興拠点施設として、地域の活性化につなげてまいりたいというふうに思っております。

健康福祉課関係であります。

集団健診でございますが、7月8日と12日の2日間、ふれあい館で延べ14人に結果説明会を行ったところであります。参加者には保健師・栄養士・医大スタッフが個別に健診結果などを説明し、あわせて日常生活での健康管理のアドバイスなどを皆さん方にお話ししたところでございます。今回の健診を受診されなかった方については、7月からの施設健診を個人通知により受診していただくようにお話ししているところでございます。

いいたてクリニックについても、再開から3年が経過し利用者数もふえて、1日当たりの利用者数は14人ほどとなっております。今後とも利用者の状況を見ながら、随時ふやせるかどうか検討してまいりたいというふうに思っております。これにあわせて、高齢者の足の確保の一端を担っているコミュニティーバスの利用もふえておまして、1日当たり利用者は12人となっているところであります。

それから、帰ってきた人へのいわゆるお茶会の充実ということで、サポートセンター事業をやっておりますが、これは2年目になりまして利用登録の方も128人となって、さまざまな健康メニューなどの参加者も多く、連日盛況しているというところであります。

それから、被災当時に住んでいた住居を解体されて新しく建てられた方へ、被災者生活再建支援金というのが現在615件の申請で、602件が受給済みとなっているところであります。

また、6月26日には村の100歳到達ということで伊丹沢の高橋嘉子さんに知事から100歳の賀寿、村からはお祝金と記念樹の目録を贈らせていただきました。嘉子さんは、飯舘村では23人目の100歳到達者ということでございます。さらに、5月より帰村された村外のデイサービス等を利用される方に対しての、施設までの送迎を行う村外在宅サービス等送迎事業を開始しております。現在月平均104人ほどが利用しているところでございます。

次に、建設課関係でございます。

村営住宅に入居の状況でございますが、入居可能な村営住宅は100戸でございますが、現在92戸に141人が入っていただいております。65歳以上の割合が33%、ほぼ3分の1ということになっております。ただいま建設中の大師堂団地、草野小学校前の建設工事ですが、土どめの前に建築工事を先に着手してまいりましたが、造成工事の発注も終えましたので、年度内の完成と来年4月からの入居を目標に工事を現在進めているところであります。

次に、村道機能回復舗装工事であります。先行発注分の9路線12.5キロメートルは、7月より舗装工事が開始されておまして、11月末には終わるだろうと思っております。追加分の7路線約4.2キロメートルは、12月末の工事完了を見込んでいるところでございます。

それから農林関係で、再生加速化交付金の営農再開支援水利施設等保全事業で行う水路

等の草刈り・土砂上げは、昨年度まで8行政区、今年度7行政区で実施しており、帰還困難区域の長泥行政区を除く4行政区については来年度実施予定となっております。

次に、農業基盤整備促進事業による農地の暗渠排水・客土・用排水路等の整備ですが、昨年から継続して進めている2行政区と、現在測量設計をやっている6行政区を実施する予定でございます。ため池放射性物質対策事業については、昨年度詳細の調査を完了した14カ所のうち5カ所の対策工事を今実施しているところでございます。

次に、教育委員会関係であります。

まず、義務教育学校に関してであります。7月13日第1回目の一般住民向けの説明会を交流センター「ふれあい館」で開催しました。当日は、義務教育学校のメリットなどを説明し、意見や質問などをいただきました。今後もこのようなことを丁寧にやっていきたいというふうに思っておりますが、7月17日には第2回目の義務教育学校開校準備委員会を開催し、校名候補を選んだところでございます。選定に当たっては、6月5日から25日の期間に応募いただいた133件の校名を参考に、新しい学校にふさわしい校名候補を委員会で協議し、「飯館村立いたて希望の里学園」を選定したところでございます。今回の9月議会定例会に、義務教育学校の設置条例を上程しておりますので、何とぞよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

次に、夏休み中の動きであります。7月25日、26日の2日間、村の先生方を対象に研修会を開催いたしました。廃炉支援機構の山名元理事長、あるいは文科省の教育制度改革室室長補佐である大類由紀子さん、あるいは現在義務教育学校をやっております郡山市の西田学園の原真児校長先生などを講師に招いて、教育現場以外にも視野を広げる観点から講演などをいただいているところでございます。

夏の学習会ではありますが、昨年に引き続いて花まる学習会の会田先生を中心に、中学校の先生方に協力をいただいて学習会をやっているところでありますし、上智大生も9名学習会支援にかかわっていただいて、個別指導による学習の充実をこれまで図ってきたところでございます。

「いたてっ子夏祭り」、PTA主催ではありますが8月18日開いていただいて、学校再開後2回目の夏祭りということではありますが、園、小学校と中学校の保護者が一堂に交流できるイベントして、流しそうめんを初めいろいろなことをやって一体で楽しむ姿が見られました。

生涯学習関係であります。

7月21日から24日、例年の「沖縄までの旅」を実施しているところであります。今年度は5年生も対象にして、5・6年生33人の参加でございます。来年はこの事業は行わず再来年に行うことになろうかと今のところ思っているところであります。

次に、8月13日から8月20日は「未来への翼」ということで、北欧のほうの研修がありました。参加者の枠を昨年から広げまして、中学生に加えて村を背負って立つ若手の方やスタッフの職員、あるいは議会もあつたんですが、今回は参加していただけませんでしたけれども、18人で研修を行ったところであります。世界の中でも幸福度が上位のスウェーデンとフィンランドということで、幼児教育とか高齢者福祉の取り組みなどを勉強してき

たところでありまして、中学生はホームステイを2日間体験して、一回り大きくなって帰ってきました。

スポーツ関係では、6月23日にはスポーツ公園の屋内コート内に設置しているクライミングウォールでボルダリング体験教室を実施し、小学生を中心に15人が参加していただきました。

それから、トレーニングルーム使用者説明会を6月25日から7月16日までの間に8回開催し、51人に参加していただきまして、これからスポーツ公園管理棟の使い方などをいろいろ説明させていただいて、10月から本格的な利用が始まる予定でございます。

7月21日は、女性限定でプールの中で運動するアクアエクササイズ教室を学校のプールで実施しました。また7月28日、29日、8月5日の3日間は、プール開放事業を実施したところでもあります。

村民グラウンドゴルフ交流会を8月25日、スポーツ公園で94名ほどの参加でやってきたところでもあります。

8月31日から9月1日には、「きこり」周辺でキャンプ教室を実施しているところでございます。

以上が、これまでのいろいろな事業の説明でございまして、これから提出いたしました議案につきまして、その概要の説明に入らせていただきたいというふうに思っております。

議案第73号は令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）であります。

これまでの予算に23億7,033万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を175億9,485万3,000円としたところでございます。

歳出の主な内容でありますけれども、総務費の総務管理費に1億8,770万6,000円、民生費の社会福祉費に1,516万8,000円、農林水産業費の農業費に19億7,826万1,000円、林業費に5,448万2,000円、商工費の商工費2,482万円、土木費の道路橋梁費に2,467万5,000円、河川費に6,962万9,000円を計上したところでもあります。

なお、これらの歳入には地方交付税、県・国支出金、あるいは財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を充てているところでございます。

議案第74号は令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に4,153万円を増額いたしまして、総額11億8,081万7,000円としたところでございます。

それから、議案第75号から80号までは平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算承認についてでございます。一般会計の決算額は、収入の総額が169億147万1,000円、歳出の総額は160億4,213万4,000円で、差し引き8億5,933万7,000円の黒字であります。そのうち繰越明許費として3億1,257万3,000円を差し引き、実質的には5億4,676万4,000円が黒字ということで、財政調整基金に3億円を積み立てているところでございます。

議案第81号は、飯舘村立義務教育学校設置条例でございます。これは、これまでも何回かお話しさせていただきました草野・飯樋・臼石の3小学校並びに飯舘中学校を統合し、新たな9年間の義務教育学校を設置するため制定するものでございます。

議案第82号は、飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でありま

す。これは、スクールバス運転業務に従事する職員の特殊勤務手当を廃止するものでございます。

議案第83号は、飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、月60時間を超える超過勤務手当について支給割合が引き上げられており、この引き上げ部分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定できる制度を制定するものであります。

議案第84号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、議案第83号の改定に伴いまして、語句等の整理をするものであります。

議案第85号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例であります。これは、消費税増税により低所得者の第1号保険料の軽減強化が図られることに伴い、保険料を減額するものであります。

議案第86号は、被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業、飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約についてでございます。8月26日に7社による指名競走入札を行った結果、仙建工業株式会社福島支店が落札いたしましたので、その工事請負契約について皆様方の議決を求めるものでございます。なお、契約金額は9,504万円でございます。

議案第87号は、農業用機械の取得についてでございます。上飯樋地区の水田農業用機械一式でございますが、8月1日に7社による指名競走入札を行った結果、株式会社南東北クボタ飯舘営業所が落札いたしましたので、その物品購入契約について議決を求めるものでございまして、契約金額は1億7,016万4,800円であります。

議案第88号は、農業用機械の取得について。これは、トラクター附属機器一式ほかでございます。地区は、同じ上飯樋であります。8月1日に7社による指名競走入札を行った結果、株式会社南東北クボタ飯舘営業所が落札いたしましたので、これの議決を求めるものでございまして、契約金額は1億7,557万2,360円でございます。

議案第89号は、これも農業用機械の取得でございまして、ミニパワーショベル一式などで同じ地区でございます。8月1日に5社による指名競走入札を行った結果、コマツ福島株式会社福島支店が落札いたしましたので、その契約について議決を求めるものでございます。契約金額は、3,996万円であります。

議案第90号は、これも農業用機械の取得ですが、宮内地区の畜産用機械一式でございます。8月1日に4社による指名競走入札を行った結果、株式会社イワサが落札いたしましたので、この物品購入契約について議決を求めるものでございまして、金額は2,500万2,000円でございます。

議案第91号も、農業用機械の取得についてでございまして、機械は堆肥運搬車ほかでございます。8月1日5社による指名競走入札を行った結果、株式会社イワサが落札いたしましたので、その契約案件について議決を求めるものでございます。契約金額は3,276万2,880円です。

報告第2号は、平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計継続費精算報告書でございます。これは、平成29年度から平成30年度の2カ年で進めていました草野地区処理施設水利処理機器更新事業が完了いたしましたので、その実績について報告するものでございます。

以上が、提出いたしました議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時47分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（菅野新一君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第75号平成30年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成30年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号平成30年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第80号までの6議案については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上7名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7名の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時37分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月3日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

令和元年9月5日

令和元年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和元年第7回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和元年9月5日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年9月5日 午前10時00分				
	閉議	令和元年9月5日 午後 4時08分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明し た者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月5日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

9月3日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に佐藤一郎委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月3日総務文教常任委員会が陳情第4号審査、所管事務調査取りまとめ等のため、同日産業厚生常任委員会が陳情第5号の審査、所管事務調査取りまとめ等のため、委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 震災と原発事故から8年半が過ぎ去り、避難指示が長泥地区を除き解除されましたが、国が村と村民と約束した避難指示解除のための3要件、私ども被害者からの立場からすれば、1番は放射線量値が低減され、本来の安全基準の年間1ミリシーベルト未満にする計画、2番目は生活のインフラ整備、医療や買い物、地域コミュニティー、3番目は村民との十分な協議と合意であります。このことを村、村民としてきちんと検証しなければなりません。

村民の帰還率約21%、576世帯、1,180人。震災後の村への転入者を126人、特老入所者37人を加えると664世帯、1,343人となります。この間、亡くなった方もおりますので数字の変動はあると思いますが、我が村は、大阪市と同じ面積230平方キロメートルであり、除染、つまり放射性物質を取り除き隔離する作業については、村全面積の約15%を実施ただけであります。残りの約85%には国がいう31核種の放射性物質、いわゆる毒物の半減期待ちとしているのであります。したがって、飯館村の自然環境全体は実証地となり、村民は被ばく生活をする人間モルモット化されているのであります。

国、県、マスコミ挙げて復興、復興であります。村が目指す復興とは、正しくは被害を受けた村民一人一人の人生再生であります。それが基本だと思いますが、実態としては、

深谷地区における豪華な箱物、メガソーラー、公共施設の新設など、いわゆる箱物によるものです。マスコミが外見から見て復興と見えるものなのであります。やる気のある方へのなりわい補助も進んでいますが、何百億円もの国予算を使っていますが、国、東電からの賠償、補償、助成金などなくなったときはどうなるのか。多くの、特に帰村されている村民は心配しております。村の財政と維持運営するための費用はと不安を持って生活をしています。

生活しているの買い物、医者、地区集落コミュニティもままならぬ中でのこの10月からの消費税の増税、そして飯舘村でも国保税、介護、固定資産税などの村民への負担だけが、今後ふえるという見通しだけが今存在しているのであります。もっと重要な地域経済やなりわいや労働しての所得の見通しや経費節減の見通し、20行政区での地区ごとのコミュニティのあり方、放射性物質で汚された村全体の土地活用などの見通しも大変な状況になっております。

以上の村民生活の実態における乞い願いに応えるべく、4項目12点について発言をいたします。

1項目めは、帰村された村民の生活について。真実と実態、そして行政の役割と責任を伺うものであります。

1つ目は、文部科学省が発表した放射性物質、毒物は31核種という発表であります。各物質の名称、毒性、半減期と自然界・人間に与える影響をきちんと検証され、示していただきたい。

2つ目に、原発労働者から、事故原因は津波ではなく地震によるもの、現在も放射能は放出されているとの実態報告があるが、村には東電、国からはきちんと報告を受けているのか伺います。

3つ目は、自然界に降散された放射性物質、除染した放射性汚染物の全体数、現状数、実証事業への使用数、分別数など、事故から現在までの全てを村民にきちんと明確に示すべきであります。

4つ目は、除染は全体の約15%を実施して全て終了するという流れであります。残り約85%は自然界、村民生活にどのように影響するのか、この8年半後の実態、真実を見て、村としては影響をどういうふうに分析され、考えているのか伺うものであります。

5つ目は、村独自の検証として、環境への影響調査と原発事故前の年間1ミリシーベルト未満への施策と国への要求をどのように村民、被害者の立場で実践され、今も要求されているのか伺うものであります。

2項目めは、村民への賠償について。

1つ目に、村として村民が公正・公平に賠償してもらえない、手続が進まないなど、村民主人公としての役割、責任について伺うものであります。このことについて、村長への村民からの公開質問状が出されていますが、いまだ対応されないのはなぜなのか疑問を持っているところであります。村民は公正・公平に賠償、補償されたのか。村として実態をどう検証して、8年半の村民の賠償、補償状況を把握されているのか伺うものであります。

2つ目に、国、県が、村が申し込み期限、基準を決めているが、村民が要求した全てが

公平・公正に実施、実現されたのか伺っておきます。

3つ目は、村民に寄り添い、相談を受けて、村民のための行政としての役割、責任を果たしたのか。具体的な村民の相談内容を含め、件数など内訳を示していただきたい。

3項目めは、村民生活支援についてですが、帰村した村民、帰村しない村民、どちらでもなく途中である村民への当面と長期の見通しを行政として正しくきちんと示すべきであります。

1つ目は、買い物、病院、介護施策、医療費無料化継続など、高齢者の足の確保と病気、介護などの福祉施策への対応を具体的に示していただきたい。

2つ目は、原発事故前のような地域コミュニティ、行政区・組の人足や義務、役割などが実態としては大変になっております。高齢者が多数であり、地域役員、班長も必ずしも帰村していない中での村としての支援策をきちんと示すべきであります。

3つ目は、今後を見通しての村民不安に対する施策を示していただきたい。国保や介護、固定資産税、軽車両への個人負担の推移と対応策。村の行政運営費、維持管理費の財政的な推移。学校や役場、各施設、地区集会など。さらに、各地区団体への支援策と維持運営費の実態。老人会や婦人会、商工会、交通安全母の会などであります。

4項目めは、国の約束、賠償などの役割、責任についてであります。

村としてどのように検証されているのか。その検証に立って、福島原発事故の加害者の国、東電との協議などはどうされているのか。私たち飯館村民が国や東電に何かしたわけではありません。それなのに、人生そのものを奪われた100対ゼロの加害者と被害者なのであります。避難、賠償、放射性物質を除去して隔離する除染について、国との約束はどう変化したと報告を受け、確認をし、村民の代表として村長はどのような要求をしているのか伺うものであります。

以上、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますので、私のほうからは村民への賠償について3点ございますが、関連がございまして一括してお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、1点目の村民は公正・公平に賠償、補償されたのかというご質問であります。村として実態をどう検証しているのかであります。

原発事故による原子力災害は、甚大で広範囲に及ぶということから、国は被災者へ早期に賠償を支払い解決を図る目的で原子力損害賠償紛争審査会というものを設けまして、一定の基準を示して賠償が進められてきました。賠償の基準は、ある程度の範囲を包括的賠償で補償されましたが、それで全ての賠償が補償されるわけではありません。そうした包括的賠償の範囲におさまらない方々にはADRや訴訟の制度がありまして、個々の実績を示して別に賠償請求を進めていただくことになっております。

また、内容までは村は把握しておりませんが、村としては原子力損害賠償紛争審査会や国、東電に対して放牧地の畑地価格での賠償であったり、住居確保損害など、賠償基準についてさまざまな要望や働きかけを行い、その実現化を図ってきたところがございます。

そのほかにも、イグネの除染伐採や古い家屋の解体、昇口の舗装など、直接の賠償ではありませんが、村民の想いに応えられるような事業についても取り組んでまいったということでございます。

次に、2点目の国、県、村が申し込み期限、基準を決めているが、村民が要求した全てが公平・公正に実施、実現されているのかというご質問であります。

さきに答弁しましたように、損害賠償は国の基準により進められておりますので、その基準の範囲に入らない賠償や特別な事情を抱えているような方の賠償については、ADRや裁判などの手続で請求されるべきと思っております。

原子力損害賠償の賠償請求権に関する消滅時効期間については、民法上では10年となっておりますが、請求を妨げられないことがないよう時効後も個別の事情を踏まえて柔軟に対応することになっておりますので、損害賠償について村民が不利益を受けることがないよう、引き続き国のほうに求めてまいりたいというふうに思っております。村としても、国や東京電力に対して、全ての損害賠償が受けられるよう公正かつ迅速な賠償と個別の事情を踏まえた賠償を求め、もとの生活が一刻でも早く取り戻せるよう取り組んでまいっているところであります。

次に、3点目の村民に寄り添い相談を受けて、村民のための行政としての役割、責任を果たしているのか。具体的に内訳と件数を示せということであります。

まず、原発事故による損害賠償については、これまで賠償請求をわかりやすくした資料を作成して、住民懇談会などで何回も丁寧に説明してまいりました。また、平成26年度から29年度まで、村の顧問弁護士による無料相談会を開催し、4年間で17回の相談会を開催し、27名の方が利用しております。また、そのほかにも、社会福祉協議会もこの村の顧問弁護士による相談会を開かせていただいているところであります。

さらに、電話対応や来庁時の対応も職員が適切に説明しておりますが、個別の困難な事例については、東京電力の川俣相談窓口を初め、県内外の相談窓口にご案内をするとともに、相談窓口に来訪できない方へは個別訪問のご案内をしながら東京電力福島補償相談センターにつないでいるところであります。今後も住民に寄り添った支援をしてまいりたい、このように思っております。

他の質問は多岐にわたっておりますが、副村長以下のそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1の帰村された村民の生活環境についての5点について、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の放射性物質の核種と自然界・人間に与える影響であります。国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質はセシウム、ヨウ素、ストロンチウム等31種とのことでありますが、村で確認している核種はセシウムとヨウ素の2種類で、半減期はセシウム134が2年、セシウム137が30年、ヨウ素131が8日であります。

次に、自然界・人間に与える影響であります。動物につきましても、県において、本村内で捕獲しましたイノシシ肉の放射性物質の濃度測定を実施しております。それにより

ますと、平成25年12月に14頭を測定した結果、平均でキログラム当たり2,159ベクレルでありました。また、平成29年9月に2頭を測定した結果、平均でキログラム当たり425ベクレルでありました。

次に、植物の状況であります。村民から持ち込まれました検体や村独自で採取しました植物の木の实や山菜について計測をしておりますが、柿については平成23年度は平均でキログラム当たり510ベクレルでありましたが、平成30年度は平均でキログラム当たり8.2ベクレル、フキについては平成24年度は平均でキログラム当たり318ベクレルでありましたが、令和元年度は平均でキログラム当たり26ベクレルであり、全体的に減少傾向にあります。県の指導等により作付を再開した白菜、大根、キャベツなど約60品目が食品放射性物質測定の結果、全て国の基準値以下であり、道の駅や市場に出荷をしているところがあります。しかしながら、キノコやコシアブラなど一部においてはまだ高い濃度で推移している状況にあります。

次に、人間に与える影響についてですが、原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を把握するために内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。平成30年度の検査結果につきましては、内部被ばく検査を延べ87人が受検し、結果につきましては全員1ミリシーベルト未満というふうになってございます。甲状腺検査につきましては平成30年度は2年に一度の県が実施する年度となっており、496人が受検し、経過観察者は279人となっておりますが、がんやがんの疑いのある人はおりませんでした。放射線の影響を見るためには長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の態勢を整え、毎年実施できるようにしてまいります。

次に、2点目の放射性物質の放散、放出であります。県及び東京電力より福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会において年に4回、福島第一原子力発電所周辺のモニタリングポストの数値の報告を受けており、その値は、事故直後は1時間当たり101万8,000ナノグレイでありましたが、平成31年3月現在では1時間当たり389から5,270ナノグレイであり、原子力発電所事故以降、降雨等による変動があるものの、原子力発電所に由来する新たな変動はないという報告を受けております。

次に、3点目の除染廃棄物の全体数と現状であります。除染工事から発生しました除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、環境省発表によりますと、草木等の可燃物が79万袋、除去土壌の不燃物が175万袋、合わせて254万袋であります。

本年度の村内仮々置き場等からの搬出状況であります。可燃物については55万袋を蕨平減容化施設へ、また不燃物については24万袋を中間貯蔵施設へ、3万袋を長泥行政区へ搬出し、そのうち350袋については長泥環境再生事業の実証事業で使用したところでございます。現在、可燃物が24万袋、不燃物が148万袋、合わせて約172万袋のフレコンバッグを村内の仮々置き場で一時保管している状況でございます。

国の中間貯蔵施設への搬入計画につきましては、平成30年12月に公表されました2019年度の中間貯蔵施設事業の方針では、県内各地で一時保管されている除去土壌等を2021年度までに搬入の完了を目指すとしております。

なお、村の今年度の中間貯蔵施設への搬出計画は、約40万袋となっております。村としましては、村内に除去土壌等があることで不安に感じている村民の声を聞いておりますので、幹線道路やスクールバス路線、人家密集地に近い場所などから優先的に運び出すことで協議を進めており、今後も国に対し早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の未除染地の自然界、村民の生活への影響ではありますが、ご存じのとおり、除染同意をいただいた宅地、農地、森林、道路等の面的除染は事業を完了し、うち森林については住宅等の林縁部から20メートルの範囲まで除染をしておりますが、それより奥の山林については未除染となっております。未除染による村民生活への影響ではありますが、山菜やキノコなどは摂取制限が出ておりますので、そうした山の恵みを享受できないこと。また、山林の管理ができないことでイノシシやニホンザルなどへの圧力が減って獣害等の増加につながっていることが予想されます。

村といたしましては、林業の再開を目的とした林業関係の各種施策を推進しております。具体的には、昨年度からふくしま森林再生事業を活用しての除間伐を進めており、このうち、県の樹皮モニタリング検査により搬出することが可能となった杉90立方については7月に木材市場に出荷され、風評被害等もなく一般的な市場単価で販売に至っております。引き続き、搬出、販売に向けて鋭意調整を進めてまいります。

また、木質バイオマスの熱利用に係る事業の実現可能性についても、平成28年度の検討結果をもとに放射性物質を含む焼却灰の処理方法及び事業の採算性が担保される手法などを継続して検討しているところでございます。

なお、ご質問にあります自然界への影響についてであります。村では専門的知見を有しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、5点目の村独自の検証と施策、国への要求であります。村は除染の目標値として当面年間5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対してはその除染目標値になるような除染を求め、本格除染を求めてまいりました。国の長期目標であります追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すことについては、村も同じ考えであり、今後も早期に実施できるよう国に求めてまいります。

なお、村独自の環境への影響検証とのことですが、想定される調査、検証については国の補助によるものでほぼ実施しており、その検証が正当かどうかについてはアドバイザー等の確認を得てまいりたいと考えております。また、国に対しましては、村内の放射能分布が一目でわかる放射線量モニタリングマップ作成や無用な被ばくをしないための食品放射性物質測定に係る運営補助などについて、引き続き要望してまいります。

私からは以上でございます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、3番の村民生活支援についての3の1、買い物、病院、介護施策、医療費無料化継続など、高齢者の足の確保と病気、介護などの福祉施策への対応を示せとのご質問にお答えさせていただきます。

村では、帰村高齢者の交通手段を確保し、村内外での医療、買い物、そして介護、福祉など、暮らしの利便性の向上を図るため、もとのようにはいかないまでも村民の帰還促進

を図ることを目指して取り組んでいるところであります。

先般、6月の定例議会で福島交通が医大経由となったことを答弁しておりますが、その後の交渉において済生会川俣病院前停留所が10月1日までに設置されることになり、運用されるということで、また一步前進したところであります。買い物においては、川俣町道の駅シルクピアの停留所がありますので、最寄りのスーパーが利用できます。また、コミュニティバスの運行状況と利用者の声を聞きながら、自宅玄関からの乗降ができないかどうか次年度へ向けて検討しておるところであります。医療費の無料化継続については、県やほかの自治体と連携し、引き続き国、県に継続の要望をしまいにありますが、来年は震災から10年目を迎えることから継続は厳しいものと思われま。

続いて、医療、介護などの福祉施策についてですが、1つ目には、いいたてクリニックを一昨年前の9月に再開し、徐々に利用者がふえてきているところであります。まだ薬局などの問題もありますが、次年度に向けて検討している段階であります。昨年度の利用者は、延べ1,080人でありました。

2つ目に、帰村に向けたお助け合い事業を実施しており、高齢者の送迎援助などを行い、孤立防止に努めているところであります。昨年度の利用者は353人でありました。

3つ目に、村外介護サービス事業、いわゆるデイサービス、ホームヘルプサービスの送迎事業を実施しているところでありますが、村内にはない介護サービスを利用するため村内から村外事業所へ送迎しているところであります。昨年度の利用者は833人でありました。

4つ目に、いいたてクリニックに併設したサポートセンターつなごっぺ運営ですが、1週間に実人数100人が利用しており、介護予防事業の拠点として高齢者に人気のサロンとなっており、引き続き継続できるよう財源の確保に向け取り組んでまいります。現在、村内で行われているのはいいたて福祉会による施設介護サービスのみであり、デイサービスや在宅介護については村外の事業所に対応していただいているところであります。もとのようにはいかないまでも村の将来の介護サービスのあり方を検討するため、それぞれ6つの事業所からなる飯舘村介護保険サービス検討委員会を立ち上げたところであります。村の現状を共有しながら、こちらについてももとどおりにはいかないまでも、よりよい介護サービス提供に向けて検討してまいります。

私からは以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、3番の村民生活支援についての2つ目と3つ目についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、2つ目の原発事故前のコミュニティー等の関係でございますが、現在、村に居住している方の人数は約1,300人となっており、うち65歳以上の高齢者は約63%となっている状況でございます。村への帰還の人数については、村民の村外への居住の確保状況を勘案した場合、将来に向けて大幅な増加は期待できないと考えているところでございます。一部の行政区では総会のみならず役員会などの出席率も低くなっており、行政区運営に苦慮していることや、行政区の再編を求める声も伺っているところであります。ただ、当面の間は20行政区の枠組みで村づくりを進めてまいりたいと考えているところでござい

す。将来に向けてコンパクトに運営できる体制や行政区間で連携する体制を整えていく必要があると考えておりますので、今後行政区ヒアリングなど、行政区の皆さんとご相談させていただきながら検討を続けてまいりたいと考えております。

なお、行政区のきずなを深めるための地域づくり事業などの継続、検討や、震災前、村から行政区にお願いしていた村道の草刈りや河川クリーンアップ作戦などについては行政区以外での対応も検討し、できるだけ行政区の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3つ目の今後を見通しての村民不安に対する施策を示せというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の個人負担についてでございますが、村では今年度も固定資産税、軽自動車税の農耕車車両分、国民健康保険税、後期高齢者保険保険料、介護保険料の3税目2保険料について減免を行っているところでございます。このうち、固定資産税につきましては、避難解除後3年間は国が地方税法により半額減免、残りの半分を村が独自に負担するという形で村民の負担を軽減しているところでございます。この運用は3年間としておりますので、令和3年度からは固定資産税の全額を村民にご負担をいただくことになっております。

次に、軽自動車税でございますが、農耕車車両分以外の軽自動車税は昨年同様に通常課税となっております。しかし、農耕車車両分につきましては、平成23年度より9年間の減免をしてまいりましたが、減免の期間を今年度で終了とさせていただき、令和2年度、来年度からは全ての車両で通常課税とさせていただきたいと考えてございます。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましては、上位所得者以外の村民と帰還困難区域の村民の方については令和2年3月まで減免されることとなっております。ただ、その後の方針につきましては、現在のところ国から示されておりませんので未定でございます。国の次年度の方針は毎年2月ごろ確定し、村に通知がございまして、保険税等の減免につきましては国の方針が確定し次第、速やかにお知らせ版等で村民に周知することとしてございます。

次に、2点目の村の行政運営費、維持管理経費の財政的な維持ということでございますが、まず人件費につきましては、平成24年度の約6億2,000万までは年々減少しておりましたが、その後復旧・復興事業が本格化し、村の復興が進むにつれ、任期つき職員等の増加などにより平成30年度は約8億円、この6年間で約1億8,000万円増加しているところであります。ただ、この任期つき職員等の人件費につきましては、大部分が国の震災復興特別交付税で補填されておりますので、村の一般財源の負担は現在ないところであります。

また、村の借金返済である公債費につきましては、平成16年度の6億5,000万円から年々減少しており、復興事業の補助金等を活用したことで起債の借り入れを抑えたということにより、平成30年度は約3億8,000万円で、14年間で2億6,000万円ほど減少しているところでございます。

次に、普通建設事業費についてでございますが、長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で効率的、効果的な施設整備を行うのが基本でございますが、震災前の平成22

年度は約11億5,000万円、平成30年度につきましては約56億8,000万円となり、45億2,000万円ほど増加している状況でございます。これは、復旧・復興事業に伴い、地域づくりやインフラ整備を集中的に整備を進めているという関係で、大幅な増加となっているところでございます。

次に、各公共施設等の維持管理費の財政的な推移についてということでございますが、まず、役場庁舎については平成6年築ということで老朽化が進行しており、年々小規模改修工事を行ってまいりましたが、本年度は約1億円をかけて大規模改修工事を行い、庁舎の長寿命化に向けて整備を進めているところでございます。

次に、学校についてでございますが、学校の管理費については、平成22年度は約5,800万円と仮設小学校の解体工事費等により平成30年度は約8,300万円ということで2,500万円ほど増加をしているところでございます。中学校の管理費につきましては、平成22年度は約5,200万円、これも仮設中学校の解体工事等により平成30年度においては約6,500万円と1,300万円ほど増加している状況でございます。

次に、スポーツ公園等の保健体育総務費についてでございますが、平成22年度は約2,000万円とございましたが、昨年は8月のオープニングイベント等の開催などにより、平成30年度については約2,200万円と200万円ほどふえている状況でございます。一方、その他の各施設の一部については、施設の性能、機能や将来的な利活用などを踏まえて78カ所の施設の解体を行い、施設の維持経費削減を図ってきたところでございます。

次に、住宅団地内に建設した村所有の集会所についてでございますが、現在、地区の行政区に管理を委託し、維持管理費は行政区で負担をしていただいている状況でございます。また、行政区所有の集会所につきましては、補修に係る費用の2分の1を補助金として、引き続き支援をしております。今後とも、公共施設のコスト削減に努め、村財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

3つ目の各地区団体への支援と維持運営費の実態ということでございますが、各地区の各種団体は、住民の最も身近なところで活動する中心的な担い手として、極めて重要な役割を担っていただいていると考えているところでございます。団体に対して、しっかりとサポートしていく体制を構築することが重要と考えているところでございます。

まず、婦人会についてであります。社会教育、福祉等の分野で大きな役割を担っていただいております。婦人会の支援につきましては、社会教育団体育成事業補助金等の助成金など45万円や研修への公用バスの使用等の支援を行っているところであります。ただ、活動している支部組織が少なくなっておりまして、今後どんな支援ができるか検討を引き続き続けてまいりたいと考えております。

次に、老人会については、さまざまな活動をしていただいております。心と体の健康維持に役立ち、元気で長生きするために老人会の役割は非常に大きいものと考えているところでございます。老人会の活動支援といたしましては、今年度は243万円を補助金として支援をしているところでございます。

次に、商工会についてであります。地域の経済や雇用を支える重要な存在でございます。また、地域の方々とともに村おこしのイベントに協力するなど、地域社会の発展に大き

な役割を果たしてきてもらっておると考えております。商工会につきましては、商工会育成事業補助金として毎年470万円ほどを補助しているところでございます。

また、交通安全母の会については、現在活動休止しており、現在助成はしていない状況となっております。

いずれにいたしましても、村といたしましては、今後も各種団体等の活動状況をつぶさに把握させていただきまして、どのような支援ができるか引き続き検討させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、4点目の国の約束、賠償など役割、責任について、内容的には避難から賠償、それから除染の村としての対応についてということでお答えをいたします。

まず、避難についてですが、震災直後の平成23年4月22日に計画的避難区域に指定され、全村避難を強いられたわけでありますが、その後、平成24年7月24日に避難指示の区分が再編されました。ご案内のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つであります。その後、平成29年3月末に帰還困難区域を除き避難指示が解除され、現在に至っているということのご案内のとおりであります。

次に、賠償ですが、先ほどの佐藤議員の質問の2項目めのところでお答えをしましたとおり、原子力災害が甚大かつ広範囲に及び、迅速に賠償を求める観点から、国は原子力損害賠償紛争審査会を設け、包括的賠償基準によって東電の損害賠償支払いに対応してきたという経過であります。村では、支払いの基準となる算定方法あるいは考え方について、国や東電に対し村としての意見を述べ、村民に寄り添った賠償となるよう取り組んできたことは議員の皆さんもご承知のとおりであります。村だけではなくて、議会のほうでも何度となく同様の陳情活動、要望活動をしてきたこともそのとおりであります。

次に、除染であります。国のほうから除染の基本的な方針が示されたのは、特に農地については反転耕という話でありましたが、反転耕というふうになりますと、その放射性物質がそのまま残ったまま反転耕ですので、永久的に残ってしまうと、それでいいのかという村民からの多くの強い要望があつて、剥ぎ取りという方式に変えたことのご案内のとおりであります。

さらに、住宅周辺の杉とかヒノキとか屋敷林ですね、いわゆるイグネ、これも当時測定しますとかなりの線量が高かったわけです。それは、やはりそういうところに戻れないと、こういうことですので、これも何回となくイグネの伐採の要望を議会ともどもしてきたところでありまして、何とか伐採してもらえることになりました。あわせて、本来であれば立ち木の補償はしないということだったんですが、こちらのほうも立ち木の計算をして補償もされたと、こういうことでありまして、そういう意味では、村民の強い要望に沿って、除染の剥ぎ取りの件も、住宅周辺のイグネの伐採、その切った木の補償までということになりますので、なかなかこれも期間はかかったんですが、その賠償、賠償というよりも除染の方法が変わったと。

さらに、ホットスポット除染をしたんですが、かなりホットスポットが残ったのは議員

の皆さんもおわかりのとおりであります。このホットスポットを探す際に、なかなかあの線量計だけでは難しいということもあって、これも時間かかりましたが、そのホットスポットの場所の特定をする際にはガンマカメラなども使いながらフォローアップの除染につなげたと、こういうことでもあります。

そのほか、帰還困難区域、今、長泥地区環境再生事業を行っておりますが、長泥地区も復興拠点だけであればそのまま2ヘクタール程度で終わりということではありましたが、これも長泥地区住民の皆さんの声を聞きながら、環境再生事業でほとんどのエリアが環境再生事業の範囲に入って、今、環境再生事業が進んでいると、こういうことでもあります。

国との約束の件であります。村は、村長と国と、あるいは村長と東電の社長と約束をしたということは一件もありません。これは常に要望・要請活動は当然でしたが、約束ということはしておりません。提言・要望の中らからち取ってきたというのは何点もございますが、約束をしたということはないので、約束がどう果たされたのかというご質問は、村としては約束はしておりませんということでもあります。

今後についても、課題がいっぱいございますので、これからも積極的に国や東京電力のほうにも、その課題の解決のために議会と連携をしながら要望・要請活動に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 質問順に従って再質問を行います。

まず、1番目について、村で確認している核種はということで何点か挙げてありますけれども、これ確認をする、実行した年月と確認方法はどのようなことで確認されて、ここで挙げるセシウムとヨウ素の2種類、セシウム134、137、ヨウ素131という答弁ですけれども、セシウム、ヨウ素、ストロンチウムというお話ですけれども、トリチウムも後にあったということで政府が駆けつけてきて大変微量だという話。だから、ヨウ素、セシウム、プルトニウム、ストロンチウム、これ体に及ぼす影響というのはきちんと証明されているし、そういうことからして、入っていない項目もあるんですけれども、そこはどのような方法で確認してこれだけなんだという。まさか、落とされたほうの国や東電の言いなりでの確認だけじゃないんでしょうから、落とされた現地の村として、住民の立場、責任としてやった検証でしょうから、その辺はどのようになっていますか。

復興対策課長（村山宏行君） 放射性物質の確認についてということなんですが、まず放射性物質、制限、出す物質によって発生する放射線が違います。アルファ線、ベータ線、ガンマ線というふうにあるわけなんです。村で持っております機械等で計測できるのは、基本的にはガンマ線のみであります。アルファ線については、薄紙一枚でとまってしまうような、また飛ぶ距離も短い。ベータ線につきましても、例えば、アルミ箔一枚、そういったところでもとまってしまう、やはり距離的にも短い。ですので、具体的に、その線量的に一番問題となるのはガンマ線ということで、ガンマ線の部分を計測をしながらそこで影響、それを確認をしているというところがございます。ガンマ線の影響部分につきましても、毎年計測の値を公表しておりますし、またモニタリングマップ、そういったところでも示しているというところがございます。特に、そのガンマ線で出されているのがヨウ素

131、それからセシウム134、137、そういったところが計測可能というところがございますので、したがって、ベータ線核種あるいはアルファ線核種の部分については、専門的な機関に検査を委ねるしかないというところがございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） ガンマ線のみということで、今回落とされたものはもっと違う物質も発生しているということは戻って村で暮らす人たちが残っている放射性物質で放射能を浴びるという実態が、まして村全面積の約85%に原子力発電所爆発して村に落とした放射性物質の毒物が今もそのまま存在しているということからすれば、もうちょっとガンマ線のみを検査じゃなくて、飯舘村も国も挙げて被害地を再生させるんだという、復興させるんだということからすれば、世界中挙げてきちんと検証されるというのが基本ではないかというふうに思っていますけれども、いかがでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、放射性物質があって、それを浴びるということについて問題だろうというふうには思います。ただ、31の核種全て見ていきますと、既に半減期を過ぎる、あるいはもう既に崩壊を終えてもうこの世に存在しない、そういったものもありますので、そういったところで考えていきますと、やはり現在最も重要になっているのがセシウムの134と137かというふうに思いますので、その部分について、これからも検証してまいりたいというふうには思っております。

7番（佐藤八郎君） その後の食品にかかわる問題で、キノコやコシアブラなどの一部においてまだ高い濃度で移行しているという状況であるというのは把握しているようだけれども、この事実について、帰村者への飲食への危険度のお知らせや、こういうものは現在の時点でこのぐらいあるというものを周知された生活をするようになっているのかどうか伺います。

復興対策課長（村山宏行君） 村では、まず、モニタリングポストもそうですけれども、食品の非破壊式の放射線の計測計、これを各所に入れております。もちろん、それ以外にも村のほうに検体を持ち込んでいただいて、それを県のほうで計測していただいて、その数値についてはお返しをしていく、あるいは広報等で、春の山菜の時期には、このものはまだ高いですよ、それから秋のキノコの時期については、こういった線量なのでまだ食べないでください。そういった啓発等を行っているというところがございます。

7番（佐藤八郎君） 村で独自に採取したもの、村民が持ってきたもの含めて2018年のキノコ類一つ見ても1万7,000ベクレルとか、3万1,000ベクレルとか、少ないものもありますけれども、こういうふうの実態としてあるわけです。やっぱりなるべく放射能防護からいっても、被ばく防護からいっても、なるべく食べない、近寄らないというのは原則だというふうに思うので、徹底されたいと思います。

この答弁にあった杉の90立方、これどこの杉でしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 杉材につきましては、佐須の前乗地区から、これは村有林ですね、から伐採したものでありまして、事前に樹皮等の放射線量を計測をして、出荷しても大丈夫だということで出したというものでございます。

7番（佐藤八郎君） 過去に、杉は中心部まで放射性物質が入っているという検査結果が既に

三、四年前から出されているんですけども、こういうふうには、ちゃんと可視化してみれば深部まで入っているのが杉なんだと、飯舘の。佐須の杉は入っていないのかどうか私わかりませんが、可視化検査した上で販売されたのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 杉材につきましては、ご存じのように水を吸いやすいというところがありますので、中まで部分的に入っているものもあるというふうに認識はしております。基本的には、こちらについては県のほうの計測、樹皮の計測をもって内部まで一応勘案をした上で、その上で許可をいただいて出荷しているということですので、特にその可視化までというふうに至ったものではありません。

7番（佐藤八郎君） あと、自然界の影響について、答弁で専門的知見を有しておりませんのでわからないんだという答弁ですけども、いろんなことで放射能大丈夫だ何だというのは長崎からでも世界中から学者いっぱい集めてきて、大丈夫だというのは海外何カ国からも集めて旧飯野支所で会議開いてまでやっていた飯舘村が、何で専門的知見が有していないのでわかりませんなんて答弁は、答弁に値しませんよ。違うことであれば日本や、いや世界中からも知見ある人を集めて調査して、健康的に被害与えるような実態はないのかどうか、この環境をちゃんと、健康や命に被害あるのかどうか、直結しないのか、きちんと検証すべきじゃないでしょうか。知見を有しておりませんのでわかりませんなんて話ないでしょう。

副村長（門馬伸市君） 一方からいえば全くそのとおりでと思います。でも、学識経験あるいは知見を持っている機関というのは、村独自で頼まなくてもそれぞれの機関で専門的な知識を持った、知見を持った方がおられますので、予算をとってそこまで調べなくても、村の大体の内容はそれで把握できるという認識の中から村で独自には調査をしていないという、頼んでもいないということでありまして、それが学識あるいは専門的な知識のある方を常時雇っていろいろ調査をするということになると、これはその方だけでいいのかというのがあります。よく佐藤議員がおっしゃられるように、こちらのほうの知見の持った方ばかりでどうなのというのものもあるし、そうなりますと、いろんな方を頼んで調査をしなければならぬということにもなりますので、それよりはある程度公共性の高いところで調べた結果を参考にしながら行政としては動くというのが、ベストではないけれどもベターなのかと、こんなふうに思っております。もし、そういう知見を村独自でということになりますと、今申し上げたとおり、何人もの方、その1人に頼むというわけにいかないもので、こっちの知見、あっちの知見というのがいろいろありますから、その辺はご理解いただければなというふうに思います。

7番（佐藤八郎君） ベターなやり方であるということでもありますけれども、ベターが全て村民に被害、被ばく超過にならなければ幸いなんですけれども、せっかく田中先生という飯舘村アドバイザー、専門家もいらっちゃって、この間何かの会議で長泥のこの処理の仕方、異論を唱えていたようなんですけれども、いろいろありますけれども、私たちは何も健康である権利を侵害される理由は全くないんです、飯舘村民は。そうしたら、その権利侵害されない方向で村が村民の自然環境や健康を守らなくてどうするんですか。このままでいいということにはならないというふうに思います。

次、賠償ですけれども、このイグネとか古い屋根の昇口舗装とかいろいろやったから、賠償はかなり国の基準より上回った賠償をしたということによって言ってもらってる。損害賠償は国の基準より進めてるんだと。この基準に入らないものの賠償や特別な事情を抱えた方の賠償については、村は無関係なのでADRとか裁判で進めてほしいという答弁でありますけれども、ADRに参加したり裁判できる村民ばかりではないということも村は知っているわけです。村民にはいろんな方がいて、字が読めない方や、遺産相続やいろんな部分できちんとできない方や、いろんな部分でそんなプロばかりの村民いないんです。そのために行政としての責任や役割あるんです。それをこの範囲でない国の基準以外のものは自分でやりなさいという、村は無関係だというこの答弁、いかがなものかと思います。見放す気ですか。賠償いただかない人を。

副村長（門馬伸市君） 無関係であるとはというお答えをしたつもりはありません。今までもちゃんと賠償担当がおりまして、その都度、役場に相談に来られたときには、村で説明が完全にできないものもありますから、できるものは村で指導して賠償の手続も村民の方にはその都度対応しておりますし、村でどうしても専門的な分野になるとわからない部分は、東京電力の相談窓口に行って相談してくださいということでそれぞれ送っております。包括的な、何ていうのかな、どこの地区、飯舘村に限らず、どこの自治体、被災自治体も同じような包括的なものは、これはそのとおりであります、個別はやっぱりいろいろありますので、全く無関係で、それはADR、それは訴訟ということをお答えしたものではなくて、そういう、何ていうんですか、個別に相談は受けて指導もしておりますし、わからないところは相談窓口に行ってくださいという話もしております。

さらに、弁護士、私ら残念なのは、弁護士の相談きちんと予定日を決めて専門の弁護士にお願いしているんですが、あまり相談に来ないんです。さっき27件ということでしたが。ですから、もっと相談に来ていただければもう少し説明というんですか、手続の仕方とか、あとこういうものも請求できるんですよとか、いろんな面があるというふうに思いますが。なお、これからもなくしたわけではありませんので、できるだけ村民にPRして、そういう相談窓口を充実してまいりたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 民法上10年が時効。でも時効後も個別の事情を踏まえて柔軟に対応することになっております。これ、個別の事情とは何ぞや。あと相談窓口に来訪できない方への戸別訪問、このできない方とは何ぞや。

今、副村長が言うように、弁護士に相談できる人って、私何十年の間に弁護士相談するようなものを村民から伺って何百件もやってきましたけれども、なかなか弁護士に行く前のまとめるといのがなかなかできないんです、普通の人は。門馬副村長はベテランですからすぐ簡単にできるんでしょうけれども、村民の方々はなかなか弁護士が聞きたいことをまとめてきてくださいっていうのが、そのまとめるのがなかなか難しいんです。だから高いんです、敷居が。弁護士というこの敷居。だからもっと座談会的なもので個別に、医者最初の健診みたいな感じで、手軽な相談できる環境も必要ではないかというふうに思います。だからその2つの点についてどういう意味合いを示すか、答えていただきたい。

副村長（門馬伸市君） 私から、時効の件でちょっとだけお話しさせていただきます。

実は、平成26年、前は民法上3年ということだったんですが、それを10年間に延ばして、あと2年近くで時効が来ます。東京電力のほうとしては、最後の一人まで賠償ということで、3つの誓いで発信がされていますが、それだけでは不安だという声があります。今、国会のほうでもその時効の10年、民法上はきちんと法的には10年、東京電力のほうでは最後の一人までと言っていますが、結局最終的には法律が優先するようになると思います。ですので、その東京電力を信頼しないわけではないんですが、法律的にこの10年後のことを延長すべきじゃないのという、今、国会議員の中で動いていますので、いつの時期になるかわかりませんが、その民法の時効の改正の動きもありますので、多分東京電力の信頼関係だけではないきちんとした法的な手続が踏まれるようになるのではないのか。これ私の個人の考えです。

総務課長（高橋正文君） 顧問弁護士等の賠償についてのご相談で、それで顧問弁護士にご相談するのは敷居が高いというお話でございますが、ここで賠償の相談会が今まで17回、あとは社協のほうで月1回で年に12回顧問弁護士をお願いして相談していただいております。敷居が高いということではありますが、顧問弁護士には、最初は何の資料もなくともこういうことで困っているというご相談をしていただいても結構です。2回目からはこういうものが必要だから準備してくださいという、顧問弁護士が親切丁寧にご相談に乗っていただけると考えておりますので、ぜひその相談会には足を運んでいただければ何らかの有効な相談ができると思いますので、そのような、住民の方にもお知らせをいただきたいと思っております。

復興対策課長（村山宏行君） 3つ目、戸別訪問の件でございますが、こちら東京電力の補償相談センター、こちらのほうから職員が出向いて相談に当たるというふうになってございます。実際、一度も請求されない方というのがいらっしやって、そういった方にも電話連絡をした上で訪問をして、いかがでしょうかというような相談もしているということで聞いております。

7番（佐藤八郎君） 介護とか福祉関係、デイサービス関係での、この飯館村介護保険サービス検討委員会、震災前も連携した中でこのこういう、名前はちょっと違うかもしれませんがけれどもあったように思っていますけれども、この委員会での村民の要望、対応、課題などはどんなものがあって実態として上がっているのか。さらに、乞いや願いを、村民の、どういふふうにつかむアンケートや聞き取りをされているのか伺っておきます。

健康福祉課長（細川 亨君） 特段、アンケートは実施しておりませんが、それぞれ介護サービスを受けるに当たって、認定を受けている要介護・要支援者が多数おります。そういう方々が事業所でさまざまな問題、こういうふうにやったほうがいいのか、こうしてほしいとか、そういうふうな意見が大分出ております。ならば飯館村で、すぐ近くで事業所を構えていただいてサービスを受けられるのが一番いいのかなと思っておりますが、いかんせん医療、介護ともにスタッフが不足しているという現状であります。そういう中で、どういふふうな今後医療、介護サービスがいいのか、そういうふうな問題を検討していくということでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 甲状腺がんがもう200名を超えて300名云々までいくような中で、県民健康

調査で飯舘村というのが数値は出てこないんですけども、飯舘村は甲状腺がん18歳以下でなった方はいない。それ以上の方では病院にかかっている方かなりおりますけれども。この点での調べ方というか、検査の仕方というか、どうなんでしょうか。今のままで飯舘村がゼロ、最も被ばくの多かった地域がゼロ、その他の地域が、郡山も白河もいわきも相馬地域、南相馬も双葉地域も喜多方まで、若松、南会津までいるというのに、何で放射性物質が一番多くて、被ばくが一番、後々まで避難しないでいて被ばくしたのになっていないというこの不思議さなんですけれども、嚢胞が小さい、大きいの子供は何人かいたということ聞いていますけれども、村長は不思議でないですか。

村長（菅野典雄君） 放射線の線量が飯舘村高いというのは、あくまでも推定値であります。実際にそれだけになったというところではございません。ある程度長くいたことによって、ある程度高くなっているのではないかとということと、多分私はもう一つは、やっぱり対人口、調べれば調べるほどやっぱり当然人口の多いところは出てくるはずで。それはあくまでも今回の原発事故とは関係なく、そういうことで、いわゆるほかは出ているけれども飯舘村は6,000人ですから出ていないと、こういうことではないかなと私は思っております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 人口比率で少ないということが出ないというお話でしたけれども、もう少し詳しい資料を今度持って、次の機会にもう少し健康問題やってみたいと思います。

固定資産税の全額村民に補填いただく、令和3年度から、この基準と実態審議というか、田んぼ、畑、住宅、更地だけ住宅地だからというふうにとっていくのか、地目変更などの実態に合ったものを行政として変更願って正しい固定資産税のかけ方をしていくのか。この支援策と実態はどういうふうになるのか。あと上位所得者以外の村民ということで、これは800万円未満を基準なのか、600万円未満なのか、伺っておきます。

住民課長（石井秀徳君） 固定資産税についてであります。今現在、村内の家屋を解体をしまして更地にされている家庭が結構ございます。そういった分については、村のほうに届け出を出していただいて、その現況確認を今実施をしているところであります。そういった中で、現況に合わせた課税というふうなことで今進めているところであります。

あと、今回補正予算のほうに鑑定評価の部分の金額を計上させていただいています。そちらのほうの評価額等も委託をかけながら、令和2年1月1日現在の評価をするように今進めているところでありますが、いかんせん件数が多い部分があつて、それに間に合うように今鋭意家屋調査とそれから現況調査を進めているというふうなことであります。それについては、土地の、いわゆる現況で確認するわけでありますので、登記簿がどうこうというふうなことでの確認ではないというふうにご考慮しております。

それから、所得の部分であります。お知らせしておりますように600万円、先ほど800万円というふうにありましたが、国民健康保険につきましては所得が600万円以下、それから後期高齢者医療保険についても所得が600万円以下、こういった方については今のところ減免というふうな形になっております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 副村長から国との約束はしたことはないんだと。ただ、要望をして、要望を実施しないだけなんだという話のような答弁ですけれども、要望上げて国がやるって言ったら、実行したいとか、計画を立ててぜひそのことはやりたいとなったら、約束でしょう。だから、そういう意味では要望をきちんと出している中でどうなのかと。今回質問してもなかなか、村がどれだけのことを国に今要求しているのか見えないんですけれども、そういうことだと私思います。

あと、このたび福島第一原発は津波の前に既に壊れていたという、この内部にいた専門家が発表した。さらには15ミリシーベルトで労働基準法からいって労災認定になっていること。あとは今回除染作業で被ばくしたって、蔵平でも被ばくしたっていうことでありますけれども、今度また技能実習生、海外のが提訴されて、いよいよ放射能で被ばくしたことの事態が8年過ぎて出てくるのかと思います。村民の中でも多くの被ばくをしておりますので、健康、命を守るものについて真剣に取り組んでいただきたい。

以上を申し上げまして、発言を終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、2番 長正利一君の発言を許します。

2番（長正利一君） 2番、質問させていただきたいと思います。

質問の前に、やはりこの議会状況、昨年度からインターネット、タブレット、本当に関心を持って村民また村民以外の方も聞いておられる。そういう状況の中では本当に適切な判断をいただきたいし、やはり村民として今飯館に戻ってきて必要とするものは何なのか、戻れないのはなぜなのかということをとともに話し合っただけで前に進んでいかないと、8年、9年なんていう後を振り返ればあつという間の年月でございますけれども、人生には限りがございますので、そういう中で我々村民の声を聞いて、できる、できない、互いに理解しつつ前に進むようなあり方を望む一人でございます。

そうした中で、ある雑誌に飯館村が大々的に報じられた。そういう中では、やはりそういう声もあってしかり、そうでないよというのもしかりでございます。私としては、今回そういうふうな情報に目を通してみますと、やはりこれは村長ひとりですべての問題でもないし、その前に議会に諮って我々が議論をして、じゃあよかろうという流れで行政がそれに従って執行するという流れであろうかと思っておりますので、私はそういう意味合いを持って、その月刊誌の部分で今回大きく取り上げられている部分についてちょっとお聞きをしたいなど。村民からも本当にそれが真意なのかと。我々が帰村をできない一つの理由にもあると。村が、村民が、人がいない、そういう中で実際的にそういうふうな公共施設、建物等々、維持管理の部分でそのしわ寄せが帰村した住民にかかってくるのではないかというような、その雑誌が論じている部分ありますので、そこら辺の真意を聞きたいということで、今回大きく第1点目については、そういうものを取得をして、これから本当に村の財政状況について、村民が安心して行政サービスも受けられるようなことなのか、そこら辺をやはりインターネットを介して多くの方が見えていますので、そこら辺を正しくおつなぎをし、報告をしていただければと思って提案して、そのようなことで質問をさせていただくものでございます。

今回5点ほどありますけれども、まず、その質問状況について、今申し上げましたけれども、今後の公共施設の維持管理は万全なのか。ここに私が議員になる前から、前の議員先輩たちが決しているようなものも当然建設され、取得され、そういうようなものがありますけれども、道の駅、学校、スポーツ公園等、数多くの公共施設を国の復興関連交付金を活用して建設した。しかしながら、人口減少が予測される中で、今後維持管理を含めた財源確保は万全なのか。帰村していない方の一つの理由づけにもなっているわけです。改めてその点について伺いますのでございます。

2点目でございますけれども、やはりこの営農再開支援事業について、上限枠、保全管理の部分でございますけれども、これも避難解除後3年という枠の中では今年度で終わってしまう。一番危惧しますのは、除染をし、おのおの復興組合を立ち上げながらこの飯舘村、美しい村を、せめて耕作はできないとしても水田、畑等々の周りの除草作業をしながら、しかもその作業に値をするようなプラス収入を得て、飯舘村に通ってそういうふうな作業をしてきたというのが事実でございます。お金が出ないのにやるのかという部分については、多分にしてこれ難しいと思います。3万5,000円という上限、例えば、水田等の草刈り4回ぐらい、そして畦畔等の草刈り同じくやろうかと思えますけれども、その上限の中で何とか保全管理しながら、景観を守りながら、先祖代々の土地を守っていくことができるという観点からこのように進んできたと思います。来年からなくなるということで大変危惧しております。

中山間のほうも来年度から第5期の中山間の計画になる。一度入って管理をしなければ、管理ができなければ、連帯責任で補助金をさかのぼって返納しなければならない。入っても入らなくても自由ですよというこのようなお話聞きましたけれども、この3万5,000円がなくなる、しかも中山間じゃ行ってもガソリン代にもならない、じゃあもうやめよう。その中山間にすら入らない地権者が多分にして多く出てくるのではないか。これは一番懸念しています。

その結果、せっかくこのように環境整備もしながらやってきた農地が原野化してしまう。これ本当に寂しい限りだと思います。そういうことも危惧しながら、何とかそれにかわるような村の支援策はないのかと、そういう村民の多くの声がありますので、その何か対策案はあるのか伺いたい。

あと3点目でございます。復興再生加速化交付金事業の中で、我が12区については外内地内にブロッコリー育苗ハウス施設、これ南会津の高原ファームが大型ハウスを建設して、その種苗等の苗のハウス、さらには露地栽培もしたい。そして飯舘村の気象的にここが適地だということで、村からの仲介もあって、我々地権者と役員とあと村の担当の方も入って事を進めてきました。地権者が高齢化になって自分の農地も管理できない状況が予測される中では、そういう中間管理機構の事業を利用しながらもぜひこれをお任せしたいと、地権者全員がその願いの中で合意を、覚書まで書く約束までの流れで来ていました。

この予定からしますと既にハウスが建設され、そして事業としては進んでもいい状況でありましたけれども、一向にしてその情報が、機運がないという部分では、その地権者が心配しておりますので、このような状況の中で本当に我々のあの外内地区に建設ができる

のか、できないとすれば早急に今度別な方策を講じないと難しい部分がありますので、その点でお伺いするものでございます。

あと4点目でございます。さきに行われた参議院選挙、この部分について全国的なものでございますけれども、投票率が悪い。自分も議員という中では、やはり村民に投票に来ていただいて、少しでも多くの票を獲得したいというのが多分そういうふうな思いだと思います。

私は一番危惧するのは、この被災地12市町村ありますけれども、いずれも低い。それは避難をしているのが多分にして前提かと思えますけれども、今回この質問をさせていただくのは、この不在者投票、避難中については主に避難先で何回か不在者投票を多分実施したと思えます。今回の部分については、私の情報不足かどうか、飯館のみという形で理解していますけれども、やはり村民の声から聞かれますことは、福島のほうにまだまだ避難している方がいる。大方7割ぐらいは福島であろうと。そういう中では投票率多少福島とか避難先である程度の日をちを設定すれば投票率はもっと上がるんでないかと思えます。国民として選挙にも参加も関心もない、政治にも関係がない、これではこれから、若い人の投票率下がっていますけれども、国民の義務としてはまずいのかなど。行政として少しでもやっぱりそういうふうな参加をいただいて、我々特にこの被災地、投票率をアップしてこれだけ政治に頼る、これだけやるんだという思いも必要かと思えます。投票率も下がって、お願いします、お願いしますでは、なかなかお願いされたほうも力が入らないんでないかという部分も危惧されますので、どこにそういうふうな原因があるのか、また改善できるとすればそのような次年度に向けての取り組みはいかがかということでご質問させていただきます。

あと最後にでございますけれども、大火山に風力発電所2基を建設。私らもあそこに行って、実際ここにできるという現場を見てきましたけれども、やはり最大限に、太陽光だけでは気象に左右される、天候に左右されるということで、あそこに18億円ほど金額をかけて設置をしていく予定で話ありまして、その話はどうしたのかなど。関心を持ったのは、150メートルのあの風力の発電の羽根をどのようにして搬送して、あそこに設置するのかなというような興味を持ちながら、その話から到底、大体羽根が回っていい、何ていうんですか、完了してもいい期間かと思えますけれども、いまだそのようなあれがない。一部の新聞によりますと、相当の村に対する配当金や固定資産、新たに数億円程度の税収が見込めると。それは復興財源に充当するんだよと、こういう明るい材料がある中で、やっぱりどこにその遅延している原因があるのか。そして、その遅延によってこの数億円の規模の税収を見込んでいる村の実害はないのか。

そんなことで、その5点についてお伺いしたいということで今回この一般質問をさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

5点ありますが、1点目と最後の5点目、クロス発電について、私のほうからお答えをさせていただければと思えます。

1点目の村の財政状況について、大変心配をいただきましてありがとうございます。

公共施設については、ご存じのように建築から30年から50年を経過したものについては、一斉に大規模改修や建てかえ等の更新時期を迎えているというのが現状でありました。それが、災害ということ今回高額の国の補助金を受けて、これから使用するであろう建物については整備を行ってきたところであります。また、主な公共施設の年間維持管理費経費ということでありますが、公共施設の解体などもあり、現在精査中ではありますが、年間おおよそ2億円ぐらいが要するものと見込んでいるところであります。

一方で、村では今回のこの震災で平成28年から78カ所の施設を解体をし、施設の性能、機能や将来性など、需要などを考えまして、施設の維持経費削減を図っていかねばならないということで、まだ幾らか残っておりますが78カ所の施設を解体する予定でございます。なお、解体による維持管理経費の削減額はまだ正確には算出できておりませんが、約3,000万円程度はこれによって経費がかからなくなっていくのではないかとこのように思っております。

さらに、今毎日のように公共施設の維持管理をかけないよにということ、それぞれの部署に毎日のようにある意味ではちょっと口酸っぱいぐらいお話をしているところであります。健全財政を保っていくのにやっぱりそういう考え方が必要だということでありまして、今回消費税の増税の機に、幾らかなりともいわゆる健全財政に寄与するような考え方も入れていかねばならないと、そういう公共施設のコスト削減に努めるのはもちろんのこと、施設利用者に対して適切な受益負担の見直し、あるいは大火山クロス発電、深谷復興拠点太陽光発電などによる収入など、新たな財源を維持管理経費に充て、村財政負担の軽減を図って健全財政を守っていかねばならないと、このように思っているところであります。将来の公共施設の維持管理経費に充当するため、仮称ではありますが、改めてまた公共施設維持管理基金というようなものの設置も考えていかねばならないのかなと、このように思っているところでございます。

クロス発電ということでございます。

いいたてまでいな再エネ発電株式会社が実施を予定しているこのクロス発電、全国初ということでございますが、当初、平成31年4月が稼働予定でございましたが、風車設置に伴いまして、気象条件等により放送電波に障害が生ずる可能性があるのではないかとこのように出てきまして、風車の設置場所を変更する必要が生じたため工期が延長することになっていると、このようにございまして、今のところ令和2年4月、来年の4月には稼働できるのではないかと考えて工事を進めているところでございます。クロス発電を開始することにより、これまでより効率的な発電ができ、収入の増加につながるものと考えているところであります。

本事業にかかわる収入については、令和元年度分として4,000万円の株式配当がありました。令和2年からの収入の見込みとしては、今度固定資産税も約2,300万円ほどかなと。配当金も今年度と同額程度あるものと見込んでおります。2039年、いわゆる20年間で固定資産税と配当金あるいは装置の使用料など合わせて約20億円程度の収入を見込んでおまして、復興財源などに充当してまいりたいというふうに考えています。

なお、これらは当時の議会で村として4,000万円という多額の出資に理解を示していただいたことがあって、これから先このような財源の確保につながるようになっていくということになります。当時としては4,000万円の出資というのは大変多額のものでありましたが、常に将来を見越していただいた結果と考えているところでございます。

なお、東光電気工事株式会社は大変優良企業であり、誠意の持った企業でありまして、今後も緊密に連携をし、事業に取り組み、財源の確保に努めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

他の担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、2点目の営農再開支援事業についてと3点目の福島再生加速化交付金事業について、この2項目についてお答えをさせていただきます。

まず、質問2の営農再開支援事業についてお答えいたします。

平成25年2月に創設されました福島県営農再開支援事業は、除染後農地の保全管理、いわゆる10アール当たり上限3万5,000円の事業のほか、電気牧柵や堆肥、カリ資材の供給、初めて使用するもみすり機の清掃支援、農地の深耕・平均化作業の支援、それから管理耕作支援など、被災地における営農再開を進めるための総合的な支援事業でございます。

村では、平成25年6月に農林水産省によるモデル除染地の保全管理に事業を活用したのが初めての取り組みとなります。また、翌平成26年度からは二枚橋・須萱行政区、小宮行政区、伊丹沢行政区での農業復興組合設立を誘導したのを皮切りに、現在19行政区及び村振興公社が村内の除染後農地の保全管理等に取り組んでいるところでございます。

また、現時点では復興創生期間の終期である令和2年度までこの事業は継続されることになっておりますが、おただしの農地の保全管理については、避難指示解除後3年度までと要綱に定められておりますので、平成29年3月末に避難指示が解除された19行政区については10アール当たり3万5,000円を上限とする除染後農地の保全管理の支援のみが今年度をもって終了することとなっております。また、電気牧柵、堆肥、カリ資材の供給、管理耕作支援等のその他の支援メニューについては来年度まで継続されることとなっております。

なお、この事業については、年2回農水省、県の担当が市町村を巡回して要望等を取りまとめて次年度の事業に反映することになっており、村でも来年度以降の事業要望、交渉を鋭意進めてきております。この結果、地域の話し合いにより担い手へ集積する候補の農地を選定することにより、10アール当たり1万2,000円を上限として除草管理等を実施することができる県知事特認事業が今回新設されました。なお、事業要件に担い手の確保に向けた取り組みが実施されていることとあるため、現在行政区ごとに作付再開計画等の説

明会を開催して、今後自分で作付管理していく農地なのか、あるいは担い手に貸し付けることが可能な農地なのか、その他の農地など、色分けによる作図作業を進めているというところがございます。また、この作業により明示された担い手に貸し付けることが可能な農地については、村農政係が村内外の担い手とのマッチングを進めているところでありませ

す。この10アール当たり上限1万2,000円の県知事特認事業は、いわゆる農地を守るための経費支援ですが、このほかにも震災前から取り組んでおります中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を活動費として活用することも可能となっております。なお、なりわい事業として営農再開した農地については、集落等单位で農地を作付管理する計画書を策定することにより、より有利な10アール当たり1万8,000円の支援が受けられるほか、経営所得安定化対策事業により品目に応じた交付金等を受けることもできますので、村としては営農再開により耕作面積を拡大していくことを推進していくところでございます。

次に、質問の3点目です。福島再生加速化交付金事業の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

おただしの件につきましては、平成29年度に下郷町に所在する南会津高原ファームからブロッコリー育苗ハウスの施設等を村内に整備したいとの要望が村にあり、村としては用地の確保と事業計画の提出をこの高原ファームのほうに要請をしております。このうち、用地については、当該事業者が村内各地を調査した結果、外内地内を選定し、平成30年5月以降、複数回にわたって大久保・外内行政区の役員会、地権者を初め、行政区の方々にマッチングを実施してきたところでございます。

なお、現時点で当該事業者から全ての事業計画が提出されているわけではありませんが、事業費としても用地面積としてもかなり大規模なものが想定されておるようございまして、村が事業主体となる計画でありますので、現状を踏まえた適正規模への見直しを依頼しているところでございます。見直しの協議が整えば事業の申請に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

選挙管理委員会委員長（伊東 利君） 私からは、ご質問の4の1、投票率低下の要因と今後の投票率アップに向けての取り組みについてお答えいたします。

7月21日に執行されました参議院議員選挙については、3年前に比べ全国的に投票率が落ちており、その要因としては、昨今の政治情勢により盛り上がりには欠けていた、特に、支持政党を持たない、いわゆる支持なし層の関心が低かったと言われております。また、今回の参議院選挙は選挙権の年齢が18歳に引き下げられてから2回目ということで、若い世代の関心が下がったことも影響したと言われております。議員おただしのとおり、飯館村におきましても例に漏れず、投票率が前回よりも2.34ポイント下がる結果となりました。福島県全体の平均投票率においても4.71ポイントの減少となったところです。

選挙の投票率については選挙の種類や政治家、政党間の争点などにより大きく左右されるものであり、全国的に見ましても投票率を上げる工夫が多く取り入れられているよう

あります。村といたしましても、秋の福島県議会議員選挙に向け、あるいはそれ以降の各種選挙について広報活動に力を入れることや、企業のアイデアや協力を要請することはもとより、投票に来た人に対する何らかのメリットを与えることができないのかどうかなども含め、投票率アップに向けたあらゆる対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（長正利一君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目の村の財政状況についてということで、十分理解できますけれども、冒頭に申し上げましたが、やはり村長ひとりがこのような事業を起こしているというふうに私は理解していません。十二分に議会でもんで、村のためにこれからどうしようかという中で進めてきている復興事業でございますので、その中で、村長が正しくものを伝えているという部分は理解できますけれども、この記事でちょっと気になる部分がありました。

恒例になっています中学校に行って、村長が村の財政状況について35名の生徒を前にお話をした。その中で生徒が、6月4日付の朝日新聞等に出ていたそうでございますけれども、復興事業で予算が大幅にふえたことに対して生徒からこんな質問があった。「こんなにたくさんのお金を使って村は大丈夫ですか」とある生徒が村長に質問したそうでございます。それに対して村長は、「私も心配です」と即答したと、こう書いてあります。「すばらしい学校環境をつくったが今後維持費が膨大にかかっていることが私の頭から抜けません。電気を小まめに消すなどをしてほしい」と協力を求めたと、このような記事が掲載されています。

村長から答弁ありましたけれども、この庁舎内も昼休み、特に電気等消して、少しでもそういうふうな経費削減、そのことだと私は理解しますけれども、やはりまでいこれから経過してくださいよという流れで多分言ったかと思えますけれども、こういう記事が先行して、いかにも村の財政がもう厳しくなっている。ましては復興予算を、この期間中取得に当たっては村からの持ち出しはほとんどない。しかしながら、そういう復興期間のあるうちは飯舘村の菅野村長はそういう流れで取得をして、つくったものについて維持管理費は別というふうな捉え方をこの記事ではしておるわけです。いかんせん、この質問に私は村長から答弁をいただきましたけれども、年間で2億円これから維持管理費が推定される。しからば、今までの、この学校もそうです。学校は新たにつくったんでなくて、基本的にはもとある学校を今の学校の中に同じくつくって、あとは既存のものについてこれからどうしようかという部分であろうかと思えますけれども、新たに箱物をつくったという、あとはそういうふうな膨大な金をかけて公共施設をつくっているというようなこの捉え方、これが先行して、何だというような、私はちょっと異論があったために、じゃあその真意をただしてみようという流れで今回質問したわけでございます。この点について、村長からコメントいただければ。

村長（菅野典雄君） 今の長正議員から言われた子供たちに対するお話は全くそのとおりであります。違いはないというふうに思っています。

つまり、今までは40億円ぐらいでやっていたのが150億円、200億円ということで、今いろんな形でこの復興のための事業をやっているんですという話を村の財政状況、それはそ

こだけではなくていろいろその他の、村民のための予算書なども使って説明をさせていただいた上で、こんなにお金を使って大丈夫ですかというのが子供たちの率直な意見だと思いますので、私も大変心配していますと言ったまでであります。

ですから、できるだけこれからは維持経費をかからないような工夫を一人一人がやっぱりしていくということが大切だろうと思いますし、先ほどお話をさせていただきましたように、それぞれやっぱり自己負担なりなんなりというのもこれから考えていかなければならないと、そんな話をした上で、そのような記事になったということではありますが、どのように捉えていただいたかはわかりませんが、何か一方で、どんどん建物を建てて、片方で締めつけろという話にとられたとすれば、ちょっと私の真意とは違っておりますので、やはり必要なものは今回復興予算で建てさせていただいて、でも後々これから次の世代、次の世代のためには健全財政を保っていかなければならないので、お互いにそれぞれの立場で節約をしたり、我慢をしたりしていかなければなりませんよというつもりで、子供たちにわかりやすく話したつもりですが、ちょっと捉え方は、もしかしたら違う捉え方をしたということもあったかもしれませんので、それはちょっと私のもしかしたら舌足らずかもしれませんが、その言葉は全くそのとおりでございます。

以上です。

2番（長正利一君） 書くほうは自由に、それは書いても結構でございますけれども、ただ、飯館村民として、本当にこの村が出しているこの予算書、本当にわかりやすく作成をして、見れば大体は理解できるのかなというふうに思いますけれども、村長がそういう席で大変心配だという中では、相当重症化しているというような捉え方もいかなものかなというふうに思っています。

そういう中で、今回このように2億円が維持管理に推定されるということであれば、しからは震災前どれくらいの、対比でございますけれども、どれくらいの震災前は管理費がかかっていたのかお願いしたいと。

総務課長（高橋正文君） ランニングコストの件でございますが、まず、この公共施設については、先ほど村長申し上げました、まずは3つに分けて考える必要があると考えております。まず新設した公共施設、例えば、道の駅とかパークゴルフ場とかです。あとは老朽化によって更新した公民館。あとは数年前から進めています解体を進める公共施設ということでもあります。この新設については、新たなものですので当然ランニングコストは今よりかかっている。更新については、例えば、公民館を例にとりまして申し上げますと、平成30年度実績で700万円ほどかかっておりますが、更新前と比べてほぼ同じぐらいの金額になっている。これは省電力であったり、節水であったり、省エネへの更新を、建築をしているということで余り変わりはないというような見込みをしております。ただ、いろいろ解体もございまして、相殺すると私としてはそんなにはランニングコストは伸びないというふうに考えております。現在見込んでいるのが約2億円ということで、震災前については1億9,000万円弱、一億八千ちょいということで若干ふえておりますが、そんなには私のほうでは心配をするレベルの数字にはならないと、今後の見込みでございますが見ております。ただ、これからの解体を進める公共施設も30ほどございまして、それが済みまし

たらばトータルで精査して、またそのランニングコストの将来的な見込みを出して、それをもとに健全な財政が運営できるようにやっていきたいというような考えをしております。

2番（長正利一君） 震災前と震災後でそう変わらない数字だと。さらにこれから解体が進むという部分についても最後に精査をしたいということでもあります。

いずれにしても、このような中でそういう言葉がひとり歩きをして、帰還をする方の足かせになっているという部分がやっぱり正しく理解、この場をかりて、インターネットで多くの方が見ていると思いますので、やはりそういうふうに、飯舘はこのようにやっていると、前向きにこれから復興に向けて進むんだというやっぱり捉え方を熱くアピールをしていただいて、一人でも多くの村民が飯舘村に帰ってくるような行政主導をお願いしたいと思います。

この件について、もう一点ありますけれども、帰村率21%の数字、さほど特出して伸びてはおりませんが、こういう状況の中で財政との兼ね合いもあって、これから人口のほうもどれくらい想定しているかわかりませんが、やはり戻ってきた帰村者に対して税収のこれから負担が強られる部分も多少はあるかと思いますが、どんなふうな流れになってしまうのか。当然、今のクロス発電の中では相当のお金が、向こう20年間、こういうの維持管理の中で充当できるわけでございますけれども、人口減少に伴って村民負担はどのように変わるのか、お願いしたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 総合振興計画を今年度から策定する予定でございますが、今後の人口目標の数値目標は今のところは考えておりません。現在、人口的には5,500人、住基人口ですが、近い将来その特措法が終われば、住所要件が、いわゆる二重住民票です。その住所要件がなくなればおのずと生活の本拠地に住所を設定するという事で、飯舘村の人口がおのずとわかっていくということになると思います。ただ、今大体1,300人ですが、大きくふえるということは想定しておりません。ただ、その1,300人でも議員おっしゃるとおりやっていけるような健全な財政を維持して、財源を確保して、税収もおのずと下がるわけなので、それでやっていけるような計画づくりをして、過度な住民の負担にもならないように、そういうものにも配慮して村づくりを進めていくというような方針で進めたいと思います。

2番（長正利一君） 次に、2の1の営農再開支援事業について再質問をさせていただきます。

答弁がございましたけれども、帰村して3年、この保全的な部分についてはそういう縛りの中で終わるんだと。代替案として示されましたが、担い手を集積する候補の農地を選定して、10アール当たり1万2,000円を上限云々と、これにかわるのがとりあえず県知事特認事項で新設されたと。

問題は、ここまでたどり着く、すみ分けを今各行政区でやっておりますけれども、この自分で作付管理していく農地と担い手に貸し付けることが可能な農地、その他の農地の色分けに作図作業進めていると。要は、この担い手がない、例えば集落には、これにあやかることができないのではないかと。先ほど私冒頭に申し上げましたけれども、中山間との兼ね合い、農地、水との兼ね合い、これも活用した中でもオーケーですよとありますけ

れども、中山間の直接支払い、これ平米にしてもそう高い金額ではないわけです。3円、4円ってなれば反、今までって平米数掛けますと3,000円から4,000円。作業にすれば1回程度で終わってしまう。そういう中で、無理して中山間、わざわざ福島なり、村外から時間をかけて草刈りしていることないなという、その諦めムードの農民がふえてくるんでないか。そうした中で、今度地域の中で一生懸命戻って、農地管理もしてやっている部分でそういう場所があったとすれば、やはり大変迷惑になるわけで、今まで復興組合があって、その3万5,000円があるから共同作業として頑張ってきたというのが経過でございますので、やはり相当の莫大な費用をかけて除染し、ここまでもってきたこの環境、風化させてはいかなものか。深谷拠点、復興拠点、あとこのメイン通りだけが栄えて、あと1歩、2歩入っちゃうと本当にイノシシ、猿のすみか、そのようでは美しい村ではなくなってしまふ。そういう懸念される中では、今の認定農家でもなくてもあやかれるようなある程度それをしていただかないと寂れてしまう懸念がありますけれども、これに対してお答え。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、3万5,000円が終わるということで、今現在、各集落に入ってその地図の色分け、計画の策定を今進めていただいております。そこで色分けしていただいているのは自作、いわゆる自分でつくるところと、それからその農地についてはほかの人をお願いをしたいというそういう希望のところ、あとこの分についてはもうちょっと山合いで管理ができないのでこれについてはちょっと諦めるというような、そんな形で今地図の色分けをしていただいている。

ご指摘のように、地区の中に担い手がないという、もちろんそういったところもありますので、村としてはそういったところのまず面積を把握をして、そこの管理をしていただけたらいいという団体のほうにマッチングを行うという作業を行っています。具体的には、例えば、大規模に畜産をやられている方に管理のほうをお願いをするとか、いわゆる行政区内にとどまらずに隣の行政区の部分もお願いできませんかとかいうような、そんなマッチングも進める予定ですので、そういった形で今面積の集約のほうを進めているというところでございます。

また、中山間地、それから中山間の直接支払制度、それから今までありました多面的機能の支払い制度、今までこのいわゆる3万5,000円のがありましたので、機能を分担してそちらの農地の管理のほうには回していなかったわけですがけれども、こちらについても従来どおり、震災以前のように、いわゆる管理のほうに中山間なり、あるいは多面的のほうは向けるということが可能でございますので、地区の協議会と話の上ではありますけれども、そういった部分で幾らかでもそういった管理の分に回せる形で合意をしていければというふうに考えております。

2番（長正利一君） 例えば、復興組合で今までどおり、例えば、そこを請け負う、やるよということになれば、この1万2,000円、担い手がいなくても組合で作業をすれば該当はするんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 担い手は必ず、例えば、農業法人であるとか、そういった担い手組織というのが決まっていなければならないということではございません。きちんと管理できる体系が地区内で確立されている、そういったことであれば十分可能でありますの

で、そういった取りまとめのほう、地域のほうに今お願いをしているというところがございます。

2番（長正利一君） わかりました。飯舘に来る機会だんだん薄れてきますと、本当に寂しくなりますから、やっぱり来る機会をつくって、やはり日中の人口交流も含めて、そういうような人間愛を戻す一つにもなりますので、そのようなことでひとつぜひ事業をお願いしたいと思います。

あと、福島再生加速化交付金事業についてちょっとお伺いします。

本来であれば本当に稼働していてもおかしくないという部分で、当初の意気込み、結構私どものほうも区長初め、やはりこのようなあれが入ってくればこれからいいんであるということ、地権者を集めて説得をして、さらにはこの地権者側にも中間管理機構を利用して少しでもという形の中で進んできましたけれども、今答弁があったとおり、村が事業主体になって云々あって、その要綱に若干修正なり、今手続をしているという答弁でございますけれども、本当に飯舘に来て、これから当初の目標の苗づくり、さらには露地栽培までし、遊休農地をなくす意味からもそういうのが必要であろうというふうに思いますので、いずれにしてもやる、やらないは早目に、あちらから答えが来ないから、例えば、問い合わせしてあれがこないからまだ進んでいないというのではなくて、我々無理をお願いしているわけではございませんので、基本的には地権者がそのような心構えでいる関係上、本当にできるのか、できないのか、その答えをやはりつなげるべきだというふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

あと、参議院選挙の件について、これはこれで十分でございますが、やはり選挙については、これから福島県議の選挙ありますので、飯舘がお世話になる部分でやはり飯舘の投票率、会津のほうの檜枝岐ではございませんけれども、本当にあちらは、条件は違いますが、90%近い、そういうふうな意気込み、山合いでこれからどうしようといった流れではそういうふうな政治に頼る部分もあろうかと思っておりますので、いずれにしても国民の義務として少しでも上がるような対策を講じていただければということで、これは再答弁要りませんので、ありがとうございました。

あと最後でございますけれども、このクロス発電について、これも本当に放送電波に障害があるというのは、普通であればこういうのは想定外かなという、専門にやっている業者なんだろうが、そういうふうな流れでこういう障害が足かせになっているという部分でありますので、やはり飯舘の財源にはなくてはならない財源でございますので、早急に完成することを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで長正利一君の一般質問を終わります。

続いて、5番高橋和幸君の発言を許します。

5番（高橋和幸君） それでは、9月定例会一般質問の機会を得ましたので、よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、今月をもちまして議会議員に当選させていただいてから任期4年の半分、残り2年の折り返しに入りました。この2年間、過ぎればあっという間というよ

うに、確かにそのように感じるとともに、思い起こせば2年前の選挙時、小宮行政区の高橋和幸、一体誰だと、そんなやつに議会議員が務まるのか、きっと多勢の見方はそのような始まりではなかったのではないかと振り返っているところでもあります。しかしながら、偶然と奇跡も交わり、また貴重な有権者の皆様のご支持を得まして、きょう私はここに立っております。行政の皆様とも今までまともな会話をしたことはありませんでしたが、未熟で若輩者の私に非常に好意的に接していただき、本当に心から感謝の意を申し上げます。また、ほかの議員の皆様に対しても同じ気持ちを抱いております。新人で若手2番手という立ち位置ではありましたが、この2年間、私なりに議会に対しては、心にとどめることなく言いたいことはほぼ言わせていただけてきたと実感しております。それもひとえに、我が息子ほどの私に対しても8名の議員それぞれの皆様に温かく接していただけた、これこそが私が今こうしてここに立てているあかしだと実感しております。ただ、そのような中で、皆様におわびをしなければならないことは、もともと体が丈夫なほうではないため、病気やけがも多く、欠席をして行政及び議会の皆様に多大なるご心配とご迷惑をかけてしまっていることをこの場をかりまして謝意を申し上げます。

今回で8回連続の一般質問となりますが、人は常に成長し、考え方も変わります。議員になる前の私と、今の私では明らかに物事の見方や考え方、人の見方やその人の考え方の捉え方など、明確に違い、自分の成長のためにも学歴のない私は議員としてこうして行政の皆様と議論や討論ができるように、私なりに幅広く多角的に勉強して知恵と知識を備えてきたつもりであります。これまでの採決に対しても毅然たる自信を持って決してきたという自負もありますが、勝算は余り記憶にはありません。逆に批判と非難の声は大分私の耳にも入ってきましたが、人の上に立つものはどんなに正しいこと、頑張っても認められることは決してないと思っておりますので、真摯に受けとめるのみであります。きれいごとばかりでは政ははかどらない。これもまた確かな事実ではありますが、きれいごとから始めなければ政治はできないというのも本来の姿でありますので、今回は初心に立ち返り、正面から挑んでみようと考え、この場に立っておりますので、村民の皆様のためにも人間味のあるご回答をいただきたいと思っておりますので、お手やわらかにお願いいたします。

それでは、一般質問をいたします。

1、これまでににおける行政運営及び行政執行について。

①番、行政法に基づき、一地方自治体（地方公共団体）を統治する行政府として、帰還宣言後になし遂げた義務、責務、役割、権利など、住民の意思と福祉の向上に向け、いかなる実績等につなげられたのかを具体的にお伺いいたします。

②民法22条及び会社法4条に照らし合わせて、住民イコール村民であります。地方自治法11条、18条、19条、その他さまざまな住民は権利を有しますが、ひとしく地方公共団体から各種サービスを受ける権利を保障されております。住民イコール村民が現実的に欲している行政サービスにいかように応え、対応できたのか、具体的な行政の成果と見解をお伺いいたします。

2番、帰還率について。

①現状の帰還率に満足しているのか。ないもの尽くしの村内環境整備に関して、村民そ

れぞれにある帰還意思に対して来る者は拒まず、去る者は追わずにとらわれず、帰還者意欲促進のためにもどのような行政計画を検討しているのか、具体的かつ現実的な観点をお伺いいたします。

②番、行政不信は著しく、ふるさとへの愛着は離れ、若者の帰還率低下に多大な影響を及ぼしています。議会は地方自治法にのっとり、行政は行政法の規定に従い、運営、執行される原理及び原点に戻り、村民の意思、思考を最重要視した取り組みが非常に大切であると考えます。この問題は、以前からお聞きしておりますが、村民の信を取り戻すためにもまだ間に合うこの時期だからこそ、最重要問題として真摯に向き合うべきであるとの観点からこの問題への取り組み姿勢と課題を改めてお伺いいたします。

以上、2点4項目を一般質問とします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大変謙虚な所信の思いを語っていただきました。私も謙虚に受けさせていただきたいというふうに思っております。

帰還率について私がお答えさせていただいて、行政運営と行政執行については副村長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

帰還率2つありますが、関連がございますので一括してお答えをお許してください。

まず、1つ目なんですが、村として実施してきた帰還促進のための事業としては、農業の復興のために花卉栽培施設、園芸施設、牛舎の建設や農業用機械の導入などの支援事業を積極的に行ってきたところでございます。営農再開のための暗渠排水、用排水路の整備、客土などの基盤整備事業、あるいは有害鳥獣対策や農地保全のための電気牧柵とか、堆肥散布なども行ってきたところであります。

特に、基幹産業である農業、農畜産業の振興であります。ご存じのように、飯舘村営農再開ビジョンというのを定めまして、それぞれ個人個人の状況あるいは思いに応じて4つの道を示させていただいて、これまで進めてきました。1つは、農地を守るということ。さらに、なかなか農業するには大変だけれども飯舘村で生きがいを持って過ごしたいなという生きがい農業、それからやっぱりなりわいといいますか、しっかり農業をやっていききたいという方、あるいは新たな農業をやっていききたいと、そういうそれぞれに応じてということで、これまでもいろんな方にご相談受けながら事業展開をしてきたところでございます。

商工業であります。村の情報発信施設として、ご存じのように深谷の復興拠点の中で道の駅までい館を設置し、経営的には今苦しんでおりますけれども、村内で栽培された米とか花卉、野菜、加工品などを販売をする場所をつくらせていただいて、さらに帰ってくる村民の利便性を考えて、今お店がないんですが、セブンイレブンもそこに併設をさせていただいて、村民の生活を守る取り組みと、できれば交流人口の増加もそこから図っていきたくてこんなようなことで進めてきたところでございます。

暮らしの部分では、村道の改良、今必死になって進めておるところであります。それから、大変古くなった住宅も復興住宅ということで新築をさせていただきました。震災の1年前にオープンしたいいたてクリニックも、震災中やんないんだからお金出すことないだ

ろうと、こういう話もありましたけれども、お互いに信頼関係の中でやっているということで、村民が帰る前に週2回でありますけれども、開院していただいております。サポートセンターつながりも今一生懸命やっていただいて、帰ってきた人たちに喜ばれているところでもあります。そのほか、生活環境の改善や村民個々のつながり、生きがいを大切にしたい取り組みを、現在できる範囲で一生懸命進めてきているところでもあります。

このように、村民一人一人に寄り添った事業を進めてきているわけではあります、なかなか思うようにはいかないところもあります。ただ、ないもの尽くしの環境整備ではないということだけのご理解をいただければというふうに思っております。

なお、今後の帰還促進のための施策ということですが、医療、介護、生鮮食料品や雑貨などの買い物環境、あるいは住宅の裏山といわれる里山の再生であったり、足の確保であったり、あるいは除去廃棄物の早期搬出など、課題は山積みしているということでありまして、できるものから順次整備をし、帰還を促進してまいりたいというふうに思っております。

ただ、お話しさせていただきたいのは、なかなか原発事故の特異性ということで、来る者は拒まずということですが、その辺がなかなか大変だ。あるいは去る者を追わずということけれども、これもまた特異性のために、残念ながら首に縄をつけたりという話ではできないということだけは、ぜひご理解していただければと。我々としては、議会と一緒に頑張ってできるだけ皆さん方が住みよい環境をつくっていくということが精いっぱいこの特別な災害、いわゆる原発事故の災害に対応する対策ではないか、あるいは帰還率を上げる策ではないかと、このように思っておるということでもあります。

2つ目の行政不信が著しく、故郷への愛着が薄れているのではないかとということでもあります。

村では、避難指示解除前は定期的に方部別懇談会や各自治会、仮設住宅などへ出向き、説明会、意見交換会などを開催し、十分ではありませんけれども情報の共有を図ってきたつもりでございます。これはご存じのように、避難するときに2カ月かかったわけで、随分住民からは言われましたけれども、やはりできるだけ生活の変化のリスクも考えなければということで、村から1時間以内に90%の人たちが避難をしていただいたということがあって、いわゆるももとのコミュニティーの会合であったり、あるいはいわゆる除染とか賠償、そういう他の会合も頻繁にできた。そういう中で、青少年会館で高橋議員に質問もいただいた記憶も鮮明に受けたのを覚えています。

また、避難指示解除後は行政区ヒアリングを開催をいたしまして、各地区の要望や地区における悩みなどを聞き、できるだけ改善策を考えてまいったところでもあります。また、それもいろいろ区長に聞きますと、やはり今まで、例えば、50軒でやっていた地区の経営が15軒とか20軒になった。どうしたらいいかというような話も入っております。その中でも、何人かの区長が戻ってきた人を会員、なかなか戻れなかった人を準会員の考え方でいろいろそこをやっぱりお互いに融通をつけ合って、相手の事を思いやってやっていくということしかないのかなんていう区長もいて、大変ありがたい話だなと、このようなこともあったところでもあります、このヒアリングの中で。

また、学校関係についても、学校運営協議会や教育委員会での協議の中、あるいはPTAとの話の中でいろいろこれまでも情報を共有してきたところであります。

このような取り組みが評価されたというのは、十分ではありませんが、村民一人一人がさまざまな事情を抱えて大変苦勞の中ではありますが、今20%ちょっとの帰還率ということでもあります。そう多くはないとは思いますが、環境整備をしながら長期戦でコツコツとやっていくしかないのかなと、このように思っています。

その一番大切な村の学校のほうでありますけれども、現在村内には4分の1ぐらい、4分の3はほかから通ってはいただきながら約110名の子供たちに通学をしていただいているというのも大変心強い話ではないかなというふうに思っています。今年3月に卒業された中学生、仮設では22名いたんですが、当然受験ですから少なくなるなど、私はもう覚悟を決めておりましたが、22名全員飯館の学校に通学していただいた。非常に心が熱くなる話であります。ですから、故郷への愛着が薄れているということもあるかもしれませんが、一方でそういう非常に、飯館中学校の卒業証書が欲しいのでみんなで行こうという、そんなような思いもありますので、これからも一生懸命やっていければというふうに思っています。

いずれにせよ、今後も帰りたいと思える村づくり、村民の意思を尊重しながら村づくりを引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様方にもご理解、ご支援をお願いをしたい、このように思っているところであります。

あと副村長のほうから1のほうは答えさせていただきます。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の行政運営と行政執行について2つほどご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

実は、質問読ませていただいてなかなか奥が深いなということで、ちょっと1回目の答弁満足はいく答弁でない場合は、再質問の中でお答えをしたいというふうに思います。

まず、1点目の帰還宣言後になし遂げた義務、責務、役割などについてのご質問であります。

村は、平成29年3月末の避難指示解除から2年と5カ月が経過をいたしました。この間、村民の福祉向上や住民サービスあるいは行政サービスにおいてさまざまな取り組みを行ってきたことはご案内のとおりであります。例を申し上げますと、道の駅の建設であったり、あるいは帰村していろいろ困らないようにということでもありますが、公道から宅地までの昇口舗装であったり、あるいは帰ってきて隣近所がないということもあって寂しいわけでありますので、防犯面が大変だなということでの見守り隊、あるいは村営住宅の整備、あるいは食品の放射性物質の測定、いつか帰宅バスなどなどやってきたわけがあります。特に、電話の不通話というのは、前は固定電話でしたので、やはり携帯電話のつながらないところは非常に戻ってこられないという話もあって、今計画的に不通話地域の解消に向けて事業実施をしております。まだまだ不通話のところが多いですので、一気にはできませんができるだけまとまって不通話のところを中心に、そんなこともやっていければなというふうに思っています。

ただいま、営農再開の件についてもいろいろお答えをさせていただきましたが、営農再開や企業の事業再開、それからそれ以外のソフト事業なんかも含めて実施をしてきたところでもあります。また、学校の件も今村長からありましたが、去年の4月、認定こども園も含めて学校の再開もいたしました。あるいは医療の不安のことという、不十分ではありませんが、いいたてクリニック今火曜日と木曜日やっていますが、数がふえてきていますので、火曜日と木曜日の午前中だけでいいのかということもありますので、この辺も詰めながらやっていければなというふうに思っています。このような内容で進めてきたわけですが、これも村独自で進められるわけでもありませんので、その都度議会の皆様、あるいは村民との住民懇談会などを通じながら実施をさせていただいたということでもあります。

次に、住民の権利と行政サービスであります。

高橋議員もご案内のとおり、自治体の業務は幅広いわけですが、いわゆる村独自の固有事務と、あと国と県からの法定の受託事務の2つに分かれておりまして、最近では国と県から都合のいい仕事を、国にとってはやりたくないような仕事を自治体におろしてきて、許認可事業なんか絶対手を離さず、そういう事業はしっかりと持っているというので、大分農地転用であるとか、農振の除外とか、大分苦労している面はありますが、そんなところで今全ての業務をやっているわけでもあります。

避難指示が解除された以降については、原発避難者特例法によって住所を移動しない限り、その避難先の自治体で、全部というふうにはいかないと思いますが、ある程度の自治体行政サービスは受けられるようにということで今そういう対応をさせていただいているところでもあります。

ただ、避難指示解除後、村内に戻られた方についてはいろいろ当面する課題もいっぱいあります。何回も今までも、さきの議員の質問にも答えておりますが、医療や介護、あるいは若者が戻りたいんだけども若者に見合った職場がないであるとか、もちろん買い物が今コンビニだけです。そういう買い物環境の整備であるとか、いろいろ不十分な面もあるというのが現実であります。

加えて、今年の1月に帰村された村民との懇談会を開催しました。いろいろと当面する身近な質問といいますか、要請があります。例えば、今の買い物であるとか、介護を在宅で受けたいんだけども村に来ては受けられないので戻ってこられない人もいっぱいいるとか、薬局、診療所にかかっても薬局なくては川俣まであるいは南相馬までというのは大変だとか、あるいは防犯の面、寂しくて夜ぐっすり眠れないという、やっぱり隣近所今まであったものがないというのは非常に戻ってきた高齢者の人っていうのは不安なんです。そういう身近な不安などいっぱいいただきましたので、今解決できるものは今やっていますし、ちょっと時間かかるなというのはもう国や県に要望しながら一つ一つ取り組んでいるところでもあります。

なお、まだ戻ってきている人が2割ちょっとということで、ほとんどの方が村外に避難をされているわけでもありますので、帰村された方とは視点の違う課題、悩み、問題が結構抱えているのではないのかなと、こんなふうに思っています。なかなかそういう皆さんと意見交換する場が少なくありますが、今回第6次総合振興計画の策定の年になってい

まして、そういう意味からすれば広く今後の村づくりについて、あるいは現状の課題について、意見をいただいて総合計画に生かしていければなというふうに思います。いいチャンスだと思いますので、そんなことで対応してまいりたいと、こんなふうに思います。

私から以上でございます。

5番（高橋和幸君） それでは、答弁書の回答だけでは不明な点もありますので、再質問等を行っていきたいと思いますが、今回なぜあえて2点4項目にしたかと申しますと、これまで何項目の何点も質問してまいりましたが、議会議員として質問をして、行政の立場としての回答をいただきましたが、それら全ての回答に決して満足、納得したと思っているわけではありません。なので、今回は2点4項目に的を絞って、以前から疑問等を抱いているこの点に関して質問させていただいているわけでありますが、その中でこれまで答弁をもらっていて許容できない考えというか、それは違うんじゃないかなと思うことがありましたけれども、私の中では県や国、東電を相手にしながらの行政運営に対してお互いの主張をし合いながらの妥協や苦しい実情や現実、事実、法で縛られた中での行政運営等を考慮し、鑑みて私としても歩み寄れる部分を探りながらの質問をしてまいりましたが、今回の質問事項だけは行政も議会も真摯に受けとめて、今後一層実行していかなければならないという思いのもとにまた再度質問させていただき、深く語り合えたらと思っております。

さて、1のこれまでににおける行政運営及び行政執行についての①の再質問であります。改めて問いますが、行政としての役割と責任は本当にご理解されているのでしょうか。それはなぜかと申しますと、全部ではありませんけれども、最終的な回答に毎回結論は示していない部分もあり、自分たちの回答ではとなると、国が決めたこと、関係省庁からはこういう回答なので、県の仕組みがこうなので、村の財源を考えますと、東電からはこういう回答しか得られなかったのなどでなど、行政に対して回答を求めているのに他者にこそその責任があると受けとめかねない答弁で終わっていることも多々あったからであります。国ができない、県ができない、だから地方自治体の飯舘村の行政としては何もできない。本当に全てがそうでしょうか。再度行政としての見識と認識をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 今、確かに答弁の中に、国がこうだからとか、そういうことはかなりやっぱりしゃべっているなというふうに今質問いただいて感じたところであります。

ただ、間違いなく飯舘村だけで進めていけるわけでありませんし、特に原発の災害にあっては、まさに国とのやり合いの中でやっていくと、こういうことでありますから、そういう意味で必死にいろいろなことは言っているけれどもなかなか国は国の立場があつてと、こういうことですから、それを弁解の話というふうにとられれば、とり方によっては全くそういうことはしゃべってきたなという、答弁してきたなというふうに思いますが、現実はそのようなものもありますので、ぜひ、ある意味では私も反省しますが、ご理解をいただければというふうに思っております。例えば、きこり、約2億円かけてもう使えなくなったものを整備をしました。出てきた国からののは、いわゆるその予算は村民に帰ってもらう予算なので、村民が泊まるのはいいけれども、村外の人が泊まった場合には補助金返還だよという、ちょっと信じられないようなところがあるわけです、国は。いや、それは違うでしょうという形で、当然今は泊まっていたく形にしておりますし、先ほど副村長

から言いましたように、いろいろな形ではこちらも相手の懐に飛び込んで、普通できないこともやらせたということではありますが、ただ間違いなく、国がこういうことなので、あるいはお金がこういうことなのでという話はやっぱり出していたなというふうに思いますが、それも事実ですが、できるだけそういう転嫁させるような形でないようにこれからも気をつけていきたいと、このように思っていますので、ご理解をいただければと思います。

5番（高橋和幸君） 今の回答ですけれども、私も強目には言うておりますけれども、現実的に考えれば私の言っていることが正しい一面もあり、でも行政としてのやっぱり運営の仕方、国とのやりとり、どちらにも言い分、一理があるというのはわかっておりますので。

次に、同じ①で再々質問させていただきます。

私事ではありますけれども、今ある資格取得に向けてこのように、これだけじゃないんですけれども、まだ何十冊もあるんですけれども勉強しております。行政法にさまざまなことが法として明記、記載されていることは私よりも見識高く専門家でおられる皆様であれば、自治体の最高機関でも行政法によっては住民に敗訴し、時には国を相手にしても勝てることもご承知のとおりだと思われまます。学のない私が必死に勉強しても何十年も務められている皆様には到底かなわないのもわかっております。

また、私がこのような場所に立たせていただける機会を得てからの2年間、ほかの7名の議員の皆様からも数多くの一般質問がされてきました。時には対処を見据えて、行政としても実現はなかなか厳しい、先ほど村長が申し上げたように自治体だけではできない、金銭的な事情なども含めてですが、そういう質問もあったと思いますし、時には村民の生活に直結する交付税ばかりではなく、行政が財布を緩め、やる気さえ出せば実現できたことも多々あったほうではないかと思われまます。取り組んでいればといまだに悔やまれる提案等もあったと私は考えております。

しかし、この2年間で実際に実現できたことは何ですか。道の駅のオープン、学校再開、施設整備、あまたの公共事業、ブロンズ、10億円もかけての公園整備、あり余るお金を使ったら、これからは村民から取らなかつたものを徴収します。順番とか、タイミングを間違っている、勘違いしているとお思いになりませんか。私がおかしいのか、それともこれも前回の村長が申し上げた見解の相違だから相まみえられないと言い切るのか、それはわかりませんが、これまでの事業に関しては今回の忌まわしい事故がなければきつとなし遂げられなかつたことでしょうかから、金額の使い方には異論はございますが、今あるものがなければ飯館村の現状はという点を考えますと、それに関してはこれ以上の口は挟みません。ですが、村民が本当に行政に求めていたものはもっと違う視点にあったのは多分にご存じではなかつたのかと思われまます。

いまだに数多くの村民の方が足腰や体のどこかしらの不調のために専門医のいる福島市や南相馬市等に通っています。薬に関しても同じことが言えます。日常の生活に関してもそうです。毎回食堂やセブンで購入していたのでは莫大な経費がかさみますから、往復何時間もかけてほかの町や市に買い出しに行っている現状です。そのほかの日常生活に関連することはまだまだありますし、先ほども申し上げたとおり、それらほぼ全ての件に関し

て各議員の皆様から提案、提言、村民の声は過去の一般質問において言われてきたことはまさかお忘れではないと思っております。もちろん、その中には今まさに進行中で実現に向かっていると言いたいこともあろうかと思えます。

だからこそ、私もですが、多くの村民が逆に強く思うんです。それだけのことをやれた時間と情熱とお金があるなら、なぜ自分たちの生活に関することを優先してやってくれなかったのかと。これらの件に関し、村民に対して今までの行政としての運営、執行、配慮、手順、スピード感もろもろ、不備はみじんもなかったという認識なのかを改めてお伺いします。

村長（菅野典雄君） 今いろいろ建物を建てた、そういう金があるんだったらもうちょっと、いわゆる住民が何を求めているのか、それを考えてやったらいいだろうと、こういう趣旨でのご質問だろうというふうに思っています。村民が求めているというのは何なのかというのを今の質問でもう一度考えたところでありますけれども、いわゆるもとに戻るという形はなかなかこの避難というような中ではできない中で、どういうふうな環境整備をしていくかということだろうと思うんですが、私は解除になったことによって非常に課題が落ちついてきたなという気はしますが、落ちつけば落ちつくほど住民から求めていただいているものが課題が見えてきた。先ほどから言いましたように、もっと買い物ができるところ、もっと足をどうしてくれるんだ、自分のこの健康のために病院はどうするんだとかという、介護はこれからどうなんだという話が出てくるということでありまして。これは、いわゆる解除になったことによって私は皆さん方の要望が見えてきた。これに今これから必死に、今までもやってきましたけれども、これからもやっていくということではないのかなというふうに思っています。

ただ、これだけ金があつてという話は、金は村ではないです。いわゆる国の責任で村民を避難させたというところでの、いわゆる復興予算を使わせていただいているということでもあります。ですから、華美な建物もないというわけではありませんけれども、今、例えば、住宅などは全部新しくしました。もとの住宅あるいは公民館、広域消防、全てやっぱりもうどうしようもない状況だったわけで、さらに7年ぐらい使わなかったところがあったわけですから、そういう意味で、この機会にそういうものをやっぱり最大限利用した上でやっていくということかなと。多分これほどこの自治体も大なり小なりやっぱりまず環境を整えるのにはやっぱり建物を建てながら、食堂を開設する、何をするという形ではないのかなというふうに思っています。私たちも住民の避難解除になるときにコンビニという話があつたんですが、いやそれは私は違うと。やっぱりコンビニがあつて初めて帰ろうという気になるんじゃないかということで、解除の約2年前に仮設のコンビニを農協の建物を借りてやらせていただいたと、こういうことでもありますので、何ていいますか、長く話しはしませんけれども、順序としては私は間違っていなかったんじゃないかなと、この機会に古いものは新しくするというところで。

ただ、間違いなく解除になったことによって住民の要望は膨らんできていると、これはもう実感としてありますので、そこをどうするかということで、国の事業なり、県の事業を使えるものは使わせていただいておりますが、そうでないものはやっぱりこれまでもやって

きました陽はまた昇る基金なり、いろいろな基金で対応してきた。ただ、十分とは言えませんので、また皆さん方のご意見の中でやっていかなければならないなど。以前でしたか、いわゆる免許返納をしたときにその人に対する恩典は何だという話も議会からありましたから、それは多分来年度で何か考えなきゃならないのかなとかというのも、そうやって一つ一つ皆さん方からいただいた質問に、全てというわけではありませんけれども、やっぱりできる範囲で答えたり、あるいは国、県に要望してその事業を展開してもらうという、こんな形でやってきておりますので、何とぞご理解をいただければというふうに思っております。

5番（高橋和幸君） 今の質問の回答に関して、お金がどうだ、順序がどうだとやり合うとヒートアップするだけなので、そのご回答はわかりました。

最後に、この点の再々々質問という形になりますが、これまでのやりとりで村長と私とした場合の仮想のお話ですが、行政運営のあり方については余り変わりはないのかなと感じている次第であります。行政として全ての住民が満足する執行は現実的に鑑みればほぼ不可能だと思われまます。全国1,700以上の自治体で住民満足度100%のところがあるならばぜひとも勉強させていただきたいという気持ちも持っております。村民の全ての願いをやってあげられる、つくってあげる、聞いてあげる、出してあげる、確かに行政バランスを考えればとても難しい難題ですが、それでも少しでもそこに近づけるという行政努力は必ず問われてきます。

しかし、行政にだけ責任を押しつけることはできません。9名しかいない議会にもその責任があるものと私は考えています。一致団結できないまま2年、いまだに賛成しても反対しても何派と言われる現状に、議会が一丸となり行政とともに歩めばどの被災自治体にも負けない再生への道のりをたどれるはずと信じているので残念なところでもあります。

この件に関して、最後に村長にぜひ聞いていただきたいというか、思いというか、願いがあります。行政機関は行政主体で行うことができる作用法的行政機関概念とされていますが、国や国会議員だけが憲法及び法律の定めるもとに国民を守る義務と責任があるのではなく、地方自治体にもその名のもとに地域住民を守る義務と責任が生じてくるのはおわかりのことだと思います。そこで、行政主体とありますが、地域住民があつてこそその自治体であり、原理原則の前に村民主体こそがこの法の抜本的な基礎基本と捉えて今後の村政に生かしていったらもらえないでしょうか。今さら何を言っても無駄という方もおられますが、村長との会話も以前よりふえ、考えを言ったり、考え方を教えてもらい、これまでの村長を見ていて、みんなが思うよりも柔軟性を備えている、話したことを聞いていただける、私的にはそう思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 飯舘村の歴史は深いわけでありまますけれども、飯舘村が誕生してもう六十何年ですが、ほとんど一貫して村民主体でというのは私は流れているというふうに思っています。例えば、私なんか村長になる前から、いわゆるやまびこ運動ということで、それぞれ住民の皆さん方が自分で汗をかいてこんなことをやりたいというものに年間最高100万円用意しますよ、ということをやっている。その上でまた地区別計画ということで各行政区に1,000万円、10年間に2億円です。随分ほかの自治体の人たちに、そん

なに金出しているんですかって言われたんですが、自分たちが中心になって汗をかいて自分のところがやっぱりよくなっていく、そこがなっていけば間違いなく2億円なんていうのは安いものではないですかということで、住民主体のこの地区別計画というのをずっとやってきました。この地区別計画は地方分権一括法という法律ができたときに、まさに飯館村がやっているこの地区別計画というのは地方分権一括法のモデルだということで総務大臣賞をもらっております。別に賞をもらっているからどうだというわけではありませんが。

ただ、残念ながら、そうしてまた第5次のまでライフ計画を進めようと思っている矢先、7年目にこの全村避難になってしまって、今までみんな村内にほぼ住みながら村外に通ったりしていたのが、今度は逆な形になった中でこれから進めていくということになると、この村民主体がどこまでいけるか。でもやっぱり、今のところは行政主導でこの再生に向かってやってきましたけれども、やっぱり今おっしゃるように村民主体にすることが非常に大切だ、こんなふうに思っています。ですから、そこをどうやってやっていくかというのは、またほかの議員からもご質問があるように、この第6次計画、もう復興計画だけではなくて、村独自のやっぱりどうやって村民主体の計画ができるかというのをやっていこうということで今スタートを間もなく切ろうと、こうしていますので、その中で今おっしゃったようなただ村主体の形ができるかというのを、どこまでできるか、こういう状況ですけれども、そこはやっぱりしっかりと中心に据えてやっていければと、このように思っていますので、その一端をお話をさせていただきました。

5番（高橋和幸君） 今のご回答、今回はちょっときつ目ではないんですけども、多分ご返答にご立腹されるのかなと思って質問していますが、やはり自治体の長らしく謙虚に前向きに見解を述べていただいて大変感謝を申し上げます。①についてはこれで終わります。

続いて、②の再質問をさせていただきます。

難しいような問い方をしましたが、問いたかった点は、要は一つです。

一つは、住民イコール村民ということです。二重住民票及び二重居住地が認められている本村であります。先ほども述べた民法、会社法に照らし合わせて考えれば、住民票が飯館村に在籍されていれば、ほかの地に住んでいようが、ほかの地の会社で営んでいようが法律上全員が飯館村の村民であるということです。帰還していない人の中には、行政、議会は何もしてくれない、何を言っても聞いてくれない、帰還しないと結局何もしてくれない、差別はしないといても実際はしている、もう飯館村には見切りをつけた、諦めたという声をいまだに多く耳にするので聞いたということでもあります。

そしてもう一つが、行政サービスなどでは、確かに道の駅、学校、交流館、公園、パークゴルフ、いっときバス、これらも自治体として住民の福祉を増進するに当てはまりますが、果たしてそれだけで村民自体は満足しているかということをお問いたかったのです。現段階においては、やることはやったと。行政の自己満足で終わってしまっているのではないかと。村民がこんなものが欲しい、まだ間に合っておりませんが、薬局にしてもそうです。いろんな足の交通サービスもそうです。そういう点において、行政満足で終わっている、そう村民に受けとめられる解釈をされても仕方がないのではないかとということをお願い

たかったのです。これは回答は要りません。

その行政サービスについてですが、現在行っている行政がサービスと位置づけているものと、村民が実はもっとこんなサービスがあればいいのにとという点において、両者の考え、求めていることに隔たりがあるのではないかと思われませんが、いかがなるご見解でしょうか。

副村長（門馬伸市君） 帰村してから村に戻った方と、まだ避難している方の二重の今行政サービスをやっているんですが、全村避難のときには避難しているところを全部やればよかったんですが、戻ってきて戻った方の対応と、あと避難している方が全く今のところ多いわけです、圧倒的に。それを両方同じく行政サービスできるかという、正直言ってできません。十分にはできません。

一例を申し上げますと、健康づくり、避難している方で体調壊したり、健診で判定が悪かった方なども結構いますので、それに今健康福祉課のほうで避難先、少ない人数の中ですけれども、できるだけ多く回って健康状況を把握しながら健康指導なり、お医者さんへの誘導なり、それをやっています。一方、また戻った方、高齢者がほとんどですので、結構病気がちの人も多いです。こっちもやらなくちゃならないということで、今スタッフというんですか、保健師を含め、栄養士も含めて労働過重みたいになって非常に大変な状況なんです。コントロールしながら今やっていますが、この二重に行政サービスするということはいかに大変なのかなというのを、私この2年間でつくづくそういう思いをしています。やはり前だったら避難している方々みんな一緒ですから、同じくできたんです。ところが戻ってきて、この戻った方の今1,300人ぐらいの方、それも高齢者がほとんどということになると、これをどっちも満足にサービスをできるということは、これは不可能なので、でもできるだけ、病気であればちょっと重い方については重点的に巡回するとか、そういう形で今、一例です。それがいろんな行政サービスが絡まってきます。

ですので、これが二重生活といいますか、二重の行政サービスいつまでもできるわけではないので、いずれ多分村内のほうに重点を置いた、そういうふうにならざるを得ないのかなというふうに思いますが、本当に2つに分かれての行政サービスというのは非常に難しいです。できれば、支所みたいなのを福島市の辺に置いて、両方で便利なようにできればいいんですが、それとてやはり人員体制がとれない。ですので、支所も廃止もしましたし、閉所もしました。ですので、やはりその辺のバランスというんですか、私らも悩ましいんです、本当に。避難している方からは私らの面倒一つも見てもらえないって言っている。実際やっているんですよ。やっているんですが、自分のところに関係のないところは何もやってもらえないって言うわけです。今の健康づくりなんかもそういう対象者は巡回してやっているもんですから、あるいは健康づくりもやっています。専門家頼んでやっています、福島市内で。でも、そういうところに行かない人とかサービスの恩恵が全くない人は私らのことは何もしてもらえないという、役場にそういう苦情がいっぱい来るわけです。でも、みんな満足できるようにはできませんけれども、できるだけ大変な方は、やっぱり行政の責任ですから、あるいは生活が大変な方とか、生活保護でない生活できない人とか、そういう人に対してはやっているつもりなんです、なかなか難しいのが現

状です。精いっぱいやっているつもりです。

村長（菅野典雄君） 補足させていただきます。

村のサービスと住民が求めているサービスと差異があるのではないかということであり
ます。本当はどんぴしゃりになればいいんですが、残念ながらここは差があるのもやむを
得ないというふうに思っています。なぜかという、村民のサービスを求めるのは個人
です。そして村のサービスは、ある意味では個人も頭には入れておきますが、やっぱり
公のです。例えば、二、三日前にある方がこんな話をしていましたという情報が入りまし
た。つまり、ごみの収集場所、あるおじさんが寝ていて、おばあさんがそのおしめを取
って、そのおしめをその収集所に持って行くのにかなり遠いというので、近くに動かせま
せんかという話。全くやってあげたい。確かにいろいろ、これからできないことかどうか
わかりませんが、それを簡単に収集場所をその人の近くに移していいのかというこ
とになると、いろんな人に話を聞かなきゃならないということになりますから、そういう
意味で、本当にどんぴしゃりいけばいいんですが、個人個人の住民のサービスの求めるもの
は個人個人の気持ちの中で、あと私らも個人個人にできるだけ対応したいんですが、やっぱり
今言ったように、その収集場所をじゃあその近くにはいよってという話にやっていいのか
どうかということになりますので、そんな意味で、できるだけ個人個人に思いはかけたいと思
いますが、その差が出てくるというのも、あるところではやむを得ないという考え方も持
っていたりしながら、今の個人、その差をできるだけやっぱり近くなるようにというか、
差がないようにということも頭に入れておきたいと思えます。

以上です。

5番（高橋和幸君） 今ほどの回答ですけれども、副村長の、できるかできないと言えど
できないといった発言に対して、午前中に行われた佐藤八郎議員の一部ではありませんけ
れども、人の捉え方はいろいろありますので、できないと言ってしまうと、じゃあでき
ないんだと、そう捉えてしまう方も多々おられるので、そこをちょっとまた申そうか
なと思ったんですけれども、村長がそれを、まあ、助け船じゃないですけれども、私
が言いたかったことを言ってくれたので、その件に関してはこれで終わりたいと思
います。

次に、同じこの点の行政サービスに関してなんですけれども、これには医療や福祉、介
護も含まれると認識してよろしいですよ。そこでなんですけれども、去年私たちは、た
またま部門が一緒の総務文教常任委員会3名が北欧に研修視察に行かせていただき
ました。それでやっぱり村長から言われた教育、福祉、医療、介護、そういうものを
何かしら学んできてほしいからということで、私たちに3人それぞれの考え方や見方
をして、その後の議会、一般質問においても提案、提言したつもりではありますが、
今回村長が北欧研修に行かれたということで、村長自身、実際に行ってみて、それ
ら教育、医療、福祉、介護に関して何を感じたのか、何を学んだのか。確かに行政
自治体ではできない。県や国の力ができないということもありますが、行ったその
成果をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） まだ整理ついていませんし、いずれ発表という機会があるん
だろうというふうに思いますが、一つは、やっぱり我々も同じ思いですけれども、
一人一人、特に福祉関係といいますが、人生を一生懸命生きてきた人に対してど
ういうやっぱり熱い

思いを持ってその後半の人生を過ごしてもらおうかというところに非常に気を配っている、心をかけているなどということです。できるだけ寝せないとか、寝たきりにならないようなためのいろんなことをやっている。なかなかできることではないかもしれませんが、でも、まずそれが一つと。

あともう一つ、教育のほうは、間違いなく日本の教育は反省があるなというふうに思っていました。それが実現的に思いました。やっぱり日本の教育は過保護です、ある意味で。いや、いい環境をつくっているんですよ。ちょっとまた言葉のあやをとられると大変なことになります、もっとやっぱり自然の中でたくましく生きる、あるいは相手と協力して生きる、そういうのをやっぱり小さいうちからやらないと、今どんどん自分さえよければとか、親が子を殺すとか、まあいろいろなことが、なぜこのすばらしい日本がこんなふうになっていくのかということになると、私はやっぱり家庭教育がなかなか今は大変だとすると、やっぱり学校教育だろうなというふうに思っていて、そんなことも感じてきたところでもあります。

ただ、いざ飯舘村でそれをどうするかということになると、そう簡単ではないし、本当にできるところから、先生方も一生懸命頑張っているわけですから、話し合いをしながら、一つ一つ何か一歩でも研修の成果が出ればいいなと、このように思っているところでもありますので、3人の皆さん方の経験も、ぜひ提言なり、あるいはお話として聞かせていただければありがたいなというふうに思っております。

5番（高橋和幸君） 今の村長のご回答ですけれども、やはり村長という立場ですから、よくよくご理解されているなと思いました。それはいいんですけれども。

この点に関しての最後の質問であります。

以前の一般質問において、何だったかちょっと覚えていないんですけれども、復興庁が行っているアンケートだから行政としては行わないとの回答がありました。完全ではありませんが、帰還宣言からも月日が過ぎ、帰還者も今のところ落ちついてきたのかなと思うところですので、アンケートはしないと書いていたのですが、今だからこそ帰還している人たちは何を求めているのか、帰還しないと決めた人たちは今後の地元飯舘村とのつながりをどのように行政に行ってもらいたいのか。家庭全部を行政で回れないというのであれば、それこそアンケートを実施する最大の環境下に今現在あるのではないかと思われて仕方がないのですが、行政の見解は今もってして村民の生の意見や陳情等も聞けるかもしれない貴重な機会を実施、利用しないお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 通告外の質問かなというふうには思いますが、実は、その後佐藤議員からもありますが、第6次総合振興計画をつくる予定でございます。そういう中で当然今のようなことがあり得る、あるいは考えていると、こんなふうにお話をさせていただいて、答弁にさせていただきます。

5番（高橋和幸君） 行政サービスということで聞いたつもりだったんですけれども、違うというのであればいたし方がないのかなと思われま。

続いて、2の帰還率についての再質問に行きたいと思います。

①の再質問となりますが、高齢者の帰還率がほぼほぼ7割という現実であります、30

代と40代を合わせた帰還率、また通常の会社勤務ではなく就業率、例えば、農業、畜産、花卉栽培、そういうものです。そういうものに就業されている方の割合がわかればご提示お願いいたします。

住民課長（石井秀徳君） ちょっと率までは今捉えておりませんでした。計算すればですが、30代が現在49名、40代、40歳から49歳が80名ということで、合わせますと30代、40代ということで10.9%ということになります。

総務課長（高橋正文君） 若年層の就業率については、統計とっておりませんので把握しておりません。

5番（高橋和幸君） それについては承知いたしました。

別に再々質問したいと思います。

10代及び20代の若者の帰還も非常に貴重で大切であります。現に中学校に通う子の中には将来村にかかわって復興の役に立ちたいという言葉聞いて、こんな大変な中で生きているのに、中学生にしてそのような言葉を口にできることに本当に感動いたします。この子たちのためにも我々は頑張らなければいけないと強く思われる次第であります。

ただ、その一方で、その世代につなぐためにも30代及び40代の即戦力がとても重要な役割を果たすのではないかと考えております。この年代の帰還率を何割と捉えて実際にしていくのかで、飯舘村の将来に大きく影響してくるのではないかとっても過言ではないと信じている次第であります。

以前に村長は、何でもかんでもお金というのはいかがかなとご回答されておりますが、取り組み中の移住・定住・交流事業だけに満足せずに、今さまざまな自治体が実践しておりますが、これまで以上の支援策及び支援額の拡充、また、広さも十分、建物も立派でありながら実質的には金額は無に等しいという物件提供している自治体もありますし、土地と地元の木材を提供します。でもご自身で家を建ててくださいという、この自分で自分の家を建てる、こういう取り組みが大変人気を呼んでおりますので、帰還を強制できるものではありませんが、金銭を絡ませた手段も立派な戦略だと思われまますので、今後どのように、どの年齢層の帰還率強化のために、どのようなアプローチをしていくのか、それとも考えていなかったのか、行政の見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） いわゆる村民に1人でも多く戻ってきていただきたいという思いはありますが、先ほど言いましたように、なかなかこちらから強制できるものではないのが今回の災害と、こういうことあります。でも、やっぱり環境をできるだけ整えて、特に、今おっしゃったような30代、40代の人に来ていただければ、それがまた次の子供たちにつながると、こういうことではないかなというふうに思っています。

今、実は、去年の、2年目に入りますが、移住定住交流室というものを専門につくりまして、人員配置をしているところであります。その中にかかなりの、移住・定住に対しての施策が盛り込まれています。もしかしたら、ちょっと議会のほうにはお知らせしなかったかもしれませんが、改めて反省しているところであります。かなりほかの自治体よりはやっております。そしてまた、それ以上に飯舘村に住居を移せば、場合によっては4分の3の事業、それから100%の事業が使えるということで、今多分30人から40人ぐらいが

新しく入ってきていただいているのではないかなという気はします。ちょっと整理がついていけませんので、その方たちが何歳ぐらいなのかというのが、ちょっと今話をいただいて、もうちょっとそこら辺は私らがきちんと捉えておかなきゃならないなと思ったところなんです。結構30代、40代、場合によっては50代というのものもあるかもしれませんが、おられるのではないかなと。決して年配の人だけが入ってきているということではないというふうに思っていますので、改めてもうちょっとその施策の中にどういう形を入れていけば、今ご質問のあった30代、40代あるいは50代の初めぐらいの人が入ってきていただいて、飯館村のやっぱり、何ていうんですか、働き方年代になってもらうということが大切なんだろうという質問の趣旨でありましたので、一生懸命またその辺をデータをとってみたい、あるいはこれからそこに何か新しい施策があるのか考えていきたいと思っています。

5番（高橋和幸君） 体調も芳しくないのですが、今回は二、三十分で終わる予定だったんですけども、なぜか残り11分ということ。

答弁書の中に、村では避難指示解除前の各自治会というのが、41ページです、書いてあるんですけども、これ以前多分、以前というか、総務文教のほうでこういう案件が出たときに採択はしなかったと思うんですけども、先ほど私が述べた行政サービスのアンケートの実施プラスこの自治会は行政として認めていないというご回答だと思うんですけども、それがあったからその以前の方はできなかったと思うんですが、覚えていないでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 仮設住宅、あと方部等にあった自治会の件ですね。新規の自治会。自治会については、平成30年度に自治会連絡協議会というのが解散したということでありまして。当時、新規の自治会の申請があったのは多分その前の29か28の年だったと思いますが、そのころについては、当初29年度で自治会連絡協議会解散する予定でありました。ですから、解散する自治会については28、29あたりには新規の設立は受けておりませんということ、申請のあった団体には説明していたというのが経過だと思われまして。

5番（高橋和幸君） 今であれば申請すればできるということでしょうか。

村長（菅野典雄君） いわゆる村が避難中、何とかやっぱりコミュニティーをやっていただきたいということで、仮設でやったり、仮設も結構ありましたから、それからあと大体仮設でなくてアパートや住宅に住んでいる方も近くに住んでいる方はぜひ自治会をつくってと、こういうことで、最高18だったか、そのぐらいの自治会をやってきたわけです。ところが、解除になったところで、自治会をつくるということは村が全てかかわってきておりますし、いろいろ補助も出してきています。それをいつまでもというわけにはいかないもので、最終的には18ぐらいが5つになりましたので、これで解散をお願いできませんでしょうかと。

ただし、自分たちで、やっぱり昔ずっとやってきた深いつながりを大切にしたいということで自分たちでやる分には何ら私らがそれを拒む理由も全くありません。ということで、例えば、今、きつつき会というところも時々会合やっているようです。それから壁沢団地も一生懸命、あそこに40軒ぐらいありますから、ほかの自治体の人たちとも一生懸命やっています。それから南相馬ですか。あともう一つどこかあったと思いますが、

それぞれ自分たちで動く分には私らも応援をしたり、あるいは呼ばればお邪魔をして頑張っていますかね、頑張らましようねという話をさせてきていただいているところでありますので、ただ、村が組織として、自治会組織を立ち上げたりというのにオーケーという話は、もう解除になって村の再生をやっていかなきゃならないということなのでということで、ご理解をいただいたということでもあります。ですから、今自分たちで何か今までのところを自主的にやりたいというのであれば、それは何も私らが拒む理由は全くありませんと思っています。

以上です。

5番（高橋和幸君） 昨年か一昨年の多分総務文教に上がった請願ですので、私も今体中痛いですし、頭も痛くて熱っぽくて余り議論するとごちゃごちゃになってやめた方がいいのかなと思うところなんですけれども、以前、正規では村は認めないということで総務としても採択せずという形をとったという私の記憶なんですけれども、であるならば、現在こういう状況下で帰還している、こちらに、飯館村にいる人、いない人の状況なので、そういう密な連絡を取り合い、つながり、そういうのを考えれば、逆に今は、今になればあってもいいのかなと思いますし、それが村のこの条例にないとか、規定にないというのであれば、議会には確かに一番の権限は議決権でありますけれども、条例を制定できるという権もありますので、ちょっと私なりにもう少し精査して考えてみたいと思います。

あとちょっと2点ほど質問あるんですけれども、ちょっと頭こんがらがっているんで、全てもう引き出せたとはおもっておりませんが、少なからず今回の私はここ最近の私の質問とは違うなと感じられたかもしれませんが、一応私なりに心がけたのは、ここもだめ、それもだめ、行政だめですよというのを言いたかったのではなくて、村民のためにいかように議会と行政が取り組んでいかなければいけないかという姿勢と重要性を説いたつもりですから、ご理解いただけるものと信じて、私も体力の限界ですので、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時40分にいたします。

（午後3時21分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時40分）

議長（菅野新一君） 3番、佐藤一郎君の発言を許します。

3番（佐藤一郎君） 9月の定例会議会に当たり、私の一般質問をいたします。

きょうは4点についてご質問いたします。

まず、質問の1点目は、総合計画の策定に当たり、村づくりの拠点整備について質問をいたします。

飯館村の村づくりの拠点は、これまで草野、飯樋、白石を拠点に20行政区がつながりを持ちながら村づくりを進めてきたところでもあります。しかしながら、ここ数年住宅解体の

状況を見ますと、これまで拠点としてきた草野、飯樋、白石の町並みは拠点とするには寂しいくらいの住宅の集積になっております。さらに、村長から議会に説明があったのは村の真ん中を通る県道のバイパスの整備です。例えば、草野は住宅解体によって村づくりの拠点としては機能がなくなったような感じもしますし、その上にさらに町なかを通っている県道が南側の水田のほうに外れていってしまったことも聞いております。

そこで質問ですが、今まで拠点として上下水道を整備してきた草野、飯樋、白石の住宅は何軒残るか。またその現状と県道バイパス整備計画はどうなっているのか。この現状とバイパス整備計画を踏まえて、村としての総合振興計画にどのような整備計画にまとめようとしているのか、考え方を質問いたします。

次に、質問の2点目は、その大もとになる復興庁の存続についての質問をいたします。

8月6日の新聞には、復興庁の存続もあるように報道をされていますが、また先日の高木元副大臣の懇談会の中でもそういう復興庁の存続について意見がありました。村の場合は、1点目の質問した従来の村づくりの拠点整備に加え、今やっている重点事業が積み残っていくのではないかとという心配もあり、今後も継続的に計画的に整備するには延長期間についても復興基本方針等についても気になるところであります。今、村から国に要望している内容と復興庁の存続、内容について伺います。

次に、質問の3点目は、道の駅の経営についての質問をいたします。

道の駅の経営は赤字と聞いています。今の売り上げにどのくらいの売り上げを上げないと黒字にならないのかを伺います。さらに、今整備中の道の駅の裏の広場建設の収入と支出の経営計画の見通しはどうなっているのか。どこに運営を任せようとしているのかを伺います。

次に、質問の4点目は、義務教育学校の質問をいたします。

私もその委員になっておりますが、8月の広報に出ていましたが、義務教育学校の名前も決まり、校名も決まり、全協でも説明がありましたが、いつも感じることは、大体は決まっていて、その委員会にちょっとかけるというような、こういうような決定の仕方が少し見えるのかなというふうに思ひまして、またせっぱ詰まったところで全協にかけるとか、そういうことも今までもありましたので、今回校名も委員の中でも長いんでないかと、もっと短くできないのかと、そういう話もあったといううわさも出ていますので、私としても反省しているところであります。

さて質問は、今年1月の全協資料では学校再編までの工程の説明を受けておりますが、9月は条例の制定、義務教育学校の申請を完了しないと来年の4月の義務教育学校の開校が間に合わないと聞いておりますが、その進捗はどうなっているのか。また、工程一覧にあるその内容についても進捗状況を伺うものであります。

以上で私の質問です。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ありますが、2点と3点について、私のほうからお答えをさせていただきます。

いわゆる復興庁の後継組織ということですが、ほかの災害と違って、この災害は10年といっても前半の5年、6年は何もできない状況だったので、それではいけないんで

はないかということで、村としては3つぐらいの要望をずっと出してきております。

一つは、やっぱりこの復興庁という組織をもうちょっとやっぱり延長してもらわないと困るというのが一つです。

それからもう一つは、長泥が一つだけ入っていませんので、それをやっぱりきちんと安全・安心のためにしっかりやってほしいと、こういうこと。

そして3つ目は、そこの拠点に外れた家庭が、家屋が十五、六軒ありますので、そこはこれからどうするんですかというのがこれからの、今まで私らが国に言ってきた大きなところであります。

そういう意味で、今回、自民党による第8次提言の中に、ある程度盛り込まれたんではないかと。ただ、そこが全て決定ではございませんので、復興庁もちょっと変わるかもしれないけれども、ある程度はやっぱり存続していくんではないかと、こんなふうに思っているところであります。

それからもう一つ、長泥のほうはしっかりやってもらうということでその都度、その都度、国、県、村、地元と話し合いをしているというところであります。

そして、3つ目の拠点以外の十五、六軒をどうするか。今まではもう全く拠点が終わったら考えますということでは余りにも長くなるのではないかとということで、そういう拠点を持っている6町村で協議会を持ちまして、国のほうに要望を上げていったところであります。まだ正確なあれはありませんけれども、何とか少しは考えてくれる環境はできつつあるのかな。今度第8次提言の中に拠点も考えなきゃならないなという言葉が出てきているというふうに、こう思っておりますので、これからまた強く国のほうに要望をしていきたいと、このように思っているところであります。

それから、2つ目の道の駅の経営であります。ご存じのように、大変議会の皆様方にもご心配をかけまして、3月でしたか、いわゆる金額、大きな出資をさせていただきました。今営々と努力をしているところでありますが、まだやっぱり短期的には赤字であります。以前の大幅な赤字よりはかなり短縮されてきていると、こういうことでありますので、何とかこれからも売り上げを上げたり、あるいは、場合によってはその経費を削減する方法を考えたり、そんなことでしっかりやっていけばいいなというふうに思っております。

ただ、道の駅、今、村民の人たちが農作物をつくった場合に、あるいは何か商品をつくった場合に、やっぱりあそこでしか売れる道はないので、やっぱり道の駅の重要性というのはあるんだろうなというふうに思いますので、ご心配いただいておりますが、精いっぱい経営努力をして、少しでもその赤字幅を少なくしながら、今年度はちょっと無理かもしれませんが、来年度あたりはちょんちょん、あるいは若干の黒字になるように努力をしていきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければありがたいなと思っているところであります。

あとはそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、1点目の総合振興計画の策定についてお答えさせていた

だきます。

まず、いいたてまでいな復興計画第3版、これは復興計画のほうです。第3版においては、草野、飯樋、白石地区の3拠点を整備し、村内外での生活再建につなげることであり、これまで草野地区では大谷地住宅の再整備、交流センターの整備、消防飯舘分署と消防屯所の再整備を行ってございます。飯樋地区においては、桶地内住宅の再整備、消防屯所の再整備、白石地区については、白石住宅等の再整備をしてきたところでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、3つの地区の人口、あと年齢構成等も随分変わってきておりますので、今後それも勘案して総合計画をつくってまいりたいと考えているところでございます。

また、現在二枚橋、白石、草野地区で整備が進められております原町川俣線のバイパス工事により、朝晩の交通ラッシュ時の円滑な車両の通行、また地区住民の安全性の確保がこの工事によって保たれるものと考えてございます。

また、住宅解体により空き地が増加していることから、空き地の再利用など、各地区の活性化につながる取り組みや3拠点地域以外のいわゆる周辺地区、この課題を把握しながら農業基盤整備など生活基盤の整備や地域間の連携など、ハード事業とソフト事業の組み合せた支援を検討してまいりたいと考えております。

第6次総合振興計画においては、中学生以上の村民にアンケート調査の実施とあわせて5方部に分けて実施する住民懇談会を開催し、広く村民の声を聞くこととしております。

さらに、健康福祉環境、これ1つ目。産業観光移住、これ2つ目です。教育文化が3つ目。防災建設行財政と、この4つの専門部会も組織いたしまして、現状を把握して課題を整理し、将来像や具体的な施策等を検討し、よりよい計画を策定していくこととしております。

なお、事務事業につきましては、過疎自立促進計画また福島再生加速化交付金事業計画を指針とし、土地利用計画につきましては作付再開計画、今後の状況、人口の動向などさまざまな要件を踏まえまして、現実的で具体的な基本計画を作成してまいりたいと現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

教育長（遠藤 哲君） 私のほうからは、義務教育学校設置に関する進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、義務教育学校の設置手続についてであります。設置のための最初の手続として、村、教育委員会から県教育委員会に対し、9月末日までに義務教育学校設置協議書を提出しなければなりません。これは設置までに県教育委員会と教職員の配置や予算等さまざまな事項で事前協議を行う必要があるためであり、この協議書提出後、正式に新しい学校設置に関して県教育委員会との調整が始まることとなります。また、協議書提出に際しましては、市町村が新たな学校の開設を名称、場所、開設年月日等を含み、決定したことを証明する書類として、設置条例に関する議会の議決書抄本を添付することとなっております。本会議において、設置条例を上程いたしましたのは、そのような理由からでありますので、どうかよろしく願いいたします。

その他、詳細な事項につきましては、9月の協議書提出時点において全ての決定を求められているものではなく、協議書提出後から新たな学校設置の目的や理由、子供たちの人数、教室数、教育課程等について県教育委員会と協議を行うこととなります。そして、最終的には、県教育委員会より協議の承認通知をいただき、その後村より今度は設置届を県教育委員会に提出することで、義務教育学校の設置が可能になるものであります。

段階を踏んでの手続のため、いつまでにどのような決定が必要なのかわかりにくい部分もあり、大変ご心配をおかけしておりますが、以上のような手順で手続が進むこととなります。村では、今後義務教育学校の詳細をさらに協議検討し、議会とも相談の上、できるだけ年度内の早い時期に県との協議をまとめ、3月末までに設置届を提出し、令和2年4月1日の開校に異論のないよう手続を進めてまいります。

次に、進捗状況であります。今のところおおむね工程に沿った進捗状況であると認識しております。具体的には、村は飯館村義務教育学校開校準備委員会及びその下部組織である専門部会を立ち上げ、新しい学校の開校に必要な事項、また草野、飯樋、白石小学校、飯館中学校の閉校についての必要な事項の協議、検討を進めております。

これまでにまとめたものとしては、先ほどありましたとおり、1つ目として、飯館村立いたて希望の里学園という校名候補を決定いたしました。

2つ目に、校歌についてですが、村まで大使でもあります俳人の黛まどかさんに作詞を依頼したほか、作曲については黛さんから紹介を受けることとなっており、令和2年1月末までに校歌を完成させる予定としております。

3つ目に、閉校に当たっての記念誌編集についてですが、既に業者と契約を締結し、年度末の完成を目指して編集作業に当たっております。そのほか、閉校記念行事等に関しては学校が中心となり、準備、検討が進められているところです。

また、教育課程編成に関しては、村教育委員会指導主事、教職員を中心とした義務教育学校教育課程編成委員会を組織し検討中であり、11月末をめどに取りまとめを行う予定です。

さらに、村民等への周知、説明に関しては、村広報紙へ毎月記事を掲載しているほか、今後も村民や保護者を対象とした説明会を開催していく予定であります。また、今後も広報紙の活用、説明会の開催を実施しながら、周知を図ってまいります。

開校に向けては、その他数多くの準備項目、決定事項があるものと認識しております。来年4月まで非常に短期間での準備作業ではありますが、異論のないよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

3番（佐藤一郎君） まず、1点目の質問についての再質問をいたします。

6月定例議会の一般質問でも振興計画の全体については質問いたしました。今回の質問は、従来の草野、飯樋、白石の拠点づくりと新たな道の駅周辺、学校再開された役場周辺の拠点ができていますので、これまでの拠点づくりとは違う幅広い議論が必要だと思っております。ある程度村でたたき台なり素案をつくっての議論が必要だと思っておりますが、もう一度考え方と、進め方について伺いたいと思っております。

総務課長（高橋正文君） 先ほどもお答えしたとおり、従前から草野、飯樋、白石という3拠点を中心に総合計画を策定してまいりました。ただ、議員おっしゃるとおり、現在は大分状況が変わっておりますので、その3拠点到こだわらず、まずはアンケートや住民からの懇談会等で意見を吸い上げて、現在、深谷拠点、あとこのセンター地区なんかも拠点等で整備をしておりますので、この従来からの考えも踏襲しつつ、現在の状況を勘案してよりよい計画をつくってまいりたいと考えております。

3番（佐藤一郎君） 1点目の再々質問をいたしたいと思います。

さきの議会の答弁では、総合計画の仕上がりは来年の9月で、国、県にはできた計画から上げていくと理解しましたが、この村づくりの拠点整備にしても、今進めている重点事業にしましても、まとまった時点ではばばらに国に上げていくような内容ではないかと思われれます。私はもっとスピードを上げて、国の予算要求の8月までには総合計画をまとめるべきではないかと思いますが、改めて進め方について伺います。

総務課長（高橋正文君） さきの議会でもお答えさせていただきましたが、今回一般質問終了後の全協においても詳しいスケジュール等のご説明したいと思いますが、前に申し上げましたとおり、基本は令和2年度の4月、5月、6月の3カ月で最後の取りまとめを行います。大体6月をめどにほぼ総合計画の大枠はできるわけなんです、その後最後の分、本当の微調整も必要であるということで、9月議会のほうに上程したいという考えで、前の議会でも申し上げておりました。ただ、重点事業等の予算確保については、議員おっしゃるとおり8月ぐらいが国の概算要求になりますので、その重点事業についてはその前に重点事業ヒアリング等、また庁内の調整を行いまして、予算要求については取り落ちのないように先行して前倒して予算要求もあわせて進めていくと。ただ、この計画の議案の上程については、今のところ来年の9月議会の上程を予定しているということでございます。

3番（佐藤一郎君） 続きまして、4点目の質問の再質問、義務教育学校についてなんですが、まず、義務教育学校の検討委員会の構成なんですが、他の市町村の委員会を見ますと、村長は外れていまして、その委員会でやった答申を村長に上げるというような形をとっているわけですが、そこら辺を伺いたいのと、あともう一つは、まずマスコミに対してのアピールなり取材も大事ですが、いつときをおいて、1日ぐらいおいて、またマスコミに発表するとか、そういうふうな方法はできないものか。何か急いだように、気をもんだようにというか、そういうふうに見受けられますが、その辺の答弁をお願いしたいと思います。伺います。

教育長（遠藤 哲君） まず、1点目であります、委員長を村長にということではありますが、いろんな組織、考え方あると思うんですけれども、昨年度のあり方検討委員会が村長委員長ということでそれを踏襲して、準備委員会のほうも組織を決定したという流れでありました。

2点目、少々急ぎ過ぎではということもありますが、これもそれぞれ個人差もあると思うんですけれども、一刻も早くお知らせしたいという気持ちからであります。どうかご理解いただきたいと思います。

以上です。

3番（佐藤一郎君） 以上で私の質問は終わらせていただきますが、いろんな面のいろんなところで計画なり、いろんな面がこの村の執行を期待するしかないので、期待しながら私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまです。

（午後4時08分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月5日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員

高 橋 和 幸

同 会議録署名議員

渡 邊 計

令和元年9月6日

令和元年第7回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和元年第7回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和元年9月6日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年9月6日 午前10時00分				
	閉議	令和元年9月6日 午前11時13分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定によ りたため る出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	△
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
	選挙管理委員 書記長	高橋正文				
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月6日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）
- 日程第 3 令和元年陳情第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 4 令和元年陳情第5号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、総務文教常任委員長から陳情第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、産業厚生常任委員長から陳情第5号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情についての審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。1番 佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） おはようございます。本日は2名の一般質問ということですが、私から始めさせていただきます。

まず、議員として付託をいただきまして、任期も折り返しとなりましたが、これまでも長きにわたり村づくりに本気で取り組んでこられた皆さんと、こうして議員という立場を預けていただいてここで発言をさせていただけることに、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

復興期間も大詰めとなってきている中で、復興庁の後継組織も何年の縛りになるかなども含め、まだまだ不確定なところはございますが、行政・議会ともに全力で要望を上げ、村民にとってよりよいものを残していければと思っております。残りの任期も村民の意見・思いをしっかりと代弁できるよう、さらに努力をしてみたいと思います。

それでは、令和元年9月定例会に当たり、私からは5項目7点の質問をさせていただきます。

まず1点目、第6次総合振興計画についてでございます。現在の進捗状況を伺います。

2つ目、道の駅についてでございます。道の駅のホームページの進捗状況を伺います。

3つ目、復興拠点についてでございます。深谷地区復興拠点エリア多目的交流広場、こちらのランニングコストははどれくらいかかる見込みか。また、その財源をどこから捻出するのかをお伺いします。

4つ目、4の1、パークゴルフ場についてでございます。現在の進捗状況を伺います。
4の2、パークゴルフ場のランニングコストはどのくらいかかる見込みか。また、その財源はどこから捻出するのかを伺います。

5つ目、村の農産物についてでございます。5の1、村の農産物の生産状況と出荷状況を伺います。5の2、給食や道の駅の食堂等での村内産の農産物の使用の検討はされているのかをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第6次総合振興計画についてというご質問がありました。来年の9月の定例議会に提出すべく作業を現在進めているところであります。現在のところ、第5次総合振興計画が7年目に入ろうとしたときに避難になってしまいましたので、それから復興計画というのがずっとつくられてきましたが、それらをもう一度見直しをかけたリ評価を進めながら、住民の意向などを把握すべく住民アンケートの送付の準備を今進めているところでございます。

体制といたしましては、村民有識者・役場職員などで構成し、計画全体の調整や専門部会間の調整をする策定委員会をつくりまして、9月13日に第1回目の会議を行おうとしているところでございます。またそれとは別に、健康・福祉・環境という分野、産業・観光・移住という分野、教育・文化の分野、防災・建設・行財政の4つの部会を設置し、各分野ごとに約8名ぐらいの委員をもって検討を進めてまいりたいというふうに思っております。専門部会は、半数以上は住民代表ということでございます。現在のところ、9月下旬から月1回程度の会議の開催を予定しているところでございます。

その後、村民の代表・有識者・各種団体の代表などで構成する策定審議会の審議を経て、来年の6月ごろには計画案を取りまとめ、令和2年の9月定例会に上程させていただき、国の新年度予算の概算要求につなげていかなければならないというふうに考えているところでございます。

復興拠点についてランニングコストと財源と、こういうことでございます。道の駅の裏手に、今回多目的交流広場というものをつくることでございますけれども、そのランニングコストについてはどうなのかという趣旨のご質問でございます。年間、まだできておりませんし、いろいろやってみないとわからないところがありますが、約600万円程度が見込まれるのではないかとというふうに考えております。

内訳といたしましては、屋内の運動施設分が約400万円、それから多目的交流広場分として約200万円、そのうち電気代やっぱりいろいろかかりますので300万円程度かなと、こんなふうに思っているところであります。その他、10年ごとに約2,000万円程度の施設のメンテナンス費というものがかかってくるんだろうというふうに思っております。この施設は、直接的に収入が上がる施設ではなく、子供たちが楽しめることを目的とし、家族連れを集客することにより道の駅や村内の飲食店を初め商工業者との相乗効果を期待して設置するものであり、また村のイメージをどうつくっていくかというところに重きを置いているところでございます。

なお、このかかる経費の財源はということですが、太陽光と風力を合わせたもの

ということで、「北風と太陽基金」というのをつくっておきまして、そこに今集めているわけでありませうけれども、そのほうから充当していければというふうに思いますが、ただそれだけではどうかなというふうに思っていますから、これからいろいろ住民にも問いかけまして、地元であったりあるいはその他の老人クラブの方、あるいはいろいろな組織の皆さん方に少しずつお手伝いをいただきながら、少しでも低コストで運営ができるように工夫してまいらなければならないと、このように考えているところであります。

その他の質問は、副村長以下担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、大きな2番目の道の駅についてと、大きい5番目村の農産物についてお答えさせていただきます。

まず、質問2の道の駅のホームページ開設の状況についてお答えさせていただきます。

現在、村の道の駅「までい館」ではフェイスブックによるイベント等の情報発信を行っております。ただ、フェイスブックの利用者でないとうまく表示されないということがあり、皆様から一般のホームページ開設の要望をいただいております。このため、村では福島相双復興官民合同チームに相談し支援をいただきながら、道の駅「までい館」のスタッフと一緒にホームページの開設に向けた協議を進めているところであります。

今後、ホームページの開設に当たってはイベント等の情報通信だけでなく、将来的には通信販売なども視野に入れホームページを作成していきたいと考えておりますので、専門家のコンサルタントにご意見をいただきながら更新作業や作成費用、ランニングコスト等を検討しながら進めてまいります。道の駅としましては、ホームページを活用した取り組みについていろいろアイデアがあるようなのですが、まずはホームページを立ち上げて情報発信をスタートさせるということが重要と考えておりますので、11月ごろまでに立ち上げるよう指導してまいります。

続きまして大きな5点目ですね、村の農産物について。2点ございますが、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

まず、5の1の今年度の村の農産物についての生産状況と出荷の状況でございますが、主食用米、飼料用米、ホールクロップサイレージなどのいわゆる水稲ですね、水稲作付が26件で、約47ヘクタールとなっております。それから、カスミソウ、トルコキキョウ、アルストロメリア、小菊、リンドウなどの花卉の作付が20件で、約3.3ヘクタールとなっております。また、野菜・果樹については、県のモニタリング検査や村の自主検査を受検した農家は88件、品目で約320種類となっております。

また、村内の畜産経営体であります。和牛繁殖が8件、和牛繁殖・肥育の一貫が1件、酪農育成が1件、養豚が1件、採卵養鶏の育成が1件の合計12件で、和牛については約240頭、酪農の育成牛については約50頭、養豚で1,300頭、ニワトリで約12万羽というふうになってございます。このほかギンナンが2件、ブルーベリー1件などが出荷になっておきまして、ナツハゼ、エゴマ、「いいたて雪っ娘かぼちゃ」、それから野菜類の一部、あとは日本酒ですね。村の農産物加工品として道の駅などでも販売されているところで

ございます。

なお、昨年の農畜産物の売上額を参考に申し上げますと、主食用米が約1,260万円、花卉が約2,600万円、繁殖の子牛が約3億4,000万円、それから道の駅「までい館」での野菜・花卉・加工品等が約1,400万円と、合計で約3億9,000万円以上になっているということでございます。各品目の作付面積も牛の飼養頭数も今年度ふえておりますので、これ以上の売り上げが見込まれるものと考えているところでございます。

次に、5の2の給食や道の駅の食堂などでの村農産物の活用でございますが、現在の小規模多品目生産の状況では、品目ごとの安定供給が課題であります。したがって、常時の献立に対応するという事はなかなか難しいというふうに考えています。しかしながら、例えば時期を特定して「この日は飯館産の献立メニューの日」といった取り組みは可能であると考えておりますので、引き続き村内での生産量、それから生産者の増加状況を見ながら、給食センターや道の駅「までい館」と検討してまいりたいというふうに考えております。

このほか、道の駅「までい館」においては、今年度から既にナツハゼあるいはエゴマ、ブルーベリーなどをアイスクリームにトッピングして販売を始めていますが、好評を得ているというところでございます。また、レストラン部門において、村内産の野菜の一部を使用したメニューについて検討しているというところでございます。

いずれにいたしましても、地産地消を積極的に推進することが大切でありますので、道の駅や給食センターに限らず村民にも地元産の農産物の利用を呼びかけてまいります。

私からは以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは、4点目のパークゴルフ場について2点、工事の進捗状況とランニングコストの2点についてお答えをいたします。

まず、工事の進捗状況であります。今年1月に工事を発注したところですが、その後開発許可の手續に時間を要しております。工事が予定どおり進められない状況でありました。現在、繰越事業として進めているところでありますが、当初の工程が大幅におくれ、進捗率は20%程度という状況であります。間もなく敷地の造成工事が完了し、これから給水設備や雨水排水設備などを実施することになっております。先月には、管理棟と倉庫の建築工事も発注しましたので、来年秋、時期的には8月か9月ころかなと思っております。オープンに向けて整備を進めているところでございます。

次に、4の2のランニングコストの件ですが、パークゴルフ場については現在今申し上げたとおり来年の8月、9月ごろということで進めておりますが、特に芝の養生関係もあって伸びるということでもありますので、最良の芝生状態でプレーを楽しめる環境を維持するために、コース内の芝生を適切に管理していかなければならないということになります。村は、冬場降雪もあります。4月から10月にかけて散水・施肥・目砂散布・芝刈り・除草・転圧など、その都度の管理を行う必要が出てくるのかなと、こんなふうに思っています。

特に、芝の管理ということになりますと散水ですかね、その頻度も結構多くなったり、あるいはプレーに支障がないようこれらの作業についてもプレーの期間を除いて、そういう維持管理というんですかね、その辺も配慮しなければならないのかなと、こんなふうに

思っています。散水量は天候により異なりますが、一般的には1日平米当たり5リットル前後になると思いますが、この水を散水した場合に年間約1万1,000トン程度になるのではないのかなというふうに思っております、これを水道の使用料金に換算しますと約170万円程度になるのではないのかなと思っております。このほか、肥料代、芝などを管理する人件費が経費としてかかってまいりますので、年間300万円程度はかかるのではないかなと、こんなふうに思っています。

このランニングコストの村からの財源ですが、これから利用料等については検討しているわけでありますが、この利用料の収入のほかは特別な料金は出てきませんので、不足する財源については一般財源で対応してまいりたいと、こんなふうに思っています。

それから、維持管理の面で今大体の概算の経費を申し上げましたが、これらの経費をできるだけ節減していくには、現在パークゴルフの協会が村にありまして、大体90人前後の方がこの会員になっています。パークゴルフの協会のほうには、これが完成した際にはそういう芝の管理とか、ある程度の支援といいますかね、お願いしますよという話をしていますので、これからの詰めもありますが、できるだけそんな関係で利用している方々のそういう作業などのご支援もいただきながら経費節減に当たっていききたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

1番（佐藤健太君） 私から、数点再質問させていただきます。

まず、1番からいきます。総合振興計画の進捗の中で、部会が始まったということで、その部会のメンバーを募ったということでしょうけれども、この部会のメンバーなんかはどうやって集めたのかなというところ、公募をかけたりとかそういったことはしたのかどうかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 各専門部会の委員ということではありますが、公募はいたしておりますが、例えば健康・福祉・環境部会でありますと、一般の方については福祉職についている方であったり、関係団体に所属している方であったりを内部で選定して、あとは村の職員と一般の方と、あとは専門的知識を有する有識者で、約8名ずつで4部会を構成するというので、部会の活動はまだ始まっておりませんが、13日に策定委員会をまず招集してこの策定の方針についてご説明して進めていくということを進めております。

1番（佐藤健太君） 公募はしないということですが、申し込みがあるなしにかかわらず行ったほうがよかったのかなというふうには思うんです。時間がないというところはもちろんあるんでしょうけれども、公募をかけて村民全体に「一緒にやりましょう」というそういった姿勢を見せるということが、今までどうしてもいろいろな集まりが「一本釣りなんじゃないのか」とか、いろいろなことを私も言われるわけですが、そういった形がないように、せっかくだったらこういう形でやるのであれば広く公募をした上で、応募があるなしにかかわらずやったほうがいいのかというふうには、そういうほうが策定委員であったり専門部会のメンバーなんかもより公平性が出ていいのかなというふうには感じているんですけれども。

アンケートもあと行うということですが、アンケートは何回か行うんですって、

1回だけ。これ、どのタイミングで行うのかというのはもちろん大事なポイントではあるんですけども、ある程度素案ができた段階とかそういった形までもっていったからのアンケートという形ですか。それとも、もうフルオープンで最初からアンケートを出すという形ですか。

総務課長（高橋正文君） 現在、アンケートの案について村と委託のコンサルタントと内容・項目等について詰めている段階であります。それを内部で協議しながら、まとまりましたらば郵送で送付するということになると思います。

1番（佐藤健太君） 早い段階でアンケートをとって、ある程度形ができてきて、その後なかなか見れないで結果が出てしまうということよりは、もう一度何か問いかけができるようなものがあればより親切かなというふうにも思うんですけども、その辺なんかはまだ検討はなかなかできないですか。

総務課長（高橋正文君） アンケートは、ある一定期間置いて集約するというところであります。その結果に基づいて詳しい分析をかけて、その分析の結果をまた専門部会であったり、策定委員会であったり、協議会のほうでご相談させていただいて、そのアンケートのよりよい意見を反映できるような進め方で進めていきたいと思っております。

1番（佐藤健太君） この専門部会であったり策定委員会という部分は、会議自体はクローズで行うものですか。それとも、広く皆さんに見ていただきながらという形でしょうか。

総務課長（高橋正文君） 基本的に、非公開とは考えておりません。傍聴の希望のある方には、傍聴をいただくということになると思います。

1番（佐藤健太君） ぜひそういった形で進めていただければというふうに思います。というのは、やっぱりなかなか情報が細かく伝わりづらい部分でもあるでしょうから、そういった形で議事録であったり、そういった会議が直接見えたりということで安心してまたそこに意見を投げたりということもできますので、この資料なんかもできれば速やかにホームページで公開したりとか、議事録なんかも公開できるという形がとればいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

総務課長（高橋正文君） その辺も、村民の方にもぜひ策定の経過を知っていただきたいと考えておりますので、そのようにホームページ・広報等で公開できるようにしたいと思います。

1番（佐藤健太君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の項目に移ります。道の駅のホームページについてですけども、以前作成するというで動いてはいるわけですけども、この11月ごろにオープンということで、日ごろの集客であったり日々の売り上げに大きく影響を及ぼすホームページですので、ぜひ早急にやるべきだなと私も思っていましたし、こういうところにであればしっかりと予算をつけていいものをつくっていただいて、集客につなげていただければなというふうに思いますので、進めていただければなというふうに思います。フェイスブックだけでは、どうしても見ている方たちというか利用者が関東方面に集中しているという傾向がありますので、その辺なんかも非常にもったいないなというところもありましたので、ぜひ進めてください。

3つ目、復興拠点について、復興拠点のランニングコストです。きのう一郎議員のほうからも質問があったようですけれども、回答がなかったようなので私のほうからも質問をさせていただきますけれども、完成してからの管理はどこの課で行うのかお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） 主管課については、総務課を想定しております。

1番（佐藤健太君） 年間600万円程度のランニングコストということで、樹木なんかはかなりたくさん植えるような計画が上がっていると思うんですけれども、広場のほうだけでも200万円という形で、人件費だけでもこれでは足りないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺なんかはいかがですか。

村長（菅野典雄君） 広い面積ですから、なかなかわからないところもあるんですが、こういうランニングコストは幾らなんだという話がありましたので、一応今の段階での試算であります。やってみれば、もうちょっと詰められるところもあるかもしれませんし、あるいはつくる段階でできるだけかからないようなつくりをするようにというのを、指示はしています。

ただやはり荒れていけば、当然それは皆さん方にとっては集まる場所ではなくなる、利用する場所ではなくなるわけでありますから、やはりそれなりのランニングコストはかかっていくだろうなというふうに思っています。そのためにも、いろいろところで節約をしながら、かけるところにはかけるという考え方が必要かなというふうに思っています。

今、主管はどこだということなんですが、今のところちょっとまだ思案中であります。役場のほうもそうですけれども、役場の1課が主管していいのかどうか。例えば、今のところ外郭団体はNPOがあったり、あるいは公社があったりとかというところがあるんですが、どこにお願いをすることが一番いい形にもっていけるのか。その辺もこれから来年の約7月、8月までですから、来年度の予算つくるまでに一生懸命考えて、そういうご質問があったわけですから練っていきたくて、このように思っております。

1番（佐藤健太君） ランニングコスト、数字を一応出していただいたわけですが、基本設計の段階ではなかなかこの辺なんかは、お伝えはできなかった中での設計ということだったんでしょうかね。

総務課長（高橋正文君） 設計の段階でも基礎資料として、やってみないとわからないということもありますが、推計としてランニングコストは600万円程度になるんじゃないかという推計をしております。主には電気料金ということでやっておりますが、この電気料金についても運用の仕方、使い方によりますので、今のところ総額では600万円程度という推計ということでございます。

1番（佐藤健太君） 財源ということで、「北風と太陽基金」という部分を充て込んでいく、ここら辺なんかはかなり意義があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今「北風と太陽基金」というのは幾らぐらいありましたか。

総務課長（高橋正文君） 約4億円だったと思います。

1番（佐藤健太君） 年間この後、どのくらい積み立てがふえていくというような予測ができますかね。

総務課長（高橋正文君） これは、再生可能エネルギーの原資をここに積み立てるということになっておりますので、大火山の太陽光発電、あと深谷、あと大火山のクロス発電、風力ですね。合わせて、現在は配当金で4,000万円ほど入ってきておりますが、特措法が切れますと税金のほうですね、特別法が終わると固定資産税が入ってくるということなので、年間約六、七千万円、20年間にすると約20億円ほどを見込んでおるところです。

1番（佐藤健太君） 資金のほうは、何とかこの基金のほうからということで今話がありましたけれども、メンテナンスのほうなんかもやっぱり、芝もそうですけれども植え込みであったり木であったりという部分で、なかなか村内の業者でも対応ができない部分なんかも出てくるとは思うんですけども、なるべくであれば業務委託をかけるということでも村内の業者を使っていけるような形をとってもらえればいいなというふうに思っています。

次、パークゴルフ場ですけども、パークゴルフ場も同様にこちらの管理はまだ決まっていないですか、どの課がするというふうには。

副村長（門馬伸市君） 直接の担当課は、造成工事をしております復興対策課というふうになるかと思いますが、実際は生涯学習課、あそこのスポーツ公園とかに関連しますので、生涯学習課が担当になるのかなというふうに、まだ決定ではありませんが内部ではそんな話をしているところであります。

1番（佐藤健太君） このパークゴルフ場ですけども、改修をすればそれなりにやっぱり人も張りつけなければいけない状況が来るのかなという部分で、1人では恐らく回し切れないという部分なので、2人、3人という形でまた増員をしなければならぬというふうになると、年間300万円ではとても足りないというふうにも思いますし、この辺なんかもう少し考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうなところもあります。もちろん、財源がここは一般財源ということでありますので、その辺なんかを気をつけていかないとかなり厳しい状況になるのかなというふうにも思います、いかがお考えですか。

副村長（門馬伸市君） パークゴルフ場の建設に当たる前にその辺の話もしてございまして、今管理棟もちょっと中に建物をつくりますので、そこには電話あるいはちょっとしたミーティングできるような場所もありますから、そこに先ほどパークゴルフ協会の支援の話をしました、80人、90人ぐらいおりますから、その中で常時というのは難しいかもしれませんが、取り次ぎですね。あとは、生涯学習課が担当になると思いますので、その辺の電話の対応とか、メンテナンスというのではないですが維持管理の問題とか、その辺はやっぱりパークゴルフの協会と密接に連携しながらやっていかないと、そこに新たに人件費をかけるなんていうことはできませんので、そんな形で回していければなと、こんなふうに思っています。

1番（佐藤健太君） なかなか人件費という部分で捻出が難しいという中で、利用者に協力を願うということですけども、利用料を取りながらまたそこに手伝いもお願いするとなると、中には嫌だという人ももちろんいるでしょうけれども、なかなか出てくる人も少なくなってしまうんじゃないかなという懸念はちょっと持ちながらですけども、非常に皆さん楽しみにしている施設でもありますので、ぜひしっかり進めていただければなというふうに思います。

水道料金なんかも概算で出ていますけれども、ここは井戸は掘らないでしたか。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のように、水道料もかなりかかるというそういう見込みが立っております。一応今のところ、その可能性がないかどうかということで検討を始めたところでございます。ただあそこは山の上ですので、出るかどうかなかなか確信が持てないということがありまして、まずはオープニングに間に合わせるために村のほうの水道を使うような計画で今おりますが、将来的にはランニングコストを考えると、井戸を掘ってそこからの給水というのが必要なんだろうなというふうには考えております。

1 番（佐藤健太君） 水道代だけでもかなりの金額になりますし、これ年間でかなりばらつきが出てくる部分であるなというふうには感じているんですけども、あとは雨水なんかもうまく利用できるようなものができれば、よりいいんじゃないのかなと思いますし、その近くに堤もありますので、何とか引き水という形でもいけないかなというところも検討ができればというふうには感じています、いかがですか。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。パークゴルフ場に限らず、いろいろな施設でやっぱり雨水の再利用というのはありますので、その辺は検討したいと思います。

1 番（佐藤健太君） あとこのパークゴルフ場、もちろん冬の期間という部分はクローズになってしまうわけですね。

副村長（門馬伸市君） 飯館の場合は、やっぱり12月から2月末ぐらいまでですか、かなり地面も凍ります。そこを使用しますと、芝が全くまた手直しするとかかりますので、冬期間は飯館の場合は使用は維持管理の経費がまたかかるようなことにはしたくないので、やはり11月半ばごろまでなのかなと、あとは3月からまたという。

1 番（佐藤健太君） 以前草野小学校の校庭に芝を植えたときにも、なかなか芝の管理が難しかった記憶があるんですけども。あのあたりと同じようなことにならないように、冬の間なんかもかなり手をかけなきゃいけないなというふうに思いますし、冬場の水の管理なんかも雪が積もったときどうするのかというノウハウなんかも、なかなか村の人たちだけでは手に負えない部分もありますでしょうから、この辺なんかも専門の業者に早いうちからレクチャーを受けたりとか、いろいろな形で進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、パークゴルフ楽しみにされている方たちもたくさんいらっしゃいますので、ぜひいい施設にさせていただけるように、維持経費のかからない、村の負担にもならなくていい施設ができれば最高だなというふうに思っています。

続いて、5番の農産物についてですね。こちらに関しても、少しずつ村内の農産物が道の駅に並んでいるという姿が見受けられるようになってきましたけれども、やっぱり道の駅で販売してもなかなか売れないんだということなんかをおっしゃる方もいらっしゃったりとかするので、その辺何か常時のメニューに、なかなか量が確保できなくて入れられないという部分はありますけれども、そこは例えば数量限定でも使えるメニューをつくるなりなんなりという形で、うまくそこに買い取るというか何かそういう形で売り上げを上げていけるような取り組みができればいいんじゃないかなというふうに思うのと。

あと、もちろん県・国の放射線量をクリアしたものがあそこに並んでいるわけでしょうけれども、そこにプラスしてやっぱり村独自にさらに厳しい基準を設けて使っていくとい

うことを試みてはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 農産物の活用ということでございますが、一部既に道の駅のメニューに使ったり、それから給食についても野菜の一部とかを使ったりということは試みにやってはおります。村の独自の基準を設けてというふうにお話を受けたところですが、基本的に線量的な部分について今現在の確認で十分ということがありますので、その上で新たなものというふうになってくると、やはり村のこだわりの部分ですね、そういったことをどういうふうに出していくのが重要なんだろうというふうに思います。

今まで震災前ですか、「まごころ」の直売所などでは生産者の顔を出して、きちんと「私の産品はこういう思いでつくっています」と、そういうところの表示をしながら売っていたという経過がございますので、やはりそういった取り組みを道の駅の中でもやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

1番（佐藤健太君） 道の駅のほうで、花なんかをよくうちでも購入させていただくんですけども、詰め合わせセットとかいろいろな組み合わせをつくって、非常にいいセッティングで販売をしているなというふうに思っていますし、食品とか農産品に関しても何かもう一つアイデアがあるともっと売り上げが上がるのかなという部分、ポップをつくるなりなんなりという形で販売促進していただければなというふうに思います。

私から、今回は回答がしっかり返ってきている部分がありますので、余り掘らずにこのくらいにしておきたいなというふうに思っていますので、私からの一般質問はこれで終わります。

以上です。

議長（菅野新一君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

続いて、4番 高橋孝雄君の発言を許します。高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 4番高橋でございます。9月の定例会に当たり、質問をさせていただきます。

質問の前に、このたび豪雨で大変な災害をこうむった九州北部の皆様方に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、未曾有の災害から丸8年半、そして本村飯館避難解除が長泥を除いて2年と5カ月が過ぎたわけでありまして。村内の公共施設はかなり整備されており、村も復興にかなり進んでいると、このような考えをいたしております。そういう中で、村民の中には箱物ばかりつくって、将来「負の遺産」になるのではないかというような心配をされている方もおりますが、私はそうは思いません。

と申しますのは、皆様もご承知のとおり大師堂前にあった旧改善センター、雨漏りのする大きな建物を取り壊して、現在スリムで利用しやすい交流センター「ふれあい館」がつけられ、連日多くの村民が利用しているわけでございます。そして飯樋地区にあった武道館、屋根が剥がれ壁が落ちた武道館を解体して、そのかわりとしてセンター地区に屋内競技場が設置されたわけでありまして。唯一震災前から多いと思われる建物は道の駅「まごころ館」であります。この建物につきましては村の復興のシンボルとして建設されたものであって、しかも福島市と南相馬市を結ぶ幹線道路の休息の場所として、今ではなくてはな

らないものになっております。そのようなことを鑑みまして、これを遂行された村長初め関係各位のご労苦に敬意を表するところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の前に皆様のお手元に配付されています資料の訂正をちょっとお願いしたいです。

「震災前に格づけされた4級以上の村道について、現在利用減少している路線がある一方で、震災後5級村道で利用度の高い路線もある。特に、帰村された住民が利用する生活道路」、ここまで1の1で切ってください。そして、1の2として「農業再開に利用する5級村道について舗装すべきと思うがいかがか」、これが2点目としてください。

それでは、質問に入ります。今読み上げたとおりでありまして、村道管理基準について質問をいたします。

震災前に格付された4級以上の村道について、現在利用減少している路線がある一方で、震災後5級村道で利用度の高い路線もある。特に、昇口舗装で立派に軒下まででき上がった昇口に、幹線道路からの間にある5級村道が砂利道でこぼこで、雨降れば水たまり、風吹けばほこりが出るということで、住民の方からの要望で今のところはこれを現状でもいから舗装にしてほしいという要望でありました。

続いて、農業再開に利用する5級村道について舗装をお願いしたいということの後で再質問で伺いますが、よろしくをお願いします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員の村道管理基準についてというご質問にお答えをさせていただきますと思います。

村道の管理基準であります。ご存じのように1級から5級までの格付を村ではしております。1級から3級までの道路の幅は、道路構造令に基づく道路ということでしっかりした道路と、こういうことでありまして、1級から優先的に改良・舗装を実施しているところでございます。

それから、4級路線は中型車両の通行に不自由のないように砂利敷きを行う、あるいは上級路線を優先し順次改良舗装を実施するというのが4級路線の内容ということであります。補修に要する人は、地域住民の協力を得ると定めているようであります。それから、5級路線についても基本的には拡幅・改良・舗装はしないで、維持管理のほうは4級と同じように補修に要する人夫は地域住民の協力を得る、こういうことに一応今村では決めているようでございます。

4級・5級の共通事項としては、補助事業等で工事を施工する場合は、管理基準を適用しないということで、4級・5級村道は震災前に実施していた村単独補助事業、いわゆる道普請事業の農道として地方の方々に舗装工事をやる場合に事業費の4割を補助する事業、あるいは人家が連なる路線については村単独事業で現道を実施してきた、こういう経緯があるようでございます。

舗装率どうなっているんだということですが、1級村道は100%、それから2級村道は今のところ92%、3級村道は91%、4級村道は63%、5級村道は23%とこういうことで、ご質問のように4級・5級村道は低い数値であります。村道は大変長いので、なかなか4級・5級までは舗装できないということで、皆さん方に大変不便をかけたり、要望

が出されているところでございます。

現在、村では復興庁の交付金を活用して村道舗装機能回復工事というものを、いわゆる基幹道路を優先に昨年度から実施しておりますが、あくまでも既設道路が舗装されある程度の基準で傷んでいる箇所のみでありますので、新たに全部舗装するという事業にはなっていないということで、かなりあちこちで今傷みの強いところの舗装工事をかけているところでございます。

平成26年度から平成30年度にかけて施工しました復興庁交付金事業の昇口舗装というものもありまして、村内586カ所、これ実は簡易舗装で1億5,000万円ぐらい村の持ち分を出してくれというのが本来の村道並みの昇口舗装でということで586カ所になった結果、国のほうから約11億円の工事を進めてきたということであります。昇口舗装の要件では村道は該当しないため、接続する村道が砂利道であるということで多くの方から「自分の昇口は舗装になったけれども、村道のほうが砂利道では困る」と、こういうようなお話をいただいているということをご承知しているところであります。

ご質問であります5級村道の舗装であります。生活道路の観点からは上級の村道が優先ということがこれまでのことでありまして、これからはそうなんです。農道的役割を考慮し、昇口舗装施工接続の未舗装路線というのが今要望があるということで、それらある程度優先して復興庁事業の農道整備より舗装を進めていきたいと考えているところであります。

本議会の補正予算で計上させていただいているんですが、16路線約7.3キロメートルの測量調査設計を今年度に行き、早期に舗装完了するよう努めていきたいというふうに思っていますし、帰村の状況や利用度の高い路線をよく調べて、震災前に実施していた村単独補助事業（通称道普請事業）の農道整備や村単独事業の現道舗装というものでやっていきたいと、このように思っていますので、ぜひご理解をいただきながらできるだけこの機会に4級・5級、しかも昇口が舗装になって本来の村道が砂利というところなども全てというわけにはいきませんが、しっかりやっていきたいということで今担当課が必死になっているいろいろな要望活動なり、あるいは予算取りなり、あるいは事業の調査なり、あるいは設計づくりを一生懸命やっておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上であります。

4番（高橋孝雄君） 今丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

私、この問題については2回目の質問になるわけですが、この16路線7.3キロメートルというのは要望のあった全ての要件でございませうか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどの昇口舗装の586件のうちの16件ということで、全てを網羅している状況になっております。

4番（高橋孝雄君） ということは、全て要望のあった昇口につながる中間の5級村道は、全て現道舗装していただけるということで構いませんか。

建設課長（高橋祐一君） そういう方向で今進めております。

4番（高橋孝雄君） 先ほど資料の説明の中で1の2になっていましたが、1の2に振り分け

ていただいて質問させていただきます。

農業再開に要する5級村道について舗装すべきということをお伺いするわけでございますが、実はこの道路につきましては農業再開も念頭に置きますが、村復興再生に大きな役割を果たす道路であるこのように考えております。と申しますのは、特に牧道につながった道路、恐らく飯館村で600町歩とも700町歩とも言われる大きな面積であります。その牧野を今現在除染は済んだもの、また村長のおかげで賠償金もいただきました。しかし、このままに放置しておいたのでは、当然荒れてしまいます。

そこで、この牧野を何とかできないものかということで、村内の17の組合長集まっているいろいろ相談した結果、やはりおかげさまで原子力災害でトラクター本体の助成ももらいました。飯館村は8割の助成でございます。このトラクターを使って、この荒れた牧草地を何とかしようではないかという話が出てまいりました。そこで、手のかからない簡単にできる作物を考えた末、ソバとそれから菜種ということで何とか手もかからないで村全体をきれいにできる、そういうことを考えてこの農業再開に向けての村道の舗装の願いを出したわけでありまして。村全体の700町歩の牧草地に、菜の花・ソバの花が咲いたら本当に村はきれいになります。これは、夢ではありません。必ず実現できます。

本日は、私今年5町歩ほど牧野に菜種をまこうと思いましたが、けがをしてちょっと手が出ない状態ではありますが、あした部落民を集めてそこを何とか検討してみたいと思えます。そういう方向で、村全体をきれいな村にするために進めてまいりたいということで、牧道に隣接した5級村道であっても何とか舗装していただいて利用度を上げてほしいということで、この質問をいたしましたわけでございます。

建設課長（高橋祐一君） ただいまの質問は牧道的な道路、村道の部分についても舗装というお話であります。先ほどもちょっと舗装率等を書いておりますが、今まで生活道路を中心としてまだ舗装されていない道路も多々あるという部分もありまして、あとは牧道というふうな部分で農道的な役割は持っておりますが、舗装と関連させることがなかなか厳しい。そして、まして牧道の場合についてはそこまでかなりの距離があるというふうなことで、農道としての役割のためにはやっぱり費用対効果という部分が出てきますので、そういうところを検討した上で事業を進めていかないとなかなか村単独ではできないと。やはり交付金を使った事業として取り組むのは厳しいというところがありますので、その辺については作物・営農体系が一番重要でありますので、そういうところを相談しながら、できるのであれば国のほうの補助事業を使った形で進めていければなというふうに思っています。

4番（高橋孝雄君） それで、この辺につきましてはやはりご承知のように復興・創生期間も残り1年半、しかし政府自民党は復興庁の継続を認め、6年ぶりに復興予算も増額されました。昨年の12月には、議長を先頭に議員団で各省庁を回り、亀岡さんの先導で森さんの後押しで各省庁を回り、国会会期中にもかかわらず復興大臣、政務官、事務次官などが丁寧に出迎えて、菅野議長から要望書を真摯に受け取っていただきました。予算の獲得については村長ひとりに任せるのではなく、議会も一丸となって取り組んでまいりたいと思えます。

我々が要望している中に、どこかの市長と副市長が来て、入り口で平職員に要望書を渡していく姿を見ました。あれでは全然効果がないと私は考えておりました。我々はやはりそういう太いパイプを持っておられますので、決して村長ひとりに予算の獲得を押しつけるのではなく、議長を先頭に議員団一丸となってその予算の獲得に奔走していきたいと、このように考えております。

どうか皆様方も、今後ともさらなるご協力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで本定例会の一般質問を終わります。

◎日程第3、令和元年陳情第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（菅野新一君） 日程第3、陳情第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての件を議題とします。

本件について、委員長報告は会議規則第41条の第3項の規定によって省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

質疑、討論を省略します。これでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

これから、本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり採択とすることに決定しました。

◎日程第4、令和元年陳情第5号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書

議長（菅野新一君） 日程第4、陳情第5号 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情書の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長高橋孝雄君。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午前11時10分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時10分）

議長（菅野新一君） 産業厚生常任委員長高橋孝雄君。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） それでは、本陳情の趣旨は、本年10月から実施される予定の幼児教育・保育無償化に当たり、全ての子供に格差なく質の高い保育を保障するため、地方公共団体の施設、財政支援を求めるものであります。

9月3日に委員会を開き、慎重に審議をいたしました。飯舘村では、認可外保育施設はありません。また、おやつなど副食費を含む給食費についても現在無料となっていますが、村外の保育施設に入所している幼児もいると推定されることから、本陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上報告します。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

副議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

副議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

副議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

（午前11時13分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月7日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

令和元年9月17日

令和元年第7回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和元年第7回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和元年9月17日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年9月17日 午前10時00分				
	閉会	令和元年9月17日 午後 0時16分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	△	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	△
選挙管理委員会 書記	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年9月17日(火)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 任期満了に伴う常任委員の選任
- 日程第 4 発委第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)
- 日程第 5 発委第 4号 幼児教育・保育の無償化を求める意見書(案)
- 日程第 6 議案第73号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第74号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第75号 平成30年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第76号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第77号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第78号 平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第79号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第80号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第81号 飯舘村立義務教育学校設置条例
- 日程第15 議案第82号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第83号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第84号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第85号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第86号 被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約について
- 日程第20 議案第87号 農業用機械(上飯樋地内 水田農業用機械一式)の取得について
- 日程第21 議案第88号 農業用機械(上飯樋地内 トラクター付属機器一式ほか)の取得について
- 日程第22 議案第89号 農業用機械(上飯樋地内 ミニパワーショベル一式ほか)の取得について
- 日程第23 議案第90号 農業用機械(宮内地内 畜産用機械一式)の取得について
- 日程第24 議案第91号 農業用機械(宮内地内 堆肥運搬車ほか)の取得について

- 日程第 2 5 議案第 9 2 号 消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 2 6 議案第 9 3 号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第 1 地区・草野 1 期②）請負契約の変更について
- 日程第 2 7 議案第 9 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 9 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員8名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日村長から条例案件1件、その他案件1件、人事案件1件、計3件の追加議案が送付されております。

次に、発委第3号新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）が総務文教常任委員長より、発委第4号幼児教育・保育の無償化を求める意見書（案）が産業厚生常任委員長より、それぞれ提出されております。

次に、決算審査特別委員会が9月10日から9月12日まで、平成30年度飯館村会計決算認定審査のため開催され、結果についてはお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、9月12日に議会運営委員会が、本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、それぞれお手元に配付のとおり報告されております。

次に、高橋和幸議員から体調不良のため、本日欠席の届け出がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、関係する村の使用料条例等を改正する必要性が生じたため、その条例改正などの承認を求めらるるものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明を申し上げます。

議案第92号は、消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。これは、今申しましたように10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、関係する村の使用料条例等を一括して改正する条例を定めるものでございます。

議案第93号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）などの請負契約の変更についてでございます。5月30日付で、荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果排水管布設等の変更により、当初の工事請負額に960万6,600円を増額する請負契約の変更になりましたので、その議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は1億6,728万6,600円でございます。

議案第94号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。これは、草野字七郎内95番地の菅野クニさんを教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます、追加提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時06分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時12分）

◎日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項及び第5項の規定によって、1番佐藤健太君、3番佐藤一郎君、5番高橋和幸君、7番佐藤八郎君、9番相良弘君、以上5人を総務文教常任委員に、2番長正利一君、4番高橋孝雄君、6番渡邊計君、10番菅野新一、以上4人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、常任委員はただいま指名したとおりに決定しました。

◎日程第4、発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第4、発委第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題とします。

委員長の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました発委第3号新たな過疎対策法

の制定に関する意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

現行過疎対策法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に適用期限を迎えるに当たり、これまで過疎地域が果たしてきた多面的・公益的機能を今後とも維持していくために新たな過疎対策法を制定し、総合的な対策の充実強化を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和元年9月17日

飯舘村議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣宛てであります。

以上、説明終わります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、発委第4号 幼児教育・保育の無償化を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第5、発委第4号幼児教育・保育の無償化を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の趣旨説明を求めます。産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました発委第4号幼児教育・保育の無償化を求める意見書（案）について、趣旨説明いたします。

今年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い発生する問題について、本議会として、全ての子供に格差なく、質の高い保育を保障するよう、福島県に対して要請するものであります。

令和元年9月17日

飯舘村議会議長名

福島県知事宛てであります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第73号 令和元年度飯館村一般会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第73号令和元年度飯館村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か伺っておきます。

19ページにおける不動産鑑定業務ありますけれども、鑑定の方法を伺うものであります。その下に、15節に相馬仮設住宅遊具移設工事ありますけれども、これはどこに移設していくのか。

あとは、21ページにおける農業費の11節の消耗品費、この堆肥という説明ありましたけれども、これはどこからのものを対象に、どんな堆肥の質のものなのか伺っておきます。

その下の14節の重機借上料、この件でもどこから重機借り上げをしていくのか伺うものであります。

あとは、23ページにおける13節の農業用施設設計積算業務、ため池・堰4カ所ということでもありますけれども、この場所と残る村内のため池・堰などの数と、そちらの改善といたしますか事業予定などありましたら。

25ページにおける土木費の13節の委託料の、これ全体としてあちこちありますけれども、このフレコンバック移動ってどこのものをどこへ移動していくのか。できれば、議会終了後でいいんですけれども、これまでの移動実態を文書で報告願えればありがたいです。

住民課長（石井秀徳君） まず私のほうから、19ページの不動産鑑定業務についてお答えさせていただきます。

3年に一回鑑定評価のための業務委託しているわけではありますが、今回としまして45カ所を不動産鑑定士のほうに依頼しまして調査をするというふうな内容になっております。

続きまして、相馬仮設からの遊具の移設場所というふうなことかなと思いますが、今のところ教育課と協議をしております、旧飯樋小学校校庭またはセンター地区の学校施設等を候補として、今検討しているところであります。

私からは以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、21ページですね。堆肥についてということでございます。項目2つございまして、需用費とそれから及び使用料賃借料の重機借り上げということで、どちらも堆肥に関するものです。堆肥の質とそれから搬入先なんですけれども

も、今現在村内に畜産農家が少ないということもありまして、主な運び出しの場所は福島市フェリスラテの農場を予定しております。もちろん堆肥につきましては、完熟堆肥ということで切り返しを行ったもの、これを運搬して村のほうに持ってくるということでもあります。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは、23ページの農業費委託費であります。農業施設設計積算業務ということで、ため池4カ所と堰の2カ所の積算設計業務をお願いするものですが、今までの経緯でありますとため池に関しては70カ所ありまして、災害復旧加速化交付金等で整備をしまいいりました。今回もこの加速化交付金のほうで整備して、4カ所という形になります。

ため池のほうの放射線対策のほうの工事と一緒に並行してやっておりますので、その辺の工事等を鑑みながら進めていきたいということで、数的なものは後ほど報告したいと思います。頭首工につきましても、ポンプとか大きなものに関してはほとんど改修は終わったのかなと思うんですが、小さな堰ですね、コンクリート堰等についてはまだ残っております、その辺はこれからの営農計画に合わせてやるような形になるというふうに思います。

あと、25ページの河川のほうの維持費の土砂撤去業務で追加になっている工事ではありますが、これにつきましては昨年も実施しております。基本的には、各河川で一度集積しまして、そこから環境省の仮置場、現在は上飯樋のほうの仮置場になっています。そちらのほうに運搬するという形になっています。

今回の追加の部分に関しましては、一つはフレコンの積みかえということで、上飯樋の仮置場には2段ぐらいで積んでおり、そこから中間貯蔵に運ぶということですが、それまでの用地の確保が難しく、フレコンを3段から5段積まないとおさまらないので、その費用として出させていただいております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 不動産鑑定45カ所、それと3年に一度の変更ということで、45カ所であれば村全体の不動産鑑定のそれにとということになるんですか。

住民課長（石井秀徳君） 標準的なということでの村内の45カ所ということで、以前から同じ場所で調査をしているということでございます。これで全てかと言われると、じゃあ何カ所やればいいのかという部分もございまして、ずっと村としまして45カ所の地点を調査しているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 原発事故前と今回のやる箇所45カ所、これ違うものなのか。場所的に、原発事故前と後での比較なり場所、45カ所わかるものがあれば資料として後で議会に提出願いたい。

住民課長（石井秀徳君） 箇所につきましては、前回3年前に調査しておりますので、お示しできるのかなと思いますので、後ほどお知らせしたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 堆肥ですけれども、原発事故前の飯舘村の堆肥というのは、何カ所も堆肥販売している村民もいて、堆肥そのもののNPKの状況とか、「完熟堆肥」といってもピンからキリまでございます。何が主力の堆肥なのか、そこでの福島市内の完熟堆肥

の成分的にはどうなのか、もう一度伺っておきます。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、村内の震災前は畜産農家が非常に多くあり、まずはそちらで間に合っていたのですが、今現在村内での畜産農家のものについては既に農地に還元してしまっていないという状況でありまして、今回、福島市のフェリスラテのほうから不足分について新たに持ってくるというところでございます。成分でございますけれども、基本的に村の農地、真砂土の部分を新たに農地のほうに入れたということで、非常に栄養分がないという状況でありますので、まずは堆肥ですので当然成分というかはございますけれども、まずは地力のほうの強化を図るところでございます。

当然作物によって、例えば本格的に行う方、いわゆる「なりわい農業」をされる方についてはその土壌の成分をはかって、施肥設計を新たに組んでやるということになってございますが、あくまでもこの部分については営農再開を果たす部分、いわゆる「生きがい農業」に使うんですね。ですので、ある程度標準なものというふうに考えてございます。

なお、成分については今手元に資料ございませんので、標準的な成分表ということで後ほどお出ししたいと思います。

以上です。

7番（佐藤八郎君） この件で、堆肥関係での運搬にダンプ・タイヤローダーという話あるんですけれども、これは貸付会社か農機具屋さんか、持っている村民の方なりその業務に当たる方々の自分のものを使うのか、どういう借り上げ先が決まっているのか。

復興対策課長（村山宏行君） 基本的に農場主、フェリスラテのほうからの運搬というふうに考えております。当然、重機借り上げでは運ぶダンプ、それから積み上げするためのローダーという重機、そういったものが必要となってまいります。そこから、基本的には希望する農場まで運ぶというところです。今回の試算であります、1トン当たり8,000円から9,000円となり、その金額におさまるものというふうに考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） 農業基盤整備測量設計業務17路線という説明ありました。これ後で教えていただきたいのと、ため池・堰の問題も後で資料もらうということで。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。八郎君。

7番（佐藤八郎君） 河川土砂撤去業務、これ今土砂上げたものを今まではその場所に置いたけれども、今度はフレコンに入れて移動するということの説明だったのか、フレコンに入れてあるものを移動するだけなのか。今、答弁では3段から5段に積み上げて1カ所にまとめたみたいな説明ありましたけれども、これフレコンバック購入費もここに含まれるという説明もあったんですけれども、もう一度内容について。

建設課長（高橋祐一君） ちょっと詳細説明できなくて、申しわけありません。今現在の設計の請負の中には、現場で作業します、土砂上げたものをフレコンに詰めて、環境省の仮仮置場のところまで運ぶ費用が現在の工事の中に入っております。

またフレコンに関しては、現在はフレコンの支給ということで、設計の請負の中には入

っておりません。その中で、フレコンに関しましては復興庁との協議、審査の中では、やはりそれは工事の中を含めるべきだというふうなことから、フレコンについては工事の中でそれを管理しながら、工事に含めるという形になってございます。先ほど言いました3段から5段に積むという作業を、今回追加するというふうな形になっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 21ページ、ただいま佐藤八郎議員からも質問ありましたが、事業費の堆肥1,723万8,000円。これは、福島フェリスラテのものを使うということでありましてけれども、これはフェリスラテから直接使用者のところへ運ぶのか、あるいは村内どこかに一時堆積するのか。

それと、今ちょっと答えの中で1トン当たり8,000円から9,000円ということだったんですが、今回相対的に何トン当たり、あるいは何件というのがわかっていच्छれば、お聞きいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 堆肥の件でございますが、まず運搬の経路でございますけれども、フェリスラテから真っ直ぐ農場のほうにということで、村内での集積等は考えてございません。

それから経費の部分でございますけれども、先ほど8,000円から9,000円ということで、こちらについては重機運搬の部分でございます。また、1,723万8,000円ということで、一応堆肥他というふうになってございますが、こちら営農再開支援事業の実証の部分かなり含んでおりますので、肥料でありますとか種代とか、消耗品も入ったの金額でございます。

なお、堆肥については約230ヘクタールです。ですから、反当たり1トン投入ですので、2,300トンということになります。

6番（渡邊 計君） その下の重機借上料の説明の中で、要はフェリスラテでダンプなり積み上げるときに使うものと、あと運搬車という説明もあったみたいなんですけど、今回議案第91号の中に堆肥運搬車を宮内で使うということで、これが同じフェリスラテだと思うんですけども、こちらのほうの堆肥運搬車を使用するのであれば、こっこの賃借料ですか、重機の借上料のほうに運搬車の金額が入るのはちょっとおかしいかなと思ったんですが、その辺はどうなんでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 今回補正予算で要求しています部分については、年度中ということで使用する堆肥を運ぶためということでの部分でございます。フェリスラテのほうの事業ですね、こちらは被災農業ご支援金、こちらのほうでこれから導入する部分でございますので場所も違いますし、また使用する機械も想定しているものが違うということで、ご理解いただければと思います。

6番（渡邊 計君） 今場所も違うということですけども、やる会社というか、それは同じ会社ですよ。フェリスラテですよ。となれば宮内のほうで使う堆肥運搬、年がら年中宮内の堆肥運ぶわけでもあるまいし、そうすればそれらが福島フェリスラテから運ぶことにも使用できるんじゃないかなということになれば、この借上料の中の運搬車の部分は、その辺はもう少し下がってくるのではないかなと思うんですが、同じフェリス

ラテで使うことによって重複してくるのはいかなものかなと思うんですが、その辺もう一度説明をお願いします。

復興対策課長（村山宏行君） 後段で後から購入する部分、まだ場内に入っていないということとであります。ただ、同じ事業者ということになりますので、当然その部分、村内ですか、堆肥運搬に活用するといったところからもっていけば、値段下がるというのはご指摘のとおりでございますので、なるべく低廉になるように指導してまいりたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

建設課長（高橋祐一君） 23ページの中で、先ほど佐藤八郎議員のほうからありました基盤整備の測量設計業務ということで、17路線というふうな説明させていただきましたが、16路線に訂正お願いしたいと思います。実は1路線については自前で測量しまして、工事請負のほう今年工事するというので、全体で工事する路線は17路線でありますけれども、測量設計しているのは16路線ということで訂正お願いいたします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第74号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第74号令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 8、議案第75号 平成30年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9、議案第76号 平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10、議案第77号 平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11、議案第78号 平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12、議案第79号 平成30年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13、議案第80号 平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（菅野新一君） 特別委員会に付託しておきました日程第8、議案第75号平成30年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第76号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第77号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第78号平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第79号平成30年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第80号平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（相良 弘君） ただいま議題となりました議案第75号から議案第80号の平成30年度一般会計決算認定並びに各特別会計決算認定審査を、9月10日から12日の3日間にわたり、7人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私相良 弘、副委員長に佐藤一郎委員が選出され、慎重な審査をいたしました。その経過と結果について報告します。

本特別委員会の審査の経過であります。9月10日は各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月11日から12日には、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、監査委員の決算審査意見書等をもとに、村長等に対して総括質疑を行いました。

質疑においては、各事業における成果及び事業の効果などを確認、さらに今後の課題と方針等をただしました。その主なものは、帰村者の生活環境整備、健康管理、介護環境整備、農業を中心としたなりわい再生等についてでありました。

このほかにも、多くの事業に係る意見・指摘がなされました。

全村避難指示から8年6カ月が経過し、長かった避難生活の影響ははかり知れないものがありますが、一歩ずつ前を向いて歩みを進めることが大切ではないかと感じました。

本決算の審議を踏まえて、来年度予算、事業等展開に反映いただきたいものと思います。

以上を踏まえた結果、議案第75号平成30年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号平

成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号平成30年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上の6議案については、本決算での平成29年度からの繰り越し事業を含め、全会計で歳出総額185億円を超過する決算であり、事業も多岐にわたる中で、おおむね目的に沿って執行されており適切であると認め、全ての議案について認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第75号から議案第80号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました議案第75号一般会計決算について、反対の立場で発言をいたします。

予算を立てられてから1年間の予算執行が、村民のためにどのように使われたか決算審議しました。私は38点について質疑して、村民の生活不安・不満について確認をしました。

職員初め社協、NPOなど努力されているし、急務に要することについては対応されているが、この家族や地域・コミュニティが分散されている中で、想定されない行政の役割・責任が発生して、大変な生活ともなっています。特に、村に帰村された多くの高齢者にとっての買い物、病院、足の確保も困難な実態、さらには復興という中で箱物や大型な農業施設導入、事業の導入などによって、心配される財政的不安が多くなったことも確認をしました。

避難させられた放射性物質の降散によって、全村の約15%しか除染していないのみでの、それに対してはフォローアップ対応するとしているが、いまだに村内に多くの放射性汚染物質があり、けさほど福島市から来る途中のモニタリングポストも、0.46とか0.43とかいうモニタリングポストもあるように、震災前の年間安心・安全の1ミリシーベルトにはまだまだの環境にあることも事実であります。さらに、東電が今も放出をしている放射性物質、廃炉へ向けての作業の中でも再放出の状況にあり、飯館村は約85%の放射性物質、全村の土地に今も放射性物質が存在するまさに実証地化されております。

帰村した村民は、山や畑でつくったものを放射能検査をすることなく食べれば、まさに被ばくの人間モルモット化される実態であります。この決算の中でこれ以上被ばくしない対策や、高齢者たちに対してと子供たちをめぐる状況においての施策不足がありましたので、しっかりと一人一人の村民に寄り添った行政執行を求めて、反対の発言とするものであります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第75号平成30年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について採決します。
この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(菅野新一君) 起立多数です。お座りください。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第76号平成30年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第77号平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第78号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

これから、議案第79号平成30年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定しました。

これから、議案第80号平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員

長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

◎日程第14、議案第81号 飯舘村立義務教育学校設置条例

議長(菅野新一君) 日程第14、議案第81号飯舘村立義務教育学校設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 前の全協の中で、「飯舘村立いいたて希望の里学園」ということが出てきたわけですがけれども、私的にはちょっと長いんじゃないかなというのと、「飯舘希望の里学園」ということになるのと、固有名詞が2つ並んで入っているのかなと。そうすると「飯舘希望の里」、じゃあほかにも「清水の里」とか「青葉の森」とか、そういう2つも3つも学校があるみたいな状況になってくるのではないのかなと。

そこで、どうしてもこの「希望の里」入れたいとなるのであれば、「飯舘村立希望の里飯舘学園」という形になると、最初の「希望の里」が抽象名詞あるいは代名詞に変わってくるのかなと。後ろの「飯舘学園」が固有名詞になってくるのかなと。そういうことで、その辺の文章の入れ方、そういうものは検討されたんでしょうか。

教育課長(三瓶 真君) ただいまの校名候補に関して、今回の条例に上程されております名前について、文章の入れ方について検討したのかというご質問であります。

ご質問にありましたように、義務教育学校の開校準備委員会におきましてこの校名候補を議論の上、決定したわけでございます。そこに当たりましては、やはり飯舘村はこういった震災におきまして今回多大な被害をこうむった中であって、子供たちは村の希望であるという観点からこの「希望」という文字と、さらには飯舘村唯一の学校であるというところから「里」というものを入れて、今回の「いいたて希望の里学園」ということになったわけであります。

ただいまの文法上といいますか、そういった細かい詳細までは今回検討はしておりませんが、今のこの思いの中で委員それぞれのご意見を述べていただいた上での決定でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

6番(渡邊 計君) 同じあれでも文字の並べ方によってしっくりくる場合と、何かおかしいのかなというものもあるので、今質問したんですが。

あともう一つは、校名を決めるに当たって準備委員会の中で議論されたと思うんですが、準備委員会の議事録いただいておりますが、この中で委員長・副委員長、あとは委員と出てきていますが、委員長が誰だったのか、副委員長が誰なのかということで載ってなくて聞いたところ、委員長が村長であり、副委員長が区長会長の越さんだということで、その議事録を読んでまいりますと、どうも委員長である村長が誘導しているというふうにはしか、文章をずっと読んでみるととれないんです。委員の意見については、その意見を言わせることで不満を少し抑えよう、そういうふうにはしかとられないような議事録なんでありましてけれども。

これ、村長がどうしてもこの名前にしたくて、この会議の中で議長をやって誘導したんではないかと思うんですが、村長その辺いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 委員大勢いますけれども、それぞれに意見を述べていただくということで、一回り述べていただいたところでありまして、その上でまた二回りのお話をさせていただいているということで、ここの中で議事録には多数決という話になってはいないかもしれませんが、多数決で誰がどういった、こういったという話ではないだろうから、大方の意見を聞かせていただいて「希望の里学園」というのがどちらかというのと、「希望」に「里」か「丘」があったんですが、そちらのほうがやっぱり今の村の状況を出しているのではないか、表現しているのではないかということで、そちらが多いようですからという話はしたかどうかはちょっと記憶ありませんけれども、判断としてはそこでやらせていただいたので、強引に私が引きずったとか決めさせたということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

なお、先ほど前の質問で、いわゆる「言葉の場所によって」という話がありましたが、ご存じのように「ふたば未来学園」がありますが、これはもう今「ふたば未来」でほとんど通っています。ということでございますので、長いことは長いかもしれませんが、必ずやっぱりどこかで短縮をとるか、短くさせられるあるいはそういう短い呼び方になるだろうと思います。そうしますと、「希望の里飯館」よりは「いいたて希望」というほうが「ふたば未来」と同じような流れで、「飯館」がやっぱり先に来るということが一番飯館の学校だという認識になるということも、内々の中ではあるのではないかなと、こんなふうに思っているところであります。

6番（渡邊 計君） 今村長から、「ふたば未来」だから「いいたて希望」ともっていききたいなど。「ふたば未来」、双葉の場合は「ふたば」が固有名詞、「みらい」は抽象名詞になっているんです。ところが飯館の場合、「飯館希望の里」となっちゃうと「希望学園」ならいいんです。「希望の里」になってくると、固有名詞2つ並ぶんです。「希望学園」であれば抽象名詞で、何ら引っ掛かりはないんです。私はそのように思います。

それで、今村長が誘導したわけではないということだったんですが、この議事録の中で「2つの意見があるが、決めなければならない。『飯館学園』がいいという意見もあるが、『希望の里学園』で意見を集約したいと思うが、いかがか」と、こういうことを言っているんですよ。これ、完璧な誘導じゃないですかね。2つ意見あったら、そこでどちらがいいかきっちり意見、あるいは多数決としてみるのが当たり前ではないかと。これ、どう見たってもう村長が「希望の里学園」にしたくてしたくて、これずっと読んでいますと大体「希望の里学園」あるいは「飯館学園」、半々なんですよ。その中で、議長たる村長がこういうような「『希望の里学園』に意見を集約したい」となった場合に、その委員の中に「いや違う」と意見が言える人が何人いたでしょう。

我々議員は「行政と対等だ」と、そういうものを持っていますけれども、じゃあその委員の中にそういう考えを持っている人が果たして幾らぐらいいたのか。その中で賛否をとらず、「こういうふう集約したいと思うがいかがか」ともってきたこと自体がおかしいのではないかと思うんですが、もう一度村長、どうでしょう。

村長（菅野典雄君）　そういう言葉を使ったかもしれませんが、少なくともやはり数を見ますと「飯館希望」という皆さん方のほうが多いなということで、そこで一人一人「あなたは『飯館学園』か」「あなたは『希望』か」というような形で、それぞれ分けをするのが果たしていいのかどうかということでもありますので、その他の委員にも聞いていただければおわかりのように、「希望」のほうが今の飯館村の現状、あるいはこれからのいわゆる飯館村の進む道としては学校の名前としていいのではないかという方が多かったので、そのような話でいかがでしょうかということで、「いいでしょう」という話が大体皆さん方のうなずきで進んだということですので、ご理解いただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君）　義務教育学校を設置するために、名称を決定したということで、子供にとっての学ぶ場所「学園」なんですけれども、そういう意味では会議の内容なり今渡邊議員からもあったように、委員そのものが全体としてどのような方々に分類されているのか、これが一つと。

本来教育委員会の主たる義務教育学校設置ですから、教育委員会の長たるものが委員長で話をまとめるというのが、常識的には考えられるんですけれども、なぜそれが村長になっているのかを含めて伺います。

教育課長（三瓶 真君）　ご質問の開校準備委員会の委員構成についてであります。

委員の構成については、全部で17名の構成になっておりまして、そのうち行政区長会長がまず最初の行政区の代表ということで1名、あと議会のほうから委員を2名、さらに教育委員または地域の学校のOBの方ということでありまして、この方々がそれぞれ3名、さらに小学校の学校長、あとはPTA会長、そして村づくりアドバイザー1名と、あとは学校教育アドバイザー、こういった形での構成となっております。

また、質問の2点目のなぜ教育長ではなくて村長なのかということにつきましては、以前の平成27年の法改正によりまして、現在教育行政につきましても総合教育会議という中で首長を交えた中で「教育大綱」というものをつくるというふうなことを大きな目的にしておりますが、首長の意見をもっと教育行政にも反映するような改正の中で進んでいるということもありまして、今回まさに義務教育学校設置という村の大きな1つの教育環境の整備でありますので、初めから村長に入っていた中でこの検討を進めると。一応それで委員会を設置して、その中で協議をしております。

以上です。

7番（佐藤八郎君）　渡邊議員からあったように、私も同じ資料をもらって見ていますし、あとは村民の子供を持つ父兄と、関係する委員の方からお手紙を2回ほどいただいて、1回目のは議会全員のところで読み上げておきましたけれども、2回目は私的な部分もあるので読み上げはしませんでしたけれども、内容的には「飯館学園」という者が非常に多かったというお話でありますし、きょう欠席されている議会から出席された議員の方にも確認しましたけれども、「多数決とれば『飯館学園』に決まったでしょう」と。ただ、先ほど村長の答弁にあったように「多数決とるものではなくて、まとめたい」というお話だったので、この提案の「飯館村立いいたて希望の里学園」たるものにまとめ

上げたというのが実態だというふうに、ずっと延々と私がいろいろな人に聞いた中ではなっていますけれども。

文章的には、議事録見てもあくまでも誰だっこの17名の委員の中で、村長が委員長を務めてやったら、村長は誘導したつもりないんでしょうけれども、そういうふうにとられてもやむなし。しかし、私に手紙来るように実態は、中身は違うんだった。委員が、議会から出ている方までも「多数決とれば、『飯館学園』になったでしょう」というお話ですから、それについてはなぜこの「飯館学園」でまずくて、「飯館村立いいたて希望の里学園」がいいのか、もう一度伺っておきます。

村長（菅野典雄君） それぞれとり方はどうかわかりませんが、一人一人採決をとったわけでありませぬので。ですが、高橋委員も出ておまして、最終的には「『希望の丘学園』で自分はいいと思います」と言っていますから、ですからそういう意味からすると我々はかなりの方が「希望の丘学園」のほうを求めているなということで、それでまとめさせていただきますという話をしたまででございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 「希望の丘学園」と今言ったけれども、「希望の里学園」で言うんでしょう。言ったよ「希望の丘学園」って。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第81号飯館村義務教育学校設置条例について、反対の立場で発言をいたします。

今ほど、村長との質疑、教育委員会との質疑にありましたけれども、そのように具体的な「希望の里」が飯館村の子供や父兄にとって、これからの村にとってふさわしいというはっきりした要因はございませんでした。まして、この義務教育学校の名称を定めるに当たって協議された回数の部分も、いつから始まって何回やられてという報告もございませんでしたので、会議の議事録提出を求めて渡邊議員からもあったように見させてもらいましたし、村民の2名の方から手紙をいただいた内容からすれば、そして先ほど申したように議会から出ている委員にも確認していますが、そんなに長い名前をつける必要は全くない。飯館の子供たちが学ぶ場所だということで「飯館学園」がいいのではないかというのが大勢だというふうに私も感じましたし、手紙もそうですし、議事録見てもそういうふうに思えるんですけれども。

今ほど委員名を聞きましたら、村長が委員長ということでその諮り方ですから、この結果になったというふうに思われますけれども。何よりも村長が委員長とした、平成27年の法改正によってそういうことだというお話もございましたけれども、子供を持つ親やこれからの子供たちが自分で「どこの学校ですか」「どこに通学していますか」「通園していますか」といったときに、書く名前が「飯館村立いいたて希望の里学園」というよりは、「飯館学園」であればきちんと書けるし、読みやすいし、多くの全国的にも飯

館という地名が知れわたっている中ですから、そのほうが最も適しているというふうに私自身も思っておりますので、村長が委員長として無理やり決定した実態からして、子供・父兄にとっては不本意であるというふうに私は解釈しております。

そういう意味では、私はこの名称については反対するものであります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。お座りください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第82号 飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第82号飯舘村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第83号 飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第83号飯舘村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第84号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第17、議案第84号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第85号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第18、議案第85号飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第86号 被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯館村ライスセンター等用地造成工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第19、議案第86号被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯館村ライスセンター等用地造成工事請負契約について議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この事業そのものは、工事請負契約ですのであれですけれども、このライスセンターのこの事業の運営とか管理体制とかはどういう見通しを持っていらっしゃるのか。

復興対策課長（村山宏行君） 今回のライスセンターの事業でございますが、運営につきましては農協が行うということで計画しております。当然集荷をして、村の中の米穀を販売していくという形になりますので、農協の営農活動の中で活用していただくということで考えております。

7番（佐藤八郎君） それは、JAとの関係で合意されている内容でしょうね。

復興対策課長（村山宏行君） JAとの合意で、本事業の導入に至っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第87号 農業用機械（上飯樋地内 水田農業用機械一式）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第20、議案第87号農業用機械（上飯樋地内 水田農業用機械一式）の取得について議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） この議案第87号から議案第91号まで関連することでありまして、この農業用機械あるいは牛運搬とか絡めた機械ですけれども、農業機械トラクターやそういうものを使用してそのまま置くと、すぐにさびやすいと。これきれいに洗車をして管理をするということになると、倍以上恐らく長もちするんじゃないかと思われるわけですけれども、これ村のものとして貸し出すという形であります。その中で機械の管理ということに関してどのようになっているのか。そして、この議案の説明資料の中にハイウォッシャー的な洗車に使うような機械どこにも載っていない。水道のホースだけで落ちるような、泥っていうのはそういうものではない。やっぱり高压洗浄機、そういうハイウォッシャー的なものがないと洗車もきれいにできないし、長くもたせるため、大事に使うため、その辺のところ今後の管理に関してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 農業機械等の管理についてのご指摘でございます。

村としましては上飯樋地区の水田営農に関してこういった機械を投資して、そして運営を行っていただくという考えであります。もちろん、機械の管理につきましてはこちら

に簡易なものではございますが、管理の簡易な格納庫ですね、そういったところも整備する予定でございます。

なおご指摘のとおり、この事業の中では高圧洗浄機は見ておりません。ただ、議員ご指摘のとおり、そこの手入れをするしないで機械の寿命は大きく変わってまいりますので、そこはきちんとされるよう指導してまいります。

6番（渡邊 計君） 今「指導する」ということですのでけれども、例えばこの機械は村で貸し出すということで、これ万が一何らかで破損したとか修理が必要になったと。そうなった場合の修理費というのは、村の機械だから村で出すのか、それともこちらの事業所のほうが自己負担するのか、その辺はどうなっていますでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 導入につきましては村のほうで行って貸し付けるということですが、日常の管理あるいは燃料、そういった機械の維持経費分につきましては全て事業所のほうの管理の部分なので、そちらのほうで行うということになってございます。

6番（渡邊 計君） 修理もやっぱりその事業所でやるということで、よろしいですか。

それと、要は4分の4の事業なんですけれども、いつあたりまで継続する考えなのか、その辺もお聞きします。

総務課長（高橋正文君） 今議論のありました被災地域農業復興総合支援事業ということで、これは村が事業主体で、議員おっしゃるとおり100%でございます。こういう備品については、村の備品ということで受益者の方に貸し付けるということですが、これは一定程度といいますか、重大な責任は村の備品ということで村に責任があるということは議員のおっしゃるとおりでございますので、いつまでやるということは今すぐは申し上げられませんが、この事業については村が事業主体であるということでもありますので、今後導入については慎重に協議をさせていただいて、その事業の受益者との契約行為でありますとか、その辺のさまざまな備品の管理の申し合わせとか、そういうことも詳細を詰めて、この事業の導入については慎重にさせていただきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） この4分の4事業というのは、ちょっと確認なんですけど、もともと村民でなくてもほかから来て飯館の中で事業をやりたいという方にも採用可能なんですか。

議長（菅野新一君） 渡邊 計君、3回まで質問して、議題以外でありますので質問を変えてください。

ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 渡邊議員の最後の質問を私からもお聞きします。

今、移住されてきて村内に住んでいて、村内でやる事業に対しては該当するのかどうか一つと。

あとこの各事業ね、これから上飯樋・宮内いろいろありますけれども、この事業をやるに当たっての申込段階での、例えばグループの人数とか後継者の問題とか、いろいろ要件があったと思うんですけども、それが途中で違ったりなんなりした場合問題にならないのか。補助金返還とかになって、国県の監査が入るといふうになれば、日報とか

そういうものとはらないっていう話があるので、そうすると年間の計画と生産高とか、そういうものはきちんと業務上、何で監査し、チェックをし、指導するのか。その辺を伺います。

復興対策課長（村山宏行君） 本事業の事業採択についての考えでありますけれども、まず先駆性、それから先進性、それから地域への波及、そういったことがまず第一でございます。そして、今回の導入をしております方々ですね、当然平成29年度それ以前から協議を進めて、かなり早い時期からこういった計画を出しながら、村のほうでも指導してそして進めてきたという経過がございます。

中身の構成ということでありまして、構成員が若干変わるといような事例もあるように聞いております。ただ村としましては、この事業を導入するに当たった目的、それからこちらのいわゆる先駆性でありますとか村民への波及効果、そういったところについてそこでの影響がないということで、確認しながら進めているところでございます。

当然、特に畜産の部分ですね、それから水田農業の活用、そういった土地利用型の作目、それから耕畜連携の作目、そちらについては今後のさらなる復興にぜひ必要ということで、そういったところについては重点的に行っているところでございます。

なお、要件としましてですが、今回こちらは決算特別委員会のほうでもお話ししましたけれども、前段と後段で要綱を国のほうから変えております。つまり、平成28年度以降については帰還という部分を強く言われておりますので、当然村の中で移住している方、そういったところも対象にする。そして、その中で村の営農に寄与するという方を、今回の事業の対象にしております。

以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、事業の申請段階でのメンバーと多少メンバーが変わっても、国県の監査でどうのこうのと言われるものはないということで、心配する必要はないということでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 今回上飯樋地区、これから法人化ということで予定されております。その中で、若干構成員が変わるとい話は聞いておりますけれども、基本的にはこの上飯樋地区の営農活動、そういったところを責任持って行っていくということで、計画については変更ないということでございました。

また、畜産の部分についてですね、今導入をいろいろ検討進めるところがありまして、その部分で当然営農される方で多くの事情で変更を余儀なくされる点も出てくると思いますので、その場合には国と協議をしながら適切に事務処理をしまいたいというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） この議案第87号からずっと宮内地内まで、せっかくやる気を出して村の土地利用に努力しようというときに、変なところで事業の問題で返還とか中止とか、貸し出しする問題で村との関係でまずなくなるとかね、そういうことになると非常にこの事業の目的そのものがだめになるので、十分注意をしていただきたいし。私も安心してこれを通してのいるのに、結果的に問題になってから国県から補助返還なんていうことに

なったら問題なので、その辺は十分指導・援助していただきたい。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃるとおりです。議会の同意いただいているということになれば、まさに議会の責任もありますから、しっかりと指導していきたいというふうに思っています。

ただ、いろいろな話は伺っているのはいっぱいあるんですが、そのときにその人なりその団体なりがやっぱりしっかりした考え方を持って腰を据えてやるのかどうかというのが、そうでなくて何かこの100%の事業を使ってもうけましようとか、やりましようということもないわけではないので、そこの判断を村として常にしっかりとやっていかなければならないなど、このように思っているところでございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

3番（佐藤一郎君） この今の議案に対してなんですが、ずっと農政というか復興対策課長の説明、渡邊議員のほうから修理代どうのこうのってありましたけれども、まずもってこの被災地農業で村がトラクター、そして備品を購入するわけですけども、これについて保険に必ず村が入って、あとは受ける地区なり人なり事業所に負担を請求させるというような形で、私の場合避難地区で再開してこの事業使った場合、そういう形で保険に入ったと思うんですが、そこら辺のところもお聞きしたいと思います。

復興対策課長（村山宏行君） 失礼いたしました。議員のおただしのとおりでございます。基本的には村のほうで整備をして、そして利用者に貸し出しするというところでございますので、そういった基本的なところについては村で行うということになってございます。

ただ繰り返しになりますけれども、日常のメンテナンス、燃料とかそういったところについては、受益者のほうでお願いしたいというふうな事業でございます。

村長（菅野典雄君） 避難中も村外にハウスなりなんなりをつくって、100%の事業でやっていたことであります。そしてまた、解除になっていろいろな事業をまた戻ってきてやっていたというところであります。村が事業主にならないとこの事業は使えないので、かなりの数を村が事業主でやっていますが、もう避難中もずっと言ってきたことです。「それは確かに村の所有物ではありますけれども、あとは全部そちらの責任ですよ。あと解体するにしろ何にしろ、それは村のものでありますから村でやってくださいなんていう話は聞きませんよ」ということをきっちり言って、契約なりなんなりその情報を入れるようにと言っていますので、いずれの事業もそういうことと認識していますので、もしまだ足りなかつたらこれからやらせますということでもあります。

あくまでも持ち物は村ですけども、その他のものは全てそれぞれが負担するというようにしたいというふうに思っていますし、そうしなければ後々村のほうが大変な形になるというふうに思っています。

以上です。

3番（佐藤一郎君） 確認いたします。私が言いたいのは、機械なりそういう関係のものに対しての保険ですね。それは、一応村が掛け主になって掛けて、受益者といいますか使用者個々に負担をいただくということになっていたと思うんですが、その確認をいたし

たいと思います。

復興対策課長（村山宏行君） おっしゃるとおりでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

4番（高橋孝雄君） 私は、この4分の3事業を導入したんでありますが、やはりこの組合で率先的に農機具の保険に加入するようにしたほうがいいんでないですか。そうすれば、事故起きても故障しても何でも全て直るということになりまして、また会計検査が入ってもきちんとした書類の処理もできますので、これ強制的に導入した機械については保険に入るように村から勧めたほうがいいんじゃないか、このように思うんです。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 孝雄議員おっしゃるとおり、この4分の4については村所有の備品でございますので、保険を掛ける場合は村で掛けると。ただ、その保険料については受益者の方に後ほど負担金で、村の財政のほうに入れていただくということになります。

4分の3事業については受益者の備品でございますので、保険を掛ける場合についても受益者をお願いをしたいということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第88号 農業用機械（上飯樋地内 トラクター付属機器一式ほか）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第21、議案第88号農業用機械（上飯樋地内 トラクター付属機器一式ほか）の取得について議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第89号 農業用機械（上飯樋地内 ミニパワーショベル一式ほか）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第22、議案第89号農業用機械（上飯樋地内 ミニパワーショベル一式ほか）の取得について議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第90号 農業用機械（宮内地区 畜産用機械一式）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第90号農業用機械（宮内地区 畜産用機械一式）の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第91号 農業用機械（宮内地区 堆肥運搬車ほか）の取得について

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第91号農業用機械（宮内地区 堆肥運搬車ほか）の取得について議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第92号 消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例

議長(菅野新一君) 日程第25、議案第92号消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 私は、個人的に消費税値上げは今も反対の気持ちでありますので、ただ国でこのことが決まったときに村の条例が8%のままでいいのかといえば、それもまた問題があるということです。ただし、この提案理由の説明の中で「現在の料金は長年見直しがなされておらず」ということありますけれども、過去にいつ見直して、いつから長年見直しされていないのか伺っておきたい。

総務課長(高橋正文君) 直近の改正時期ということでございますが、5%から8%になったときと思われませんが、その改正の日時についてはちょっと調べさせていただいて、後ほどお答えさせていただきます。

7番(佐藤八郎君) 多分この提案の仕方は、理由は2行でよかったんじゃないかと思うんですよね。下の部分が、「維持管理経費の一定割合を使用者に負担していただくため」というのも追加されていますけれども、今の村民の所得や収入、生活状況からしたら負担がふえることなんです、これ。理由として、負担ふえることを提案するから、通してくれという理由なんです、これ。ですから、非常に皆さんも執行者もわかるように、負担がふえるというのは大変なことなんです。そういう意味では、飯館の一人一人の村民の生活や経済について、減免とか免除とかそういう条例の整備はされるんですか、この消費税10%値上げに伴う改正によって。

総務課長(高橋正文君) この提案の理由ですね、「一定割合を使用者に負担していただくため」と、ちょっと誤解を与える内容だったのかなとも感じますが、まず今回の改正の見直し案ですね、3つに分けて考えております。まず1つは、維持管理経費を勘案したものの、または施設のグレードを勘案したもので改定するものが1つ。あと2つ目は、8%が5%になった部分もございましたが、その消費税10%にするということで改正するものが2つ目。その他のことを考慮して見直すものということで、それが3つ目ですね。その他を考慮してというのが、先ほど若干申し上げました道路占用、これは地価・工事価格等に連動しているものでございます。

最初の1点目ですね、コストとか施設のグレード等で見直すところが、先ほど申し上げたスポーツ公園とか公民館の使用料ということでございます。ここに「一定割合を使用者に負担いただく」と書いてありますが、これは当時古い公民館の料金、あとは古いス

ポーツ施設の料金をそのまま、例えば1時間1,080円のままできておりましたので、今回消費税10%にあわせて、施設が更新されて新しくなったものですからその公民館の利用料金、スポーツ公園の利用料金を施設のグレードにも合わせて若干見直させていただくということでございます。

なお、村民と村外の方の利用については、村民と村外同様ではどうなんだということもございましたので、今回2つの区分にさせていただくということで、改定の内容はそのようなことでございます。

以上でございます。

7番（佐藤八郎君） 私も公民館とかいろいろな場所使おうかと思うと、大分使用料が高くてとても使えないなんて、道の駅の空間の椅子・テーブル利用したり、役場の下の入ったところのフロアを利用したりして、とても1万円からとか、幾ら集まって払って使用するといっても、施設そのものの利用が減ると思いますよ、それお金払ってしか使えないって。深谷の住民の方も、「深谷の集会所、立派なものできたけれども、とても高く使えない」って言っていますけれどもね。

この施設自体を、住民が活用するためにつくるんじゃないんで、復興の目玉商品に施設を建てたわけじゃないんでしょう。どんどん活用、毎日申し込みが多いぐらいに活用されたほうがいいんじゃないですか。そういう意味では、利用料っていうのもありますけれども、減免や減額の措置なりというものはきちんと考えられているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 先ほど減免のご質問、失礼いたしました。今議員おっしゃるとおり、定期的に使う村民の任意団体がございます。社会福祉の団体と、スポーツの体育の団体ですね。そのような方は1回の値上げでは、1時間値上げすると何回も使うと本当に値上げになってしまうということもありますので、今回の条例の条項には出てまいりませんが、規則のほうで定めたいと考えております。1年間何回使おうが3,300円で使える、そういった登録している団体ですね、1年間で3,300円ということで料金を規則のほうで定める予定としてございます。いわゆる減免をするという、3,300円に減額をするという部分です。

あと、先ほどいつ直近で改正があったかということでございますが、平成26年に5%から8%に4月1日に上がっているということで、直近は平成26年の4月1日でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 説明資料4ページの中で、屋内コート1時間当たり360円が、夜間照明と合わさって720円が50%アップで約1,100円ということだと思んですが、それで6ページには屋内コート照明料含む1,100円となっているわけですが、それでいて7ページに同じく屋内コート1時間当たりの照明料が取られているということなんですが、6ページのほうでは照明料を含んで1,100円が、どうしてこちらにまた550円含まれているんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の屋内コートの関係の料金値上げに関するご質問でございますけれども、まず屋内コートですね、テニスとか昼間にやったりするときも、やっぱり

屋内なものですから結構球が速いというふうなことがあると、なかなか電気を消しているとプレーができないということが多くて、ほとんどの場合照明を昼間でもつけているというのが実態でございます。今回この実態に合わせまして、屋内コートについては照明を昼間でも使っているの、屋内コートについてはこの照明料を含めた料金の設定をまず一つつくりました。

それから、あと夜間照明のほうでまた出てくるんですけども、これについては今までも夜間照明につきましては今減免をしている村民の方々についても照明料だけは払ってくださいということで、野球場なんか照明料いただいておりまして、当然このテニスコートのほうもいただいております。なので、こっちのほうにも料金の設定をさせていただいて、減免がある方はこの照明料の料金だけでやれる。先ほどの3,300円というのは1回払っていただかなければなりませんけれども、あとは照明料のほうで使えるといったこととなります。

以上でございます。

6番(渡邊 計君) これ屋内コート、日中も暗いんで照明を使っていると。それで、1,100円だと。それで、夜になったら550円増しになると、これおかしいじゃないですか。日中でも夜でも同じ照明ですよ。夜だったら特別明るくするわけじゃないですよ。こっちに照明料を組んで6ページに1,100円ってなっていて、7ページのほうに屋内コート・屋外コート1面1時間当たり550円となっている、上乘せして取るんですかということ、私聞いているのは。

生涯学習課長(藤井一彦君) 失礼いたしました。

夜間については、当然屋内コートにつきましては照明料をお支払いしている場合については、追加で照明料をダブルで取るということにはございません。失礼いたしました。

6番(渡邊 計君) ということはこれ文章、屋内コートの部分を消さなきゃいけないんですか。屋外コートであればこちらにうたっていないので、屋外コートが1時間で550円ならわかりますけれども、この屋内コート・屋外コート両方使っている、これ文章ちょっと直さなきゃいけないんじゃないかなと思うわけですが、いかがです。

生涯学習課長(藤井一彦君) これは、先ほども申しましたとおり村民が照明料だけで使うということを想定して、照明料だけだと幾らというのを明確にしておかなければいけないという必要がありましたものですから、ここに照明料の代金だけは屋内・屋外を含めて、こういった形で設定をさせていただきました。

以上です。

議長(菅野新一君) 渡邊 計君、4回目です。

6番(渡邊 計君) 3回でも4回でも、ちょっと話がおかしいでしょう。今照明だけ550円だということだったら、じゃあ日中屋内コート使って「照明要りません」となった場合に、日中照明使った人と使わない人の差はどういうふうに出していくんですか。

生涯学習課長(藤井一彦君) 実態としては、この照明を使わないということはまず屋内コートについて、昼間の場合はないと言っていいと思います。やはりプレーをするのに、屋内コートですと十分な明るさがないということで、お金を今までは取っていないんです

けれども、大人の方々はつけて使われているということが実態でございますので、こういった形の料金設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） いつまでやってもわからないみたいだから、その下の用具一式ということで3,300円、以前は用具一式が時間当たりだったんですが、これが要は半日とか1日使うということでこの値段になったのか。そして、あとその下のボルダリングから下の金額は村内・村外変わっていないと思われるのですが、この辺ボルダリングが変わらなかったのはなぜですかということと、その下にトレーニング機器ということで回数券とかも出ていますが、以前のものにはトレーニング機器というものはなかったわけですが、このトレーニング機器というのはどんなものをいつ入れたのかお伺いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、陸上競技場の用具一式についてでございますけれども、これについては時間ではなく、ほとんど陸上競技場使っていただく場合はサッカーがほとんどでございます。それで、要するに時間が大体10時から3時という5時間から、早い方は9時から使っていただいたりしますけれども、その辺のところはなかなか土日職員もいないということもあって、はっきり何時から何時までというのがきちっとうちのほうでも管理ができていない状況がありまして、この1回につきということでやらせていただいて、当面のところは双方にそれで了解してもらったほうがいだろうということで、料金の設定をさせていただきました。

また、ボルダリングから下のトレーニング室、それからシャワールームにつきましては、これは個人利用というふうになるものですから、村内・村外の方というのではなくて、あくまでも村内に例えば来ている企業の方が使ったりとか、そういうことも多くありまして、なかなか一人一人確認をするというのが難しいんですね。一人一人に申請書を出していただくわけではありませんので。ということで、この個人利用につきましては村内・村外同じ料金ということで設定をさせていただいたところでございます。

トレーニング施設に置きましたトレーニング機器につきましては、前にもご説明したかもわかりませんが、広報などで「こういった形でやりますよ」というようなお知らせをしたのかなというふうには思っておりますが、今ランニングマシンが2台、それからバイクっていうんですかね、自転車こぎのやつが2台、それからあと腹筋とか体幹を鍛える機械が1台、それから足の筋肉を鍛える機械が1台、それからあと全身の筋肉を揺さぶって、お年寄りなんかですと準備運動なんかすることでかえってけがをされてしまうというようなこともあるものですから、そういった振動によって体の筋肉を目覚めさせたり、それから疲れをとったりという機械がございます、そういったものが1台になっております。そのほかに血圧計とかそういったものも、一緒に購入をさせていただいてるところでございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） これは、10月1日から料金取ることになっているんですけれども、それ以前は入っていなかった、あるいは無料で使用できたということですか。

生涯学習課長（藤井一彦君） これを入れまして、こういった形でこれを運営していこうかというようにもございまして、今まで試用期間ということで土日は使用できなかったんですけども、平日使っていただいて、やっぱりいろいろ危ないものですからちゃんとやり方を覚えていただいて、登録をしていただいて、そういう方に使っていただくというように形にしようということで、今まで準備をしまりました。その期間が9月いっぱいまでということで、10月からはお使いになる料金を徴収して、お使いいただけるようにしたいというふうに思っております。

以上です。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第92号について、理由にもあるように令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴って、課税対象となる使用料額を改めるということで、必要な改正なんだということで、条例としては14条例が上げられております。

先ほど質疑の中でも言いましたけれども、施設そのものは住む人たちなり村民なり、今会社とかいろいろ答弁にもありましたけれども、使う人たちが施設を活用して、この村で成長していくという流れですから、この施設をいかに活用させるかという点からすれば、減免や負担ゼロという任意団体、規則で年間3,300円払えば何回使ってもいいんだというような答弁もありましたけれども、実際なかなか使いにくいというのが現状なので、もっともっと減免するなり、値上げするんじゃなくて使いやすい施設に改善をされて、もっともっと村民の中でせっかくなつくられた施設が十分な活用になるような施策をきちんと求めたいというふうに思います。

そういう意味では、ただ7年見直しがされていなくて、維持管理経費の一部負担を住民にさせるんだという、そのための引き上げ・有料化するんだという話だけの条例ではなくて、きちんとした減免措置や村民のためになる公正・公平な負担割合というものを明らかにすべきだということを提案申し上げて、発言を終わりたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。お座りください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第93号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業
農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第26、議案第93号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更に
ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第94号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第94号教育委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第28、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第28、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のと
おり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第29、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます

令和元年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまです。

(午後0時16分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月17日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

